

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

令和3年度

(2021年度)

枚方市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求 -----	1
(1) 処理状況 -----	1
(2) 実施機関別請求状況 -----	1
(3) 部分公開、全部非公開の適用条項 -----	2
(4) 請求者の内訳 -----	3
2. 保有情報公開の申出（任意的な公開）-----	4
(1) 処理状況 -----	4
(2) 実施機関別申出状況 -----	4

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求-----	6
(1) 処理状況 -----	6
(2) 実施機関別請求状況 -----	7
(3) 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項-----	8
2. 個人情報ファイル -----	8
保有状況 -----	8
3. 個人情報の目的外利用等 -----	9
枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5 号の規定による目的外利用等の状況 -----	9

III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員 -----	19
(1) 審議会委員 -----	19
2. 審議会開催状況 -----	20
(1) 開催日及び諮問案件 -----	20

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員 -----	21
(1) 審査会委員 -----	21
2. 諮問された審査請求の処理状況 -----	21
(1) 処理状況 -----	21
3. 審査会開催状況 -----	22
(1) 開催状況及び諮問案件 -----	22

参考資料

1. 保有情報公開の請求の内容等 -----	29
2. 保有情報公開の申出の内容等 -----	59
3. 保有個人情報開示等の請求の内容等 -----	70
4. 審議会への諮問及び答申の内容等 -----	77
5. 審査会答申 -----	81

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求

(1) 処理状況

令和3年度（2021年度）の保有情報公開請求は、281件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が54件、部分公開が106件、全部非公開が0件、存否応答拒否が6件、不存在が95件、取下げが19件で、公開率は96.4%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区分	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	
請求者数	156人	85人	
請求件数	281件	118件	
処理状況	全部公開	54件	25件
	部分公開	106件	60件
	全部非公開	—	1件
	存否応答拒否	6件	1件
	不存在	95件	22件
	取下げ	19件	9件
	却下	1	—
公開率	96.4%	97.7%	
審査請求	6件	1件	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和3年度（2021年度）の公開請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和3年度（2021年度）の公開請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和3年（2021年）10月1日現在)

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが217件（健康福祉部54件、土木部60件など）、教育委員会に対するものが39件、公平委員会に対するものが1件、監査委員に対するものが1件、上下水道事業管理者に対するものが23件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況						
			全部公開	部分公開	全部非公開	存否応答拒否	不存在	取下げ	却下
市	危機管理室	9	—	1	—	—	6	2	—
	子どもの育ち見守りセンター	—	—	—	—	—	—	—	—
	市長公室	9	5	2	—	—	2	—	—
	総合政策部	—	—	—	—	—	—	—	—
	市駅周辺等まち活性化部	5	2	2	—	—	—	1	—
	市民生活部	4	2	—	—	1	—	1	—
	総務部	18	6	6	—	1	3	1	1
	観光にぎわい部	9	4	5	—	—	—	—	—
	健康福祉部	54	9	18	—	1	24	2	—
	子ども未来部	2	—	2	—	—	—	—	—
	環境部	16	1	9	—	—	3	3	—
	都市整備部	29	2	12	—	—	12	3	—
	土木部	60	9	26	—	—	23	2	—
会計課	2	—	1	—	—	—	1	—	
小 計		217	40	84	—	3	73	16	1
委員 会	総合教育部	15	5	2	—	—	7	1	—
	学校教育部	24	4	3	—	3	12	2	—
	小 計	39	9	5	—	3	19	3	—
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		1	—	—	—	—	1	—	—
監査委員		1	—	—	—	—	1	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—	—
業 管 理 者	経営戦略室	—	—	—	—	—	—	—	—
	上下水道部	23	5	17	—	—	1	—	—
	小 計	23	5	17	—	—	1	—	—
病院事業管理者		—	—	—	—	—	—	—	—
議会の議長		—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		281	54	106	—	6	95	19	1

(3) 部分公開の適用条項

部分公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第5条第1号が58件、同条第3号が40件、同条第5号が2件、同条第6号が1件、同条第7号が50件でした。

表3 部分公開、全部非公開の適用条項

(単位:件)

		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
条例第5条第1号	個人に関する情報	58	21
第2号	法令秘情報	—	—
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	40	23
第4号	任意提供情報	—	1
第5号	公共安全等に関する情報	2	1
第6号	審議、検討等情報	1	1
第7号	事務又は事業に関する情報	50	33

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求は156の個人・団体からあり、その内訳は、市内に住所を有する者が119、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が26、市内の事務所又は事業所に勤務する者が4、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが7でした。

表4 請求者の内訳

(単位:人又は団体)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市内に住所を有する者	119	53
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	26	26
市内の事務所又は事業所に勤務する者	4	4
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	7	2
合 計	156	85

2. 請求権のないものからの保有情報公開の申出

(1) 処理状況

令和3年度（2021年度）の保有情報公開申出は、127件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が75件、部分公開が33件、不存在が8件、取下げが11件で、公開率は100%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区分	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
申出者数	97人	58人
申出件数	127件	95件
処理状況	全部公開	75件
	部分公開	33件
	全部非公開	—
	存否応答拒否	—
	不存在	8件
	取下げ	11件
	却下	—
公開率	100%	97.7%

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※令和3年度（2021年度）の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが117件、教育委員会に対するものが4件、固定資産評価審査委員会に対するものが1件、上下水道事業管理者に対するものが4件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	全部 非公開	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市 長	市長公室	4	3	—	—	—	—	1
	市駅周辺等まち活性化部	1	1	—	—	—	—	—
	市民生活部	12	6	3	—	—	2	1
	総務部	7	2	3	—	—	2	—
	観光にぎわい部	4	1	3	—	—	—	—
	健康福祉部	45	38	4	—	—	1	2
	子ども未来部	1	1	—	—	—	—	—
	環境部	9	2	5	—	—	—	2
	都市整備部	26	17	3	—	—	2	4
	土木部	8	1	6	—	—	—	1
小 計		117	72	27	—	—	7	11
教 育 委 員 会	総合教育部	1	—	1	—	—	—	—
	学校教育部	3	2	—	—	—	1	—
	小 計	4	2	1	—	—	1	—
固定資産評価審査委員会		1	—	1	—	—	—	—
業 管 理 者 上 下 水 道 事 業	経営戦略室	—	—	—	—	—	—	—
	上下水道部	4	—	4	—	—	—	—
	小 計	4	—	4	—	—	—	—
病院事業管理者		1	1	—	—	—	—	—
合 計		127	75	33	—	—	8	11

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

令和3年度(2021年度)の保有個人情報開示等請求は102件あり、開示請求が101件、訂正請求が1件でした。追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止の請求はありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が37件、部分開示が54件、非開示が2件、不存在が8件で、開示率は97.8%でした。

保有個人情報訂正請求に対する処理状況を見ると、部分訂正が1件で、訂正率は100%でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区分	令和3年度 (2021年度)		令和2年度 (2020年度)	
	保有個人情報開示請求	保有個人情報訂正請求	保有個人情報開示請求	
請求者数	88人	1人	86人	
請求件数	101件	1件	98件	
処理状況	全部開示等	37件	—	41件
	部分開示等	54件	1件	43件
	全部非開示等	2件	—	2件
	存否応答拒否	—	—	—
	不存在	8件	—	8件
	取下げ	—	—	4件(注)
	却下	—	—	—
開示等率	97.8%	100%	97.7%	
審査請求	—	—	—	

※保有個人情報の利用の停止請求、消去請求、提供の停止請求の欄は省略しています。

※開示等率 = (全部開示等件数 + 部分開示等件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和3年度(2021年度)の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和3年度(2021年度)の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和4年(2022年)10月1日現在)

(注) 請求者の死亡により終了した件数(2件)を含む。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが87件（市長公室6件、市民生活部44件、健康福祉部29件など）、教育委員会に対するものが14件、上下水道事業管理者に対するものが1件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請求件数	処 理 状 況						
			全部 開示等	部分 開示等	全部 非開示等	存否応 答拒否	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	子どもの育ち見守りセンター	2	—	2	—	—	—	—	—
	市長公室	6	6	—	—	—	—	—	—
	市民生活部	44	6	32	2	—	4	—	—
	総務部	4	4	—	—	—	—	—	—
	健康福祉部	29	15	11	—	—	3	—	—
	都市整備部	2	1	1	—	—	—	—	—
	小 計	87	32	46	2	—	7	—	—
教 育 委 員 会	総合教育部	2	—	2	—	—	—	—	—
	学校教育部	12	4	7	—	—	1	—	—
	小 計	14	4	9	—	—	1	—	—
上 下 水 道 事 業 管 理 者	経営戦略室	—	—	—	—	—	—	—	—
	上下水道部	1	1	—	—	—	—	—	—
	小 計	1	1	—	—	—	—	—	—
合 計		102	37	55	2	—	8	—	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示等及び全部非開示等の適用条項

部分開示等及び全部非開示等と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項第1号が1件、同項第2号が41件、同項第4号が28件、同項第8号が13件でした。

表9 部分開示等及び全部非開示等の適用条項

(単位：件)

		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
条例第15条第1項第1号	開示請求者に関する情報	1	—
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	41	34
第3号	法令秘情報	—	4
第4号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	28	23
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	公共安全等に関する情報	—	—
第7号	審議、検討等情報	—	—
第8号	事務又は事業に関する情報	13	12
第9号	公益的非開示情報	—	—

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

保有状況

令和4年(2022年)3月31日までの届出に基づく各実施機関の個人情報ファイルの保有状況は、486件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が412件(市民生活部90件、健康福祉部146件、都市整備部43件、土木部37件など)、教育委員会が21件、選挙管理委員会が8件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が33件、議会の議長が1件です。

表 10 実施機関別届出件数

(令和4年(2022年)4月1日現在、単位:件)

実施機関名		届出件数	実施機関名		届出件数	
市	危機管理室	5	選挙管理委員会		8	
	子どもの育ち見守りセンター	6	公平委員会		—	
	市長公室	19	監査委員		—	
	総合政策部	3	農業委員会		11	
	市駅周辺等まち活性化部	—	固定資産評価審査委員会		—	
	市民生活部	90	上下水道事業 管理者	経営戦略室		1
	総務部	19		上下水道部		32
	観光にぎわい部	5		小計		33
	健康福祉部	146	病院事業管理者		—	
	子ども未来部	8	議会の議長		1	
	環境部	31				
	都市整備部	43				
	土木部	37				
	会計課	—				
	小計	412				
教育委員会	総合教育部	3				
	学校教育部	18				
	小計	21	合計		486	

3. 個人情報の目的外利用等

枚方市個人情報保護条例第9条第2項第5号及び第6号並びに同条例第10条第3項第4号及び第5号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは92件で、実施機関内(市長、教育委員会及び上下水道事業管理者)及び実施機関相互(市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など)での利用です。

同条例第9条第2項第5号の規定による目的外利用又は同条例第10条第3項第4号の規定による提供はありませんでした。

- <参考>
- ・枚方市個人情報保護条例第9条第2項第5号
人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - ・同項第6号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - ・同条例第10条第3項第4号
人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - ・同項第5号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき。

目的外利用等の状況

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
1	危機管理室	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人漢字氏名、個人カナ氏名、生年月日、郵便番号、現住所、現住所方書、異動日、異動事由、転出地住所、転出地住所方書	「枚方市地域防災推進員育成研修会」の過去受講者に対するアンケート調査のため	令和4年2月4日から 令和4年3月31日まで
2	子どもの育ち見守りセンター	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理(宛名)番号、生年月日、続柄、性別、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍等、第30条の45に規定する区分、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年1月17日から 令和4年3月31日まで
3	子どもの育ち見守りセンター	年金児童手当課	特別児童扶養手当システムファイル	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、同居別、該当年月、所得状況届最終提出年度、障害等級、消滅年月日、消滅理由、備考有無フラグ、支援措置(支援日)、住所要件(開始日)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年1月24日から 令和4年3月31日まで
4	子どもの育ち見守りセンター	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、受給者の生年月日、宛名番号、住所、開始年月日、喪失年月日、対象児童数	JR通勤定期割引に係る特定者資格証明書等の発行及びひとり親家庭等日常生活支援事業に係る利用者負担額の算定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
5	子どもの育ち見守りセンター	年金児童手当課	児童扶養手当システムファイル	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、同居別、当初支給開始年月、支給開始年月(管轄内)、現況届最終提出年度、該当事由、非該当年月、非該当事由、差止事由、差止年月、備考有無フラグ、支援措置(支援日)、住所要件(開始日)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年1月24日から 令和4年3月31日まで
6	子どもの育ち見守りセンター	医療助成課	医療助成システムファイル	(宛名情報) 世帯番号、宛名番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、都道府県名、市区町村名、住所、地番、方書 (資格情報) 事業、世帯現況、資格該当事由、資格該当年月日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格満了年月日、別居監護、資格要件、開始年月日、終了年月日、資格認定、資格停止事由、保険種別、保険者名 (助成情報) 事業、医療機関コード、医療機関名称、点数表区分、入外区分、診療年月、診療日数	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年1月24日から 令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
7	子どもの育ち見守りセンター	地域健康福祉室(母子保健担当)	母子管理システムファイル	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、乳幼児健康診査結果情報(健診種類、受診日、総合判定、受診場所、身長、体重、頭囲、胸囲、方針、内容、事後予定)、二次健診受診情報(健診種類、受診日、健診内容、きっかけ、結果、内容、事後予定)、予防接種結果情報(種類、時期回数、接種日、接種状況、接種場所、他自治体で接種、履歴)、妊婦情報(妊娠届出日、出産予定日、届出週数、要フォローの有無、履歴)、多胎の有無、多胎の人数)、出生情報(在胎週数、体重)、個別相談情報(種類、個別相談実施日、結果、内容、時期【次回予定】、事後予定)、乳幼児健康相談情報(相談日、実施場所、フォロー方針、フォロー予定、フォロー時期)、親子教室利用情報(入室日、退室日、クラス、きっかけ、入室予定日)、医療的ケア児情報(高度医療、登録日)、対応記録(実施日、対応区分)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
8	子どもの育ち見守りセンター	福祉事務所(障害福祉担当)	身体障害者手帳関係綴 療育手帳関係綴 精神障害者保健福祉手帳関係綴 自立支援医療(精神通院)事務連絡綴 自立支援医療(精神通院)進達綴 ケースファイル	【身体障害者手帳項目】 交付日、世帯番号、宛名番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、身障手帳番号、身障手帳種別、身障手帳等級、交付日、返還日、障害等級、障害認定日、障害内容 【精神障害者手帳項目】 交付日、世帯番号、宛名番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、交付日、返還日、等級 【療育手帳項目】 交付日、世帯番号、宛名番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、療育手帳程度、交付日、返還日 【精神医療項目】 新規申請日、世帯番号、宛名番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、有効期間(自)、有効期間(至)、新規申請日、医療機関 【障害児通所支援関係項目】 決定日、世帯番号、宛名番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、障害の種類、障害区分、難病、主たる障害区分、決定日、変更日、廃止日 《(障害児相談支援・障害発達支援・医療型児童発達支援・放課後デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)支給開始日、支給終了日、有効開始日、有効終了日》、事業者番号、事業者名、サービス種類名	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
9	子どもの育ち見守りセンター	福祉事務所(生活福祉担当)	生活保護システムファイル	個人番号、カナ氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、世帯番号、員番号、扶助費目、保護開始日、保護廃止日、地区名、担当者名、基準日、処理日、生活扶助費(扶助費目)、保護停止日、保護停止解除日、統合DB_共通_更新タイムスタンプ、統合DB_共通_ユニークキー連番	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年1月17日から令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
10	子どもの育ち見守りセンター	保健予防課	小児慢性特定疾病システム	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、医療機関名、有効期間、疾病名、副疾病名	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
11	子どもの育ち見守りセンター	保育幼稚園入園課	子ども子育て支援システム保育所利用状況	保育所在籍状況、認定こども園の在籍状況(宛名番号、所属組織コード、所属組織名、ファイル作成者、ファイル作成日付)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
12	子どもの育ち見守りセンター	教育支援室(学校支援担当)	学事システムファイル	宛名番号、氏名、通称名、併記名、生年月日、性別、郵便番号、住所・方書、国籍、就学校コード、就学校名略称、就学校正式名、実学年、学年_増減値、転入学区分、入学/転入学日、転退学区分、卒業/転学日、卒業小学校、前学校コード、次学校コード、就学援助情報、支援学級フラグ、メモの有無、保護者(宛名番号、氏名、通称名、併記名、生年月日、性別)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月16日から令和4年3月31日まで
13	子どもの育ち見守りセンター	教育支援室(放課後子ども担当)	留守家庭児童会システムファイル	宛名番号、氏名、生年月日、性別、住所、利用施設コード、利用施設名、小学校コード、小学校名、保護者(宛名番号、氏名)	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月24日から令和4年3月31日まで
14	子どもの育ち見守りセンター	学校教育室(教育研修担当)	校務支援システムファイル	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、出欠状況(登校すべき日数、出席日数、早退日数、遅刻日数、欠席日数、主な欠席理由)、発育状況(身長、体重)特記事項の有無	子ども見守りシステムとの連携のため	令和4年2月16日から令和4年3月31日まで
15	国民健康保険室(国民健康保険担当)(後期高齢者医療担当)	市民室(戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
16	年金児童手当課	市民室(戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	住宛名番号、住基世帯番号、氏名、通称名、性別コード、生年月日、居住地、方書、続柄コード、転入前住所、転出先住所、住民年月日、住民届出年月日、移転年月日、移転届出年月日、転出年月日、転出届年月日、取消事由コード、取消年月日、取消届出年月日、異動事由コード、異動年月日、異動届出年月日、国籍、在留資格コード、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留期間、在留期間等の満了日、個人番号(マイナンバー)、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	各種手当事務(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)受給資格審査	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
17	医療助成課	市民室(戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
18	市民税課	市民室(戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
19	納税課	市民室(戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和3年度中の利用期間
20	健康福祉総務課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、現住所方書、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、処理日	民生委員・児童委員の委嘱及び表彰に関する事務に使用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
21	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳情報	整理番号、世帯番号、郵便親番、郵便小番、大字コード、本番コード、枝番コード、棟番号、部屋番号、棟部屋番号、住所、方書、氏名、かな氏名、生年月日、性別、世帯主名、通称名、かな通称名、漢字氏名、かな併記名、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者登録制度」の実施のため、「避難行動要支援者名簿管理システム」を構築し、事業対象者のデータ管理を行うため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
22	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳(異動変動)ファイル、住民基本台帳(最新)ファイル、住民基本台帳(全件)ファイル	氏名、宛番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所(現・前・転入前・転出地)、方書(現・前・転入前・転出地)、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、減届出日、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等の把握が必要であるため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
23	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	介護保険システム情報ファイル	基本情報、資格情報、受給情報、給付情報、宛名情報、認定情報	高齢者福祉施策の敬老事業の対象者の住所(居所)等の把握が必要であるため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
24	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人番号(履歴)、氏名(通称名)、生年月日、住所、性別、市民となった年月日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	がん検診等の健康増進業務の実施のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
25	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	市民税課	個人基本、世帯員一覧、課税台帳	市・府民税の課税額	がん検診等の無料券発行事務及び歯周病検診の無料券発行事務のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
26	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	福祉事務所 (生活福祉担当)	・生活保護ケースファイル ・中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	住民健康診査の円滑な実施のため(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の健康診査の実施及びフォローを円滑に実施するため)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
27	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
28	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	国籍、本籍、在留カード等の番号	乳幼児健康診査未受診児の中には、養育支援の特に必要な家庭の子どもである場合が考えられ、児童虐待につながるリスクが高い。その乳幼児健康診査未受診児のうち、枚方市に住民票を置いたまま海外居住していると把握したものについて、東京出入国在留管理局へ出入(帰)国記録を照会するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
29	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人番号(履歴)、氏名(通称名)、生年月日、住所、性別、市民となった年月日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	健康増進事業、予防接種事業、母子保健事業等の保健センター業務の実施のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
30	地域健康福祉室 (母子保健担当)	医療助成課	医療助成事務支援システム「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療費助成状況	乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
31	地域健康福祉室 (母子保健担当)	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	・生活保護ケースファイル【利用目的①、②】 ・中国残留邦人等支援給付システムファイル【利用目的①】	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	①生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の予防接種・がん検診・産後ケア事業の利用料等の減免を円滑に実施するため ②乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
32	地域健康福祉室 (母子保健担当)	保育幼稚園入園課	①子ども子育て支援システム 保育所利用状況 ②幼稚園・認可外保育施設の利用 状況	①保育所在籍状況、認定こども園 の在籍状況 ②氏名(漢字・カナ)、住所、生年月 日、所属幼稚園・認可外保育施設 名、認可外認定開始日、認定終了 日	①乳幼児健康診査未受診児の中 には、養育支援の特に必要な家庭 の子どもである場合が考えられ、 児童虐待につながるリスクが高 い、児童虐待の発生予防を目的 に、乳幼児健康診査未受診児にお ける、児の保育所在籍状況と認定 こども園の在籍状況を確認する ものである。 ②乳幼児健康診査未受診児の状況把 握のため。 乳幼児健康診査未受診児の中 には、養育支援の特に必要な家庭 の子ども である場合が考えられ、児童虐待 につながるリスクが高い、児童虐 待の発生予防を目的に、乳幼児健 康診査未受診児における、児の幼 稚園・認可外保育施設の利用状況 を確認するものである。	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
33	新型コロナワクチ ン接種対策室	広報プロモーション 課	点字・録音広報読者名簿	点字広報・録音広報(CD・カセッ トテープ別)の配付対象者の氏名 及び住所	新型コロナワクチン接種券送付 時の封筒に点字を貼付し対象者 に発送するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
34	新型コロナワクチ ン接種対策室	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳(異動変更)	整理番号、個人番号、氏名、かな氏 名、生年月日、性別、減異動日、減 異動事由、転入前住所、転出先住 所	本市で整備する「新型コロナワ クチン接種予約システム」にお ける、事前の接種予約から当日の 接種受付、接種履歴の管理までの ワクチン接種業務に係る市民の 情報の一元的な管理・利用及び国 が整備している「ワクチン接種 記録システム(VRS)」における各 市町村の権限で管理できる領域 の割り当て内における市区町村 による住民の接種履歴の管理や、 国による全国的な統計情報の公 表を効率的に行うため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
35	新型コロナワクチ ン接種対策室	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳(異動変更)	整理番号、個人番号、氏名、かな氏 名、生年月日、性別、減異動日、減 異動事由、転入前住所、転出先住 所、住所、増届出日、減届出日、直 前の住所、直前の住所方書、通称 名、かな通称名、郵便親番、郵便子 番、再転入フラグ、現住所方書、異 動日、異動事由	本市で整備する「新型コロナワ クチン接種予約システム」にお ける、事前の接種予約から当日の 接種受付、接種履歴の管理までの ワクチン接種業務に係る市民の 情報の一元的な管理・利用及び国 が整備している「ワクチン接種 記録システム(VRS)」における各 市町村の権限で管理できる領域 の割り当て内における市区町村 による住民の接種履歴の管理や、 国による全国的な統計情報の公 表を効率的に行うため	令和3年8月13日から 令和4年3月31日まで
36	福祉指導監査課	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担 当)	受給者別給付状況一覧表ファイ ル	サービス提供年月日、被保険者氏 名、被保険者番号、事業所名、事業 所番号、保険者名、保険者番号、要 介護度、サービス種類、計画単位 数、給付単位数、保険給付額、公費 負担額、利用者負担額	サービス事業者等の介護給付等 対象サービスの内容について、行 政上の措置に該当する内容であ ると認められる場合若しくはそ の疑いがあると認められる場合 又は介護報酬の請求について不 正若しくは著しい不当が疑われ る場合において、事実関係を的確 に把握し、公正かつ適切な措置を とるため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
37	福祉事務所 (健康福祉総合相談 担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	住民番号、世帯番号、住民種別、氏 名、フリガナ、本名氏名、本名フリ ガナ、生年月日、性別、続柄、記載 順位、住所、方書、郵便番号、住所 コード、行政区コード、住民とな った日、住民となった事由、住 民でなくなった日、住民でなくな った事由、直近異動年月日、直 近届出年月日、直近異動事由コー ド	高齢者権利擁護事務等及び総合 相談対応事務等のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
38	福祉事務所 (健康福祉総合相談 担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	住民番号、世帯番号、住民種別、氏 名、フリガナ、本名氏名、本名フリ ガナ、生年月日、性別、続柄、記載 順位、住所、方書、郵便番号、住所 コード、行政区コード、住民とな った日、住民となった事由、住 民でなくなった日、住民でなくな った事由、直近異動年月日、直 近届出年月日、直近異動事由コー ド、個別給付コード	住民税非課税世帯等に対する臨 時特別給付金支給事務に関し、対 象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から 令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和3年度中の利用期間
39	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	広報プロモーション課	広報ひらかた(点字版)希望者リスト、広報ひらかた(録音版)希望者リスト	氏名、郵便番号、住所	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、点字の表示が必要な対象者を把握するため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
40	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	商工振興課	家計急変世帯送付情報データ	世帯番号、漢字氏名、宛先住所、宛先郵便番号、生年月日、受付番号、世帯人数	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、対象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
41	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	年金児童手当課	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(家計急変世帯該当者)	宛名番号、世帯番号、氏名、フリガナ	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、対象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
42	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	健康福祉総務課	特別定額給付金支給台帳	対象者の住民番号、振込金融機関名、振込金融機関コード、振込支店コード、振込支店名、振込口座種目、振込口座番号、振込口座名義	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、支給口座の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
43	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	市民税課	住登外課税者リスト	宛名番号、世帯番号、氏名、フリガナ	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、対象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
44	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	福祉事務所 (生活福祉担当)	生活保護等情報ファイル(住登外者以外)	住民番号、区分、生活保護受給開始年月日、生活保護受給停止年月日、生活保護受給再開年月日、生活保護受給廃止年月日、取消区分、氏名、フリガナ、生年月日、性別	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、対象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
45	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	子どもの育ち見守りセンター	母子生活支援施設入所者リスト	宛名番号、世帯主氏名、フリガナ、住所、生年月日	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に関し、対象者の把握等を行うため	令和4年1月13日から令和4年3月31日まで
46	保健医療課	国民健康保険室 (国民健康保険担当)	国保資格マスターファイル(個人・世帯) 国保収納マスターファイル	枚方市国民健康保険加入の有無(世帯主氏名・生年月日・住所)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条3の3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和3年6月29日から令和4年3月31日まで
47	保健医療課	地域健康福祉室 (障害福祉担当)	・自立支援医療(精神通院)事務連絡綴 ・自立支援医療(精神通院)進達綴 ・精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴	・自立支援医療(精神通院)受給の有無 ・自立支援医療(精神通院)受給の内容(有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別) ・精神保健福祉手帳所持の有無 ・精神保健福祉手帳の内容(等級、有効期限、更新手続の有無)	①自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付にかかる受給資格要件確認のため ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
48	保健衛生課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
49	保健衛生課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
50	保健衛生課	下水道管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のものを廃止するため	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
51	子ども青少年政策課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	新成人の啓発に係る業務に必要なため	令和4年3月10日から令和4年3月28日まで
52	子ども青少年政策課	住宅まちづくり課	枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請等台帳	氏名、生年月日、住所	枚方市結婚等新生活支援補助金は、新婚夫婦等のいずれも過去に枚方市三世代家族・定住促進補助金の交付決定を受けていないことを交付要件としていることから、過去の交付状況を確認するため	令和3年4月15日から令和4年3月29日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
53	保育幼稚園入園課	市民室 (戸籍・住基担当)	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
54	環境政策室 (環境保全担当)	納税課	取納ファイル	滞納(有、無)	枚方市規格葬儀に関する協定を更新するに当たり、取扱店が有資格者(市税の滞納がないこと)であることを確認するため	令和4年3月10日から 令和4年3月31日まで
55	都市計画課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳情報	住所	枚方市立地適正化計画における居住誘導区域内の人口動態把握のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
56	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	土地課税台帳の現況地目、現況における農小屋の有無、固定資産税等の減額措置の手続きの有無、納税者氏名・住所	生産緑地地区の追加指定を検討する際、指定にあたり、支障が無いかを確認するために利用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
57	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	土地の納税者氏名及び住所	生産緑地法の改正に伴い、生産緑地法第10条の2から第10条の4までに定める特定生産緑地に関する周知を、生産緑地の土地所有者に行う必要があるため	令和3年7月13日から 令和4年3月31日まで
58	都市計画課	資産税課	家屋情報(シェイプデータ)	建物の階数及び構造	枚方市立地適正化計画の改定作業において、家屋情報と想定される災害ハザード情報の重ね合わせ分析を行うため	令和3年5月31日から 令和4年3月1日まで
59	開発調整課	資産税課	令和3年航空写真及び地番図データ	枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真及び枚方市全域の地番図データ	開発調整課で使用している開発情報マップシステムの更新に利用するため	令和3年8月30日から 令和4年11月30日まで
60	みち・みどり室 (整備管理担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	住民基本台帳から単純無作為抽出した満18歳以上の市民(対象外：香里ヶ丘1～12丁目、菊丘南町、茄子作北町、東香里新町、東香里3丁目の氏名(ふりがな、通称名含む)、年齢、性別、住所	都市再生整備計画(香里団地センター地区)の評価指標である住民満足度について、事後評価値を市民アンケート結果により算出するため、令和3年7月に市民1,500人を対象として満足度調査を実施するに当たり、対象者を無作為に抽出するため	令和3年4月23日から 令和3年4月23日まで
61	交通対策課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所・氏名	「枚方市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車を所有者に返還するため	令和3年4月16日から 令和4年3月31日まで
62	上下水道総務室 (営業料金担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	住所、氏名、生年月日、転居年月日及び住所、転出年月日及び住所	下水道事業受益者負担金の請求及び未収金徴収のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
63	上下水道総務室 (営業料金担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳(異動変動)ファイル、住民基本台帳(全件)ファイル	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理(宛名)番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	水道料金等の請求及び還付のため 水道料金等減免資格認定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
64	上下水道総務室 (営業料金担当)	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
65	上下水道総務室 (営業料金担当)	年金児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表 特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
66	上下水道総務室 (営業料金担当)	市民税課	市民税業務ファイル(課税台帳、個人基本)	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数、年度、宛名コード、徴収区分、非課税区分、賦課氏名カナ	水道料金等減免資格認定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和3年度中の利用期間
67	上下水道総務室 (営業料金担当)	資産税課	土地課税台帳及び固定資産(土地)地番参考図	・土地に係る項目(地番、登記及び現況地目、所有者の氏名、フリガナ及び住所、地積、生産緑地並びに市街化調整区域の指定有無、私道負担部分の有無) ・課税状況に係る項目(相続関連、送付先)	賦課対象者(受益者)及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
68	上下水道総務室 (営業料金担当)	福祉事務所 (障害福祉担当)	身体障害者更生指導台帳 療育手帳交付台帳 精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴	対象者氏名、宛番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格の確認のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
69	上下水道総務室 (営業料金担当)	福祉事務所 (生活福祉担当)	生活保護DB、生活保護ケースファイル	個人番号、カナ氏名、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、世帯員氏名、住所、居住地(施設入所先等)、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
70	上下水道総務室 (営業料金担当)	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	要介護認定情報	要介護状態区分、認定日、有効期間	水道料金等減免資格の確認のため(介護保険要介護世帯)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
71	上水道管理課	資産税課	土地・家屋課税台帳	土地の所在(枚方市)、地番、評価額	水道管布設用地の借地料算定のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
72	上水道管理課	上下水道総務室 (営業料金担当)	①水栓マスター ②使用者マスター ③調定マスター	水栓番号(A・B)、使用者番号、使用者カナ氏名、使用者電話番号、使用者住所、業種、メータ番号、メータ口径、訂正水量(なければ今回使用水量。なお、受水槽方式は親水量)、調定年月、地区番号、用途、親子情報、戸数	枚方市水道施設情報管理システムにデータの取り込み、各種業務(断水情報・水理解析・管網計算・基図修正等)に利用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
73	上水道工務課	資産税課	固定資産課税台帳	土地所有者氏名、住所	配水管更新工事に係る地権者連絡先確認のため	令和3年6月21日から 令和4年3月31日まで
74	下水道管理課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	住所、氏名、生年月日、続柄、前住所、住民日、住定日、届出日、世帯員氏名及び生年月日	・水洗便所等の普及促進を図り環境衛生の向上に資するため ・枚方市水洗便所等改造資金助成規則に基づいた補助金の適用に使用するため ・河川水路の占用許可申請、更新、徴収に利用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
75	下水道管理課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所、氏名	水路敷の適正な維持管理を行なうため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
76	下水道管理課	資産税課	家屋課税台帳	家屋・所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の住所・氏名	水洗便所等の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
77	下水道管理課	福祉事務所 (生活福祉担当)	生活保護ケースファイル	公共下水道開始区域内にて、生活保護受給者が所有する建築物の件数	枚方市水洗便所等改造資金助成規則に基づいた補助金の適用に使用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
78	雨水整備課	資産税課	令和3年度固定資産税台帳	納税義務者 住所、氏名	浸水対策事業(雨水管整備事業)に先立ち、所有者・地権者と連絡をとる必要が生じたため ※法務局枚方出張所で調査した土地登記簿謄本に記載された地権者の氏名、住所に基づき連絡、市民室にて調査したものの不明であったため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
79	教育政策課	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う各種案内通知を発送するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
80	新しい学校推進室	教育支援室 (学校支援担当)	高陵校区、中宮北校区在住の令和4年度小学校入学予定者データ	高陵小学校区と中宮北小学校区の就学前児童の名前、住所、郵便番号、保護者名	高陵小学校と中宮北小学校が令和4年4月1日に統合し、中宮北小学校敷地に新しい学校(禁野小学校)が開校することに伴い、就学前児童の保護者に「高陵小学校と中宮北小学校の学校統合による新しい学校の開校について(お知らせ)」を送付するため	令和3年10月5日から 令和3年10月5日まで
81	教育支援室 (学校支援担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名(父又は母) 学齢児童・生徒の生年月日、居住地	新型コロナウイルス感染症対応に当たり、学校からの情報だけでは確認できない場合に閲覧するため	令和3年4月7日から 令和4年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和3年度中の利用期間
82	教育支援室 (学校支援担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名(父又は母)	学齢簿作成に当たり、住民記録で確認できない場合に閲覧ため。また、就学時健康診断通知、就学通知を該当児童・生徒の保護者に郵送するに当たり、住民記録で確認できない場合に閲覧するため	令和3年4月7日から 令和4年3月31日まで
83	教育支援室 (学校支援担当)	市民税課	課税台帳、世帯員一覧、給与支払報告書綴、市・府民税申告書綴	総所得金額、所得、所得控除の内訳、市民税課税標準額、市民税額、人的控除の人数及び内訳、繰越損失の金額、所得税法による配当控除、所得税法による外国税額控除、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除	就学援助費支給、支援学級等就学奨励費支給、枚方市奨学金支給に係る資格審査のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
84	教育支援室 (学校支援担当)	福祉事務所 (生活福祉担当)	生活保護ケースファイル	学齢児童・生徒・就学前児童の生活保護開始日及び廃止日	就学援助費支給に係る審査及び要保護児童生徒への修学旅行費支給に係る対象者確認のため	令和3年4月21日から 令和4年3月31日まで
85	教育支援室 (学校支援担当)	おいしい給食課	枚方市就学援助受給中学生並びに支援学級等就学奨励費受給中学生の学校給食注文情報	申請番号、氏名カナ、月別の注文分学校給食費	枚方市就学援助及び支援学級等就学奨励費の学校給食費支給のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
86	教育支援室 (児童生徒支援担当)	ひらかた子ども発達支援センター	障害児関係綴	令和4年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前・性別・生年月日	令和4年度就学指導に資するため	令和3年6月4日から 令和3年7月31日まで
87	教育支援室 (児童生徒支援担当)	保育幼稚園入園課	障害児関係綴	令和4年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前・性別・生年月日	令和4年度就学指導に資するため	令和3年6月4日から 令和3年7月31日まで
88	教育支援室 (児童生徒支援担当)	保育幼稚園入園課	保育所入所申込書・認定こども園利用調整申込書兼保育児童台帳	令和4年度就学予定児童のうち、障害児保育制度対象幼児の名前・性別・生年月日・保育所名・保護者名・住所及び特例加配対象幼児の保護者名・住所	令和4年度就学指導に資するため	令和3年6月4日から 令和3年7月31日まで
89	教育支援室 (児童生徒支援担当)	保育幼稚園入園課	障害児保育制度利用についての意見書	令和5年度(4歳児)、令和6年度(3歳児)就学予定幼児のうち、障害児保育制度対象幼児の名前・所属施設名・生年月日・性別・住所・手帳の有無(身体障害手帳)・発達と障害の状態	枚方市立小中学校のエレベーター設置根拠資料とするため	令和4年1月24日から 令和4年3月31日まで
90	教育支援室 (放課後子ども担当)	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認及び入退室減免等の必要な通知を行うため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
91	選挙管理委員会事務局	市民室 (戸籍・住基担当)	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、本籍地、本籍地方書、筆頭者漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	立候補届出、証票交付、投票管理者・投票立会人の選任の選挙事務で利用するため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
92	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所・世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目・地積)、登記情報	農地基本台帳管理システム運用に係る固定データ確認のため	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

※個人番号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された個人番号ではありません。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、15人以内の学識経験者及び市民団体又は関係団体を代表する者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

表12 審議会委員名簿

(令和4年(2022年)3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	塚本勝俊	大阪工業大学教授
副会長	堀内康德	弁護士
委員	石橋勇治	枚方市PTA協議会
委員	岸本和代	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	坂口孝司	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	高橋節子	枚方地区人権擁護委員会
委員	田代香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	新島佳世子	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	野田隆	奈良女子大学教授
委員	端山雅樹	北大阪商工会議所
委員	廣井慧	京都大学防災研究所准教授
委員	本多滝夫	龍谷大学教授
委員	山田昇	枚方市青少年育成指導員連絡協議会

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月26日から令和4年(2022年)10月25日まで又は令和3年(2021年)3月1日から令和5年(2023年)2月28日までの2年間

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

令和3年度（2021年度）の審議会は、以下のとおり4回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和3年（2021年）7月9日（金）

諮問案件

第634号 ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム商品券事業に係る保有個人情報の外部提供について

第635号 ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム商品券事業に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について

第636号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和3年（2021年）7月20日（火）

諮問案件

第637号 療養者情報システムの電気通信回線による接続について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和3年（2021年）8月30日（月）

報告案件のみ

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和4年（2022年）2月18日（金）

諮問案件

第638号 食品等に係る輸出証明書発給システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について

第639号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について

第640号 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種記録システム（VRS）の電気通信回線による接続について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人以内の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(令和4年(2022年)3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	佐 伯 彰 洋	同 志 社 大 学 法 学 部 教 授
副 会 長	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	田 近 肇	近 畿 大 学 法 学 部 教 授
委 員	宮 村 教 平	佛 教 大 学 教 育 学 部 講 師

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月15日から令和4年(2022年)10月14日までの2年間

2. 諮問された審査請求の処理状況

(1) 処理状況

令和3年度(2021年度)に審査会に新たに諮問された審査請求は5件で、保有情報公開請求に係る決定についてのもの(市長に対するもの)でした。

令和3年度(2021年度)に審査会で審査された諮問案件は5件で、このうち、4件について同年度に答申がありました。

表14 審査された諮問案件の処理状況

(令和4年(2022年)3月31日現在)(単位:件)

区 分	諮問件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
保有情報公開請求	5	—	—	—	4	—	1
保有個人情報開示請求	—	—	—	—	—	—	—

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

令和3年度（2021年度）は、次の案件の審査のため、4回開催されました。

案件①「〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇～住民説明会に係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第11条第2項に基づき枚方市長へ届出た資料一式及び同条例第5条第2項「当該紛争が生じた場合、誠意をもってこれを解決しなければならない」に関して「紛争」の定義を定めた文書及びこの条例に違反すれば開発者等への罰則規定が置かれているが「罰則規定」が適用される定義を定めた文書。なお、それが市の裁量やケースバイケースであった場合は、その旨で判断すると意思決定された文書」の保有情報不存決定についての審査請求に対する裁決について

案件②「①令和3年3月29日の開発調整課〇〇氏【電話録音済】によると、条例第5条の開発者の責務として規定されている第2項において「開発者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じないよう努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってこれを解決しなければならない。」とあるが、条例を制定してきながら「紛争の定義はない」、「しなければならないと義務を課しているが、それは開発者姿勢の話しだ」と発言され、それは開発調整課の意思決定であると主張をしている。意思決定された以上は当然に意思決定に至る文書が存在するはずである（枚方市文書管理規定第3条（4）に規定する保存すべき文書（市における経緯も含めた意思決定に至る過程））ので、市としての意思決定文書（稟議文書だけでなく、組織的に共用する文書全て）について、情報公開請求を行う。②開発調整課〇〇氏と〇〇との交渉記録（令和3月中全て）」の保有情報不存決定についての審査請求に対する裁決について

案件③「〇〇の北側道路（枚方市〇〇付近）の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切のうち、枚方市と事業者との協議文書」の保有情報不存決定についての審査請求に対する裁決について

案件④「保健衛生課が委託している大阪府及び森林センターに支払いをした委託料について、大阪府及び森林センターによる領収書全て」の保有情報不存決定についての審査請求に対する裁決について

案件⑤「予防接種後副反応疑い報告書」の保有情報部分公開決定についての審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和3年（2021年）9月30日（木）

審査事項 上記案件①、②、③及び④について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和3年（2021年）11月26日（金）

審査事項 上記案件①及び④について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和3年(2021年)12月27日(月)

審査事項 上記案件②、③及び④について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和4年(2022年)3月24日(木)

審査事項 上記案件②及び⑤について

表15 諮問された審査請求の内容等

(令和4年(2022年)3月31日現在)

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、答申内容等
審査請求 R3.4.6 保有情報 公開	○○年○○月○○日(○)○○:○○～住民説明会に係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第11条第2項に基づき枚方市長へ届出た資料一式及び同条例第5条第2項「当該紛争が生じた場合、誠意をもってこれを解決しなければならない」に関して「紛争」の定義を定めた文書及びこの条例に違反すれば開発者等への罰則規定が置かれているが「罰則規定」が適用される定義を定めた文書。なお、それが市の裁量やケースバイケースであった場合は、その旨で判断すると意思決定された文書 市長(都市整備部開発指導室開発調整課)	不存在	諮問日 R3.9.21 答申日 R3.12.22 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R4.2.24 裁決内容 棄却

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答申内容等
審査請求 R3. 4. 30 保有情報 公開	①令和3年3月29日の開発調整課〇〇氏 【電話録音済】 によると、条例第5条の開発 発者の責務として規定されている第2項に において「開発者等は、開発事業等を行うに 際しては、周辺住民等との紛争が生じない よう努めるとともに、当該紛争が生じた場 合には、誠意をもってこれを解決しなけれ ばならない。」とあるが、条例を制定してき ながら「紛争の定義はない」、「しなければ ならないと義務を課しているが、それは開 発者姿勢の話しだ」と発言され、それは開 発調整課の意思決定であると主張をしてい る。意思決定された以上は当然に意思決定 に至る文書が存在するはずである（枚方市 文書管理規定第3条（4）に規定する保存 すべき文書（市における経緯も含めた意思 決定に至る過程））ので、市としての意思決 定文書（稟議文書だけでなく、組織的に共 用する文書全て）について、情報公開請求 を行う。②開発調整課〇〇氏と〇〇との交 渉記録（令和3月中全て） 市長（都市整備部開発指導室開発調整課）	不存在	諮問日 R3. 9. 21 答申日 R4. 3. 24 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 未裁決
審査請求 R3. 6. 3 保有情報 公開	〇〇の北側道路（枚方市〇〇付近）の接道 に関する枚方市と事業者との協議文書や 図面の一切のうち、枚方市と事業者との協 議文書 市長（都市整備部開発指導室審査指導課）	不存在	諮問日 R3. 9. 21 答申日 R3. 12. 27 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R4. 2. 24 裁決内容 棄却
審査請求 R3. 6. 15 保有情報 公開	保健衛生課が委託している大阪府及び森林 センターに支払いをした委託料について、 大阪府及び森林センターによる領収書全て	不存在	諮問日 R3. 9. 21 答申日 R3. 12. 27 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R4. 2. 24 裁決内容 棄却

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R3. 10. 18 保有情報 公開	予防接種後副反応疑い報告書	部分公開	諮問日 R4. 3. 11 (審査中)

参 考 资 料

1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
1	R3. 4. 1	R3. 4. 15	請求書添付資料(写真地図1～3)にある路面標示「自転車等放置禁止区域」に係る文書 1. この路面標示をした根拠文書 2. この路面標示を現況で継続掲出をする根拠文書 3. この路面標示(3ヶ所)板を貼付する位置を決める根拠文書のうち1	公開	土木部 交通対策課	
2	R3. 4. 1	R3. 4. 15	請求書添付資料(写真地図1～3)にある路面標示「自転車等放置禁止区域」に係る文書 1. この路面標示をした根拠文書 2. この路面標示を現況で継続掲出をする根拠文書 3. この路面標示(4ヶ所)板を貼付する位置を決める根拠文書のうち2, 3	不存在 ※1	土木部 交通対策課	
3	R3. 4. 2	R3. 4. 15	枚方市民会館大ホールの補修工事の起案書(金額、時期等を含む) <対象文書> 市民会館外壁の緊急工事の実施について	公開	観光にぎわい部 文化生涯学習課	
4	R3. 4. 2	R3. 4. 13	金入り設計書 ・車塚公園管理業務委託 ・公園等春期剪定作業委託(北部地区) ・公園等春期剪定作業委託(南部地区) ・公園等草刈作業委託(北部A地区) ・公園等草刈作業委託(北部B地区) ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ・公園等草刈作業委託(中部B地区) ・公園等草刈作業委託(南部地区) ・小規模公園草刈作業委託(北部地区) ・小規模公園草刈作業委託(中部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
5	R3. 4. 2	R3. 4. 13	金入り設計書 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) ・天野川緑道管理業務委託 ・枚方市駅前花壇他管理委託 ・岡東中央公園年間管理委託 ・津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 ・御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 ・樟葉駅前花壇等管理委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
6	R3. 4. 2	R3. 4. 9	金入り設計書 ・除草作業委託(南部) ・除草作業委託(北部)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
7	R3. 4. 2	R3. 4. 8	金入り設計書 ・水面廻廊樹木管理委託 ・出口排水路他除草委託 ・枚方1号水路他除草委託 ・新安居川他除草委託 ・北谷川他除草委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
8	R3. 4. 2	R3. 4. 16	金入り設計書 ・史跡楠葉台場跡管理業務委託	部分公開 5-7	観光にぎわい部 文化財課	
9	R3. 4. 2	R3. 4. 12	金入り設計書 ・枚方中学校他5校除草作業委託 ・招提中学校他4校除草作業委託 ・第二中学校他5校除草作業委託 ・香里小学校他5校除草作業委託 ・春日小学校他5校除草作業委託 ・中宮北小学校他5校除草作業委託 ・船橋小学校他5校除草作業委託 ・菅原東小学校他5校除草作業委託	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
10	R3. 4. 2	R3. 4. 15	金入り設計書 ・道路用地除草委託	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
11	R3. 4. 2	R3. 4. 13	金入り設計書 ・北部地区街路樹管理委託 ・中部地区街路樹管理委託 ・南部地区街路樹管理委託 ・北部道路除草委託 ・中部道路除草委託 ・南部道路除草委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
12	R3. 4. 1	R3. 4. 13	令和2年12月定例会議会において可決された議案第99号 枚方市道路 占用料条例等の一部改正における道路占用料の算出根拠資料一式 <対象文書> 令和2年度固定資産評価額に基づく道路占用料算定表	公開	土木部 道路河川管理課	
13	R3. 4. 7	R3. 4. 20	1 令和3年3月29日の開発調整課〇〇氏【電話録音済】によると、条 例第5条の開発者の責務として規定されている第2項において「開発 者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じな いよう努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってこ れを解決しなければならない。」とあるが、条例を制定しておきなが ら「紛争の定義はない」、「しなければならぬと義務を課している が、それは開発者姿勢の話だ」と発言され、それは開発調整課の意思 決定であると主張している。 意思決定された以上は当然に意思決定に至る文書が存在するはず である(枚方市文書管理規程第3条(4)に規定する保存すべき文書(市 における経緯も含めた意思決定に至る過程))ので、市としての意思 決定文書(稟議文書だけでなく、組織的に共用する文書全て)につい て、情報公開請求を行う。 2 開発調整課〇〇氏と〇〇との交渉記録(令和3月中全て)	不存在 ※2	都市整備部 開発指導室 開発調整課	審査請求 R3. 4. 30
14	R3. 4. 8	R3. 4. 22	請求書添付資料(写真・地図)1~2に関する道路占用許可並びにその 資料文書 1)ちょうちん設置 2)花だん、コーン設置	不存在 ※3	土木部 道路河川管理課	
15	R3. 4. 16	R3. 4. 27	枚方市〇〇一帯における污水管布設時の都市ガス支障移設工事に伴 う道路所有者(株式会社〇〇名義分)への承諾書一式 <対象文書> 下水道等の整備に係る土地調査・測量・登記関係業務に係る公共下水 道工事施工承諾書	部分公開 5-3	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	
16	R3. 4. 19	R3. 5. 19	令和3年度予算における図書館書籍購入費用策定及び同年補正予算 案における電子書籍導入に対するシステム委託費・電子書籍購入費 を策定するまでの検討内容及び意思決定のプロセスが分かる一切の 文書 <対象文書> (1)令和3年度当初予算編成 資料の送付 について (2)令和3年度当初予算における経常経費にかかる予算案の作成につ いて (3)【中央図書館】経常経費一覧表 (4)新型コロナウイルス感染症に係る追加対策に伴う予算要求につ いて ・回議書 新型コロナウイルス感染症に係る追加対策に伴う予算要求 について ・「新型コロナウイルス感染症に関する更なる感染防止対策につ いて」財政課報告シート ・見積書(電子図書館サービス 図書館システム非連携版について) ・新型コロナウイルス感染症に係る追加対策に伴う予算要求につ いて(通知) (5)令和3年度1号補正予算査定額の開示について	部分公開 5-1 5-3 5-7	教育委員会 総合教育部 中央図書館	決定期間 延長決定 R3. 4. 30
17	R3. 4. 20	R3. 4. 28	令和元年12月13日起案公報第166号「枚方市市勢要覧の全面改訂版発 行委託」回議書及び添付書類 <対象文書> 枚方市市勢要覧の全面改訂版発行委託	公開	市長公室 広報プロモーション課	
18	R3. 4. 20	R3. 5. 6	産業廃棄物処分業許可申請書(平成28年3月14日付環産第730号)の添 付資料のうち、基本契約書、確認書、土地賃貸借契約書、機械賃貸借契 約証書一式	部分公開 5-3	環境部 環境指導課	
19	R3. 4. 28	R3. 5. 12	金入り設計書 ・北中振3丁目配水管整備基本設計委託 ・中宮浄水場～田口山配水管間送水管更生工事に伴う田口2丁目地区 布設替実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 上水道工務課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
20	R3. 4. 28	R3. 5. 11	金入り設計書 ・安居川ポンプ場耐震診断調査業務委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	
21	R3. 5. 6	R3. 5. 17	令和2年度に包括外部監査において監査人が「枚方市学校園安全共済会」に対する補助金を監査する際にその目的において「市立小学校及び中学校の管理下における児童・生徒の負傷や事故に係る治療費等の保障」という文言の「児童・生徒」には「保護者が単位PTAに加入していない児童・生徒」は含まれないことを認識していたことが分かる文書	不存在 ※4	監査委員事務局	
22	R3. 5. 6	R3. 6. 21	令和2年3月31日までに、枚方市立の学校園が窓口となって枚方市学校園安全共済会において、その共済事業の手続きをする上で、当該共済事業の対象者が「保護者が各学校園の単位PTAに所属している児童または生徒に限る」ことを各学校園の保護者に対し、明示的に説明している文書 (「会員は単位PTA」「PTA会費で運営」はPTA保険が同様の説明ですべてのこどもを対象としているため不可)	不存在 ※5	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	決定期間 延長決定 R3. 5. 20
23	R3. 5. 6	R3. 6. 21	1 枚方市立の各学校園において「枚方市学校園安全共済会」の手续に用いることを目的として、各学校園の単位PTAに対し、PTA会員名簿の提供を求めたことが分かる文書 2 1がない場合に各単位PTAが同手続きのために自発的にPTA会員名簿を提出したことが分かる文書	不存在 ※6	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	決定期間 延長決定 R3. 5. 20
24	R3. 5. 6	R3. 5. 19	1 令和2年度に〇〇小学校の〇〇学校長による保護者に対するハラスメント行為の訴えに関して、枚方市教育委員会が学校長の行動を評価するために外部の法律専門家や弁護士等に意見を求めたことが分かる文書(但し、個人情報の目的外使用の案件を除く) 2 1の文書があれば、それに対する回答内容が分かる文書	存否応答拒否 ※1	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	
25	R3. 5. 6	R3. 5. 19	1 令和2年度における〇〇小学校〇〇学校長による学校運営協議会の不適切な運営に対する処分があったことが分かる文書 2 1について処分があった場合、その内容が分かる文書 3 1について処分がなかった場合、その理由が分かる文書	存否応答拒否 ※2	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	
26	R3. 5. 6	R3. 5. 20	1 令和2年度における〇〇小学校〇〇学校長が保護者の個人情報を目的外使用したことについて処分があったことが分かる文書 2 1について処分がない場合その理由が分かる文書 3 1について目的外使用された被害者に謝罪し、和解したことが分かる文書 のうち3	不存在 ※7	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
27	R3. 5. 6	R3. 5. 19	1 令和2年度における〇〇小学校〇〇学校長が保護者の個人情報を目的外使用したことについて処分があったことが分かる文書 2 1について処分がない場合その理由が分かる文書 3 1について目的外使用された被害者に謝罪し、和解したことが分かる文書 のうち1,2	存否応答拒否 ※3	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	
28	R3. 5. 6	R3. 5. 20	令和3年4月20日付け都調第〇〇号「保有情報不存在決定通知」を意思決定した起案(稟議)文書及び起案(稟議)文書の添付資料全て<対象文書> 「枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった「市としての意思決定文書及び開発調整課〇〇氏と〇〇との交渉記録(令和3月中全て)」の保有情報不存在について」	部分公開 5-1	都市整備部 開発指導室 開発調整課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
29	R3. 5. 6	R3. 6. 21	枚方市の条例についての解釈に係る意思決定文書全て(条例解釈運用基準等は除く。) <対象文書> (1) 枚方市営住宅条例の一部改正について (2) 枚方市営住宅条例施行規則の一部改正について (3) 枚方市立地域活性化センター貸室利用の手引きの作成について (4) 「職員用Q&A」の改定について (5) 枚方市環境紛争調整委員設置規則の全部改正について (6) 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第17条第1項第3号(土地区画変更協議)の取り扱いについて(伺い) (7) 土地区画変更協議完了後の区画数の増減を伴わない区画面積変更の取扱について(伺い) (8) 建築行為等に伴う枚方市開発事業等の手続等に関する条例第3条(適用範囲)の運用について(伺い) (9) 建築物の地上階数及び高さの規制の運用について(伺い) (10) 単身者向け共同住宅における管理の運用について(伺い) (11) 第二京阪道路における枚方市開発事業等の手続等に関する条例第17条第1項第2号の運用について (12) 開発事業等の手続における「進展の見込みがないと認める場合」の取扱について (13) 高さ緩和における緑地等の変更について (14) サービス付き高齢者向け住宅の「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」における住居専有面積の取り扱い、及び、関係課協議に伴う添付図書について (15) サービス付き高齢者向け住宅の「枚方市開発事業の手続等に関する条例」における運用について (16) 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づく「ネオライフ樟葉マンション」の建替えに係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」における住居専有面積の取扱について	公開	総務部 コンプライアンス 推進課	決定期間 延長決定 R3. 5. 20
30	R3. 5. 7	R3. 5. 21	1 ○○の北側道路(枚方市○○付近)の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切 2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号における事業者側の文書や図面の一切 3 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第11条第2項に基づく届出文書一切 のうち、1に係る図面の一切 <対象文書> 都市計画法第35条の2第1項の開発行為の変更許可申請の、土地利用計画図、土地利用計画図【北側車路】及び造成計画平面図	部分公開 5-1	都市整備部 開発指導室 審査指導課	
31	R3. 5. 7	R3. 5. 21	1 ○○の北側道路(枚方市○○付近)の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切 2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号における事業者側の文書や図面の一切 3 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第11条第2項に基づく届出文書一切 のうち、1に係る枚方市と事業者の協議文書	不存在 ※8	都市整備部 開発指導室 審査指導課	審査請求 R3. 6. 3
32	R3. 5. 7	R3. 5. 20	1 ○○の北側道路(枚方市○○付近)の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切 2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号における事業者側の文書や図面の一切 3 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第11条第2項に基づく届出文書一切 のうち、2における事業者側の図面及び3 <対象文書> 土地利用計画図・造成計画平面図・造成計画断面図その1からその4・立面図その1及びその2・説明結果届出書・計画説明概要報告書	部分公開 5-1 5-3	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
33	R3. 5. 7	R3. 5. 21	「1 ○○の北側道路(枚方市○○付近)の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切 2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号における事業者側の文書や図面の一切 3 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第11条第2項に基づく届出文書一切 のうち、2における事業者側の文書	不存在 ※9	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
34	R3. 5. 7	R3. 5. 18	金入り設計書 ・高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
35	R3. 5. 10	R3. 5. 24	金入り設計書 ・公園等冬期剪定作業委託(南部地区) ・公園等冬期剪定作業委託(中部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
36	R3. 5. 12	R3. 6. 23	中宮浄水場更新基本構想・基本設計事業の成果物一式 <対象文書> 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 報告書(基本設計) 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 報告書(基本構想)	部分公開 5-3 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	決定期間 延長決定 R3. 5. 25
37	R3. 5. 12	R3. 5. 25	中宮浄水場第1浄水場の耐震診断結果が確認できる文書及び耐震工事に必要な費用が確認できる文書 <対象文書> 中宮浄水場耐震劣化調査委託 報告書[本編]	公開	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
38	R3. 5. 14	R3. 5. 26	ほ場整備事業穂谷東部地区の換地処分に伴う公有財産の引継図書(以下のものに限る)下水道管理課が所管する有地番水路の枚方市穂谷4丁目129番、130番の座標値が記されているもの。 1. 枚方市穂谷4丁目129番、130番の地積測量図(座標データ) 2. 穂谷東部地区確定測量筆界点番号図※個人情報除く <対象文書> (1)穂谷東部地区確定測量面積(座標法)計算書(ページ143~146) (2)穂谷東部地区確定測量筆界点番号図(5枚のうち2枚目)	公開	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
39	R3. 5. 14	R3. 5. 26	平成30年10月前後の〇〇に関する苦情相談記録	存否応答拒否 ※4	健康福祉部 福祉指導監査課	
40	R3. 5. 19	R3. 7. 2	1 枚方市と枚方市学校園安全共済会において業務委託契約が結ばれていることが分かる文書 2 枚方市立の学校園と枚方市学校園安全共済会において業務委託契約が結ばれていることが分かる文書 (※)1、2ともに令和2年度までの期間において	不存在 ※10	総務部 コンプライアンス 推進課	決定期間 延長決定 R3. 6. 2
41	R3. 5. 19	R3. 7. 2	枚方市学校園安全共済会の加入・諸手続において、共済保険の加入対象者が、「保護者がPTA会員である児童」であることを明文的に各枚方市立の学校園に指示していることが分かる文書(※令和2年度以前) 注「会員は単位PTA」「PTA会員の個人負担」はPTA保険でも同様の文言で全児童対象となるため、対象を明文化したものとは言えない	不存在 ※11	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	決定期間 延長決定 R3. 6. 2
42	R3. 5. 19	R3. 7. 2	1 令和2年度までの期間において〇〇小学校が枚方市学校園安全共済会の加入・諸手続のために、個人情報を提供することの同意を保護者に確認をとっていることが分かる文書 2 令和2年度までの期間において、〇〇小学校が、枚方市安全共済会の手続きのためにPTA会員名簿を同PTAに求めていることが分かる文書	不存在 ※12	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	決定期間 延長決定 R3. 6. 2
43	R3. 5. 25	R3. 6. 11	枚方市内の中央図書館、各分館、各分室、自動車庫で2020年度、2021年度に購入中止された新聞・雑誌の名前を知りたい。 <対象文書> 令和3年度購入中止雑誌・新聞一覧	公開	教育委員会 総合教育部 中央図書館	
44	R3. 5. 28	R3. 6. 8	保健衛生課が委託している大阪府及び森林センターに支払いをした委託料について大阪府及び森林センターによる領収書全て	不存在 ※13	健康福祉部 保健所 保健衛生課	審査請求 R3. 6. 15
45	R3. 5. 31	R3. 6. 14	コロナワクチンに関する業務で委託しているものの内容と金額がわかるもの(コールセンターを含む契約、接種券発送に係る契約に限る) <対象文書> ・枚方市新型コロナウイルスワクチン接種業務委託仕様書及び契約書 ・新型コロナウイルスワクチン接種券等の印刷・封入風緘・発送業務委託仕様書	部分公開 5-3	健康福祉部 新型コロナウイルス 接種対策室	
46	R3. 6. 1	R3. 6. 15	・平成18年3月 中宮浄水場耐震劣化調査委託報告書による耐震調査結果の一覧の施設に対して、平成19年以降に行われた補強工事の内容ならびに、行わなかった場合には、その理由が分かる資料一式 ・上記調査委託で第一浄水場着水井が調査対象となっていない理由が分かる資料一式。	不存在 ※14	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
47	R3. 6. 8	R3. 6. 22	枚方市駅周辺再整備計画の4+5街区のワークショップに関する書類一式 <対象文書> 広報ひらかた7月号への記事掲載について(依頼)(令和3年5月26日決裁)	公開	市駅周辺等まち 活性化部	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
48	R3. 6. 9	R3. 6. 15	枚方市立阪保育所及び市立桜丘北保育所民営化についての説明会議事録 ＜対象文書＞ 1第1回桜丘北保育所保護者説明会(要旨)令和3年1月8日実施分 2第1回桜丘北保育所保護者説明会(要旨)令和3年1月24日実施分 3第1回阪保育所保護者説明会(要旨)令和2年12月23日実施分 4第1回阪保育所保護者説明会(要旨)令和3年1月30日第1部実施分 5第1回阪保育所保護者説明会(要旨)令和2年1月30日第2部実施分	部分公開 5-1	子ども未来部 私立保育幼稚園課	
49	R3. 6. 14	R3. 6. 25	2020年度 枚方市立中学校卒業生の進路先データ 進路総括 ＜対象文書＞ ・令和2年度(2020年度)卒業生進路先一覧表(令和3年(2021年)3月31日現在)(19校分) ・令和2年度(2020年度)進路指導のまとめ(19校分)	公開	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	
50	R3. 6. 15	R3. 6. 25	金入り設計書 ・公園等冬期剪定作業委託(中部地区) ・公園等冬期剪定作業委託(南部地区) ・中部地区街路樹管理委託 ・北部地区街路樹管理委託 ・南部地区街路樹管理委託 ・中部道路除草委託 ・北部道路除草委託 ・南部道路除草委託 ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ・公園等草刈作業委託(中部B地区) ・公園等草刈作業委託(南部地区) ・公園等草刈作業委託(北部A地区) ・公園等草刈作業委託(北部B地区) ・岡東中央公園年間管理委託 ・樟葉駅前花壇等管理委託 ・枚方市駅前花壇他管理委託 ・車塚公園管理業務委託 ・御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 ・津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 ・天野川緑道管理業務委託 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) ・公園等春期剪定作業委託(中部地区) ・公園等春期剪定作業委託(南部地区) ・公園等春期剪定作業委託(北部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
51	R3. 6. 15	R3. 6. 21	金入り設計書 ・道路用地除草委託	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
52	R3. 6. 15	R3. 6. 18	金入り設計書 ・史跡樟葉台場跡管理業務委託	部分公開 5-7	観光にぎわい部 文化財課	
53	R3. 6. 15	R3. 6. 21	金入り設計書 ・中宮北小学校他5校除草作業委託	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
54	R3. 6. 15	R3. 6. 21	金入り設計書 ・出口排水路他除草委託 ・水面廻廊樹木管理委託 ・北谷川他除草委託 ・枚方1号水路他除草委託 ・新安居川他除草委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
55	R3. 6. 22	R3. 7. 5	保健所が森林組合に委託している書類すべて ＜対象文書＞ 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの動物の飼養 保管等業務委託に係る書類	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 保健所 保健衛生課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
56	R3. 6. 22	R3. 7. 6	保健所が森林組合に委託している書類すべて ＜対象文書＞ 保健所(担当課:保健衛生課)が大阪府森林組合に委託している「動物の飼養保管等業務委託」(平成29・30年度、及び令和元年・2年度の各契約分)に係る次の文書 (1)契約書、約款及び見積書 (2)その他受注者との連絡書類 (3)契約締結にかかる決裁書類一式 1業者選定回議書2契約締結回議書	部分公開 5-1 5-3	総務部 契約課	
57	R3. 6. 22	R3. 7. 6	保健所が森林組合に委託している書類すべて ＜対象文書＞ ・支出命令書「動物の飼養保管等業務委託」(2件) 3. 支出命令書「動物保管処分等委託料」(平成31年度分) 4. 支出命令書「動物の飼養保管等業務委託」(令和2年度) 5. 際計外支出命令書「契約保証金 動物の飼養保管等業務委託」(2件)	部分公開 5-1 5-3 5-5 5-7	会計課	
58	R3. 6. 22	R3. 7. 2	金入り設計書 ・管路施設点検・調査業務委託(その1)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 汚水整備課	
59	R3. 6. 22	R3. 7. 5	解体工事に係る特定建設作業届けの表紙 2021年6月8日～6月22日までの間に提出されたもの ＜対象文書＞ 特定建設作業実施届出書(46件)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
60	R3. 6. 25	R3. 7. 9	都市計画設計研究所の契約資料の内契約書と仕様書一式(令和2年度契約分) ＜対象文書＞ ・枚方市駅周辺再整備基本計画策定支援業務委託 仕様書 ・枚方市駅周辺再整備基本計画策定支援業務委託 契約書	部分公開 5-3	市駅周辺等まち 活性化部	
61	R3. 7. 6	R3. 7. 20	「請求書添付資料1～2にある看板の設置に係る根拠文書(許可書を含む)田口山小学校敷地内に看板は存在する」のうち、請求書添付資料1について	不存在 ※15	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
62	R3. 7. 6	R3. 7. 16	「請求書添付資料1～2にある看板の設置に係る根拠文書(許可書を含む)田口山小学校敷地内に看板は存在する」のうち、請求書添付資料2について ＜対象文書＞ ・回議書「行政財産使用許可申請(継続)及び使用料免除申請について(文化財説明板等 菅原小学校 他9校)」 ・行政財産使用許可申請書(継続)一式 ・行政財産使用料免除申請書 ・行政財産使用(継続)許可書 ・田口山遺跡説明板文面及び遺跡見取り図	公開	観光にぎわい部 文化財課	
63	R3. 7. 12	R3. 7. 26	解体工事に係る特定建設作業届けの表紙 2021年6月22日～7月12日までの間に提出されたもの。 ＜対象文書＞ 特定建設作業実施届出書(62件)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
64	R3. 7. 13	R3. 7. 21	金入り設計書 ・小規模公園草刈作業委託(南部地区) ・公園等春期剪定作業委託(中部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
65	R3. 7. 13	R3. 7. 27	1 土地区画変更協議(17条協議)に関する事業者から提出を受けた関係書類一式 2 建築行為等に伴う事前協議(15条協議)に関する事業者から提出を受けた関係書類一式 個人情報及び印影を除く	部分公開 5-3	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
66	R3. 7. 13	R3. 7. 19	大阪府及び森林組合との委託契約に係る完了報告、実績報告またはそれに代わる文書すべて ＜対象文書＞ 1 平成26年(2014年)4月1日から平成29年(2017年)7月31日までの大阪府との契約期間における完了届、大保管等業務実績報告書、動物の保管等業務実績報告書 2 平成29年(2017年)8月1日から令和3年(2021年)3月31日までの大阪府森林組合との契約期間における完了届 3 平成29年度(2017年度)から令和3年(2021年)7月14日時点までにおける犬出入表及び猫出入表	部分公開 5-3	健康福祉部 保健所 保健衛生課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
67	R3. 7. 13	R3. 7. 27	請求書添付資料(写真・地図)にあるミラーの設置に係る申請許可文書 但ミラーは枚方第二小学校敷地内 <対象文書> 行政財産使用(継続)許可書 行政財産使用許可申請書(継続)一式	公開	土木部 道路河川管理課	
68	R3. 7. 13	R3. 7. 27	請求書添付資料(地図・写真)にある消火栓標識柱の設置に係る申請許可文書と設置されている歩道巾(m)が明示されている文書 <対象文書> 道路占用許可書、許可条件、道路台帳(現況平面図)	公開	土木部 道路河川管理課	
69	R3. 7. 14	R3. 7. 22	〇〇に対する商店街等活性化促進事業補助金の支給振込金額及び振込口座にかかる会計システムの記録データ(上記内容の記載部分に限る) <対象文書> 商店街等活性化補助金の支出記録(〇〇の金額振込口座情報記載部分に限る)	部分公開 5-3	観光にぎわい部 商工振興課	
70	R3. 7. 16	R3. 7. 30	・排水設備(新設)計画確認申請書一式(図面含む) ・排水設備工事完了届一式(図面含む)	部分公開 5-1 5-3	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
71	R3. 7. 20	R3. 8. 3	枚方市駅高架事業 環境側道に係る資料について <対象文書> ・枚方市駅高架事業に関する質問書に対する回答について ・覚書の締結について(伺) ・大阪府住宅供給公社枚方団地自治会からの反対書 ・側道設置に伴う枚方団地、新町住民との内合せ会の議事録 ・要望書(大阪府住宅供給公社枚方団地自治会から枚方市へ) ・市駅高架事業に伴う要望書に対する回答について ・公社の用地買収に伴う打ち合わせの議事録 (以上の資料のうち、個人情報を除く)	公開	都市整備部 都市計画課	
72	R3. 7. 21	R3. 8. 3	「枚方市〇〇ほか」において、〇〇株式会社が行っている開発事業について、協議の際、開発者が市長に提出した以下の文章の公開を要求します。 ・工事車両の通行経路、工事車両駐車場等を記載した計画書 <対象文書> 運行経路図	公開	土木部 交通対策課	
73	R3. 7. 21	R3. 7. 29	「枚方市〇〇ほか」において、〇〇株式会社が行っている開発事業について、協議の際、開発者が市長に提出した以下の文章の公開を要求します。 ・造成計画平面図、構造図 <対象文書> 造成計画平面図、構造図	部分公開 5-3	土木部 道路河川管理課	
74	R3. 7. 26	R3. 8. 4	犬猫の出入表 初年度～令和2年度全て <対象文書> 平成26年度から令和2年度における犬出入表及び猫出入表	部分公開 5-1	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
75	R3. 7. 28	R3. 8. 10	工事の住所に関する特定建設作業実施届出書 および建設サイクル法届出書(2019年度以降) 枚方市〇〇	不存在 ※16	環境部 環境指導課	
76	R3. 7. 29	R3. 8. 13	請求書添付資料にある看板設置に係る資料 1)この場所に看板設置する根拠 2)看板内容と設置場所の関連性を示す文書(資料)	不存在 ※17	土木部 交通対策課	
77	R3. 7. 29		請求書添付資料(写真分)にある看板の設置に係る資料及び許可について情報公開を求めます。		都市整備部 開発指導室 審査指導課	取下げ
78	R3. 7. 30	R3. 8. 13	平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和3年度の枚方市〇〇の固定資産税路線価算定表の調整評点が0でないものについて正負の符号((+)か(-)か)比準割合及びその基準。その基準などが無いときの決定方法 <対象文書> (1)平成24、27、30、令和3年度の路線価算定表(調整評点が0でない路線のうち、枚方市〇〇を含む市内全域の路線及びその主路線、正負の符号(+)(-)とその批准割合) (2)令和3基準年度 価格形成要因調査基準 P32 (5)その他条件2. 調整評点(各条件の項目も含む)	公開	市民生活部 税務室 資産税課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
79	R3. 8. 2	R3. 8. 16	請求書添付資料(写真・地図)にある「旗・さお」の設置について 1) 学校施設に設置する理由根拠となる文書資料(なぜ学校とする、学校と関係ないを考える) 2) この設置に係る許可	不存在 ※18	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
80	R3. 8. 2	R3. 8. 16	請求書添付資料(写真・地図)A・Bにある劣化掲示板について、1) 学校施設に設置する理由、根拠となる文書資料 2) 学校施設に設置している(継続)根拠文書、許可	不存在 ※19	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
81	R3. 8. 5		各小中学校における保護者と教職員とのやりとりの記録で、次の全ての要件に該当するもの(令和元年度～令和三年度) ・同一児童生徒に係る保護者について ・週2日以上への対応 ・1日1時間半以上の対応		教育委員会 総合教育部 教育政策課	取下げ
82	R3. 8. 6	R3. 8. 19	金入り設計書 ・出口汚水中継ポンプ場他維持管理委託 ・さたポンプ場運転・維持管理業務委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
83	R3. 8. 13	R3. 8. 19	・令和3年2月、3月樟葉図書館の月報 ・令和3年4月、5月、6月、7月香里ヶ丘図書館の月報 <対象文書> ・楠葉図書館月報 ・香里ヶ丘図書館月報	公開	教育委員会 総合教育部 中央図書館	
84	R3. 8. 18	R3. 8. 26	金入り設計書 ・公園等夏期選定作業委託(北部地区) ・公園等夏期選定作業委託(中部地区) ・公園等夏期選定作業委託(南部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
85	R3. 8. 23	R3. 9. 6	請求者が審査請求している案件全てに係る審理員から審査の担当課へ提出している意見書	存否応答拒否 ※5	総務部 コンプライアンス 推進課	
86	R3. 8. 24	R3. 9. 6	請求書添付資料(地図・写真)にある看板「事故多し」に関する資料又は文書(詳細は請求書添付資料に明記あるもの)	不存在 ※20	土木部 交通対策課	
87	R3. 8. 24	R3. 9. 6	解体工事に係る特定建設作業等届けの表紙の閲覧 2021年7月13日～8月24日までの間に提出されたもの <対象文書> 特定建設作業実施届出書(100件)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
88	R3. 8. 25	R3. 9. 8	枚方市駅周辺地区第1種市街地再開発事業に関する国交付金要望資料 2019年度、2020年度、2021年度の概算と本要望資料、すべての添付資料 ただし2021年度の12月分は除く。 <対象文書> 1. 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に関する令和2年度社会資本整備総合交付金概算要望資料 2. 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に関する令和2年度社会資本整備総合交付金本要望資料 3. 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に関する令和3年度社会資本整備総合交付金概算要望資料 4. 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に関する令和3年度社会資本整備総合交付金本要望資料 5. 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に関する令和4年度社会資本整備総合交付金概算要望資料	公開	市駅周辺等まち 活性化部	
89	R3. 8. 25	R3. 9. 1	金入り設計書 ・京都守口線用地測量委託(その1)	部分公開 5-7	土木部 用地課	
90	R3. 8. 25	R3. 9. 8	〇〇日付け都査第〇〇号「再弁明書」にかかる稟議書及び組織共用文書 <対象文書> 行政不服審査法に基づく反論書に対する再弁明書の提出について	部分公開 5-1	都市整備部 開発指導室 審査指導課	
91	R3. 8. 27	R3. 9. 9	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の特定個人情報保護評価書(案)に関するパブリックコメントの提出された意見のすべて(個人情報を除く) <対象文書> 意見提出用紙1～3(「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 特定個人情報保護評価書(案)」についてのパブリックコメント))	公開	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
92	R3. 8. 27	R3. 9. 10	枚方市駅周辺再整備民間活力導入エリアのあり方に関するアンケートで提出された回答全て <対象文書> 枚方市駅周辺再整備民間活力導入エリアのあり方に関するアンケートの回答	部分公開 5-1	市駅周辺等まち 活性化部	
93	R3. 8. 31	R3. 9. 14	請求書添付資料(写真・地図・他)にある消火栓標識柱に係る設置位置を示す資料(現行の設置位置はルール違反である)	不存在 ※21	土木部 道路河川管理課	
94	R3. 9. 1	R3. 9. 14	(1)「駐車厳禁」は誤り、法的根拠を示す文書 (2)この道路の駐車厳禁とする区域を示す文書	不存在 ※22	土木部 交通対策課	
95	R3. 9. 1	R3. 9. 14	「横断者優先」の幕がありますが「歩行者優先」である。字幕に横断者とする法的根拠文書	不存在 ※23	土木部 交通対策課	
96	R3. 9. 3	R3. 9. 17	予防接種後副反応疑い報告書	部分公開 5-1	健康福祉部 新型コロナワクチン 接種対策室	審査請求 R3. 10. 18
97	R3. 9. 3	R3. 9. 17	2021年7月8日にワクチン接種室の人が参加した会議の記録すべて	不存在 ※24	健康福祉部 新型コロナワクチン 接種対策室	
98	R3. 9. 3	R3. 9. 15	・マスクの着用が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に効果があるということを科学的に立証する文書 ・飛沫防止のために窓口に設置されたビニールシートが新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるということを科学的に立証する文書	不存在 ※25	危機管理室	
99	R3. 9. 9	R3. 9. 24	1. 看板「駐停車厳禁」の法的根拠となる文書。ロータリー内(公道)の規制はどのような規制になっているかその規制に係る資料 2. この看板(写真分)の道路設置に係る許可	不存在 ※26	土木部 交通対策課	
100	R3. 9. 9	R3. 9. 24	請求書添付資料(地図・写真)に依る。 (1)「校門前・・・」具体的に示す文書 学校敷地、道路敷の明確な区分が判明出来るもの。 (2)来客、業者の車について駐車場(案内)はどこにある。図示資料を求めます。	不存在 ※27	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
101	R3. 9. 9	R3. 9. 22	・無症状者がウイルスを排出していることを科学的に立証する文書 ・無症状者の鼻から飛沫が出ていることを科学的に立証する文書	不存在 ※28	健康福祉部 保健所 保健医療課	
102	R3. 9. 9	R3. 9. 22	・枚方市内の過去5年間のインフルエンザワクチン接種後の死亡者数 ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の令和2年6月18日付事務連絡の2ページ目、問2の新型コロナウイルス感染症を死因とするものの数を峻別した内数 ・新型コロナウイルス感染症の死者のうち、ワクチンを1回打った人の数と2回打った人の数	不存在 ※29	健康福祉部 保健所 保健医療課	
103	R3. 9. 9	R3. 9. 22	新型コロナウイルス感染症の感染者と陽性者の使い分けについて分かる文書	不存在 ※30	健康福祉部 保健所 保健医療課	
104	R3. 9. 9	R3. 9. 21	アルコール消毒が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるということを科学的に立証する文書	不存在 ※31	危機管理室	
105	R3. 9. 9	R3. 9. 27	(1)9月3日のワクチン接種対策室課長が出張していたことがわかる書類。 (2)新型コロナウイルス感染症の死者のうち、ワクチンを1回打った人の数と2回打った人の数	不存在 ※32	健康福祉部 新型コロナワクチン 接種対策室	
106	R3. 9. 10	R3. 9. 17	解体工事に係る特定建設業等届け表紙の閲覧 2021年8月25日から9月10日までの間に提出されたもの <対象文書> 特定建設作業実施届出書(41件)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
107	R3. 9. 13	R3. 9. 27	請求書添付資料(写真、地図、参考資料)に依る。 この消火栓標識柱の設置は違法。 1 この写真にある消火栓標識柱の設置に係る道路占用許可並びに標識柱の位置が明示された文書。 2 この標識柱が設置されている歩道巾(m)の明示ある文書。 <対象文書> 道路占用許可書、許可条件、道路台帳(現況平面図)	公開	土木部 道路河川管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
108	R3. 9. 13	R3. 9. 27	請求書添付資料(写真・地図、参考資料)に依る。 この消火栓標識柱の設置は違法。 1 この写真にある消火栓標識柱の設置に係る道路占用許可並びに標識柱の位置が明示された文書 2 この標識柱が設置されている歩道巾(m)の明示ある文書のうち、消火栓標識柱の位置が明示された文書	不存在 ※33	土木部 道路河川管理課	
109	R3. 9. 15		令和3年度 森林組合への委託契約に係る文書すべて		総務部 契約課	取下げ
110	R3. 9. 15		令和3年度 森林組合への委託契約に係る文書すべて		健康福祉部 保健所 保健衛生課	取下げ
111	R3. 9. 15		令和3年度 森林組合への委託契約に係る文書すべて		会計課	取下げ
112	R3. 9. 17	R3. 9. 28	令和2年度住民監査結果に記載してある、森林組合が要する人件費、消防設備や空調設備費等の点検費や資機材購入のための設備費、水質検査やゴミ処理、通信費等の役務費、電気や水道等の光熱水費、飼料代等の消耗品費などの領収書すべて	不存在 ※34	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
113	R3. 9. 21	R3. 10. 1	枚方市〇〇 〇〇様 株式会社〇〇經由で当社が依頼した 「居住先についての照会」(2021年8月3日付)に関わる一連の文書全て	存否応答拒否 ※6	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	
114	R3. 9. 22	R3. 10. 5	請求書添付資料(写真・地図)にある「広告柱」の設置について 1) 広告柱の道路占用許可 2) 1項の許可不存在の場合、道路管理者として、この広告柱の存在(不占)確認した文書と是正を求めた処置文書	不存在 ※35	土木部 道路河川管理課	
115	R3. 9. 22	R3. 9. 30	動物の委託に係る積算根拠 初年度よりすべて <対象文書> ・平成26年度(2014年度)における犬の保管等業務に係る委託料の積算通知書 ・平成27年度(2015年度)から平成29年(2017年)7月31日までの契約期間における動物の飼養保管等業務に係る委託料の積算通知書 ・平成29年(2017年)7月31日から令和3年度(2021年度)までの契約期間における動物の保管等業務委託に係る見積書及び積算内訳書	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
116	R3. 9. 22	R3. 9. 30	大阪府に委託する際、森林組合に委託する際、他所を検討したという書類又は文書すべて <対象文書> ・平成25年(2013年)から令和2年(2020年)までの各年4月1日時点における近隣他府県市の動物の飼養保管等業務委託状況 ・平成26年(2014年)7月31日時点における大阪府内動物取扱業者一覧 ・平成31年(2019年)3月31日時点における大阪府内動物取扱業者一覧	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
117	R3. 9. 24	R3. 10. 8	請求書添付資料(写真・地図)にある看板(枚方市駅北口)について情報公開を求めます。詳細は請求書添付資料に明記に依る。 1 看板設置の申請書(図面含資料)と許可 2 看板設置者・所有者の判明出来る文書 <対象文書> 道路占用許可書、許可条件、道路占用許可申請書、添付書類	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	
118	R3. 9. 24	R3. 10. 8	請求書添付資料(写真・地図)にある看板(枚方市駅南口)について情報公開を求めます。詳細は請求書添付資料に明記に依る。 1 看板設置の申請書(図面含資料)と許可 2 看板設置者・所有者の判明出来る文書	不存在 ※36	土木部 道路河川管理課	
119	3. 9. 27	R3. 10. 11	・枚方市内のPCR検査数がわかる文書(日別、月別など) <対象文書> 検査件数(総数)	公開	健康福祉部 保健所 保健医療課	
120	R3. 9. 27	R3. 10. 11	・PCR検査がインフルエンザウイルスには反応せず、新型コロナウイルスのみに反応することが示されている文書 ・PCR検査が新型コロナウイルスの変異株に反応することが示されている文書	不存在 ※37	健康福祉部 保健所 保健医療課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
121	R3. 9. 27	R3. 10. 11	・枚方市内での2020年のコロナ死者数 ・枚方市内の新型コロナ対応のベッド数と入院者数、重症者対応のベッド数と重症者数がわかる文書(日別、月別など) ・枚方市内のコロナ対応の人工呼吸器の数と、使用数がわかる文書	不存在 ※38	健康福祉部 保健所 保健医療課	
122	R3. 9. 27	R3. 10. 11	・コロナの後遺症うたがいの報告書 ・枚方市で発表されている感染者がPCR検査にいたるまでの経緯がわかる文書 ・医療機関にインフルエンザの検査をしないようにと保健所から通知があったかどうか、その通知	不存在 ※39	健康福祉部 保健所 保健医療課	
123	R3. 9. 27	R3. 10. 11	・コロナの後遺症が薬害ではなくコロナの後遺症であることを示す科学的根拠を示す文書(因果関係を立証する文書) ・枚方市の公式LINEで「非常に感染力が強いデルタ株の影響で感染者が急増しています」とあるが、デルタ株が急増していることを示す文書、デルタ株が非常に強い感染力があるということを科学的に示す文書	不存在 ※40	健康福祉部 保健所 保健医療課	
124	R3. 9. 27	R3. 10. 11	(1) 急救車で運ばれた人がコロナワクチンを接種していたかどうか わかる文書 (2) ワクチンの原材料名がわかる文書 (3) 枚方市のHPで毎日発表されている感染者がワクチン接種していた かかわかる文書 (4) 新型コロナワクチンの接種券の配布を求める市民の声(電話、 メール、窓口相談)が何件あったかわかる文書 (5) ワクチン接種後に妊娠した人の人数、接種後の流産、死産の数	不存在 ※41	健康福祉部 新型コロナワクチ ン接種対策室	
125	R3. 9. 27	R3. 10. 8	枚方市内で過去に摂取された全ワクチン(コロナワクチン以外) 副反 応報告書または人数などの詳細がわかる文書 <対象文書> 予防接種後副反応疑い報告書	部分公開 5-1	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	審査請求 R3. 11. 8
126	R3. 9. 27	R3. 10. 11	ワクチン接種後に妊娠した人の人数、接種後の流産、死産の数	不存在 ※42	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	
127	R3. 9. 27	R3. 10. 6	マスクの着用が感染予防に有効であるという科学的根拠が立証され ていない場合、市民にマスクの着用を求めるのは身体の自由を奪う 行為になりませんか? 憲法第18条に反していないかを立証する文書	不存在 ※43	危機管理室	
128	R3. 9. 30	R3. 10. 14	高陵・中宮北小学校統廃合に係る新しい学校名(案) 児童投票結果 <対象文書> 新しい学校名(案) 児童投票結果及び投票数順位	公開	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進室	
129	R3. 9. 30	R3. 10. 13	令和2年度枚方市職員採用試験 事務員<身体障害者対象>における成績の評価基準、採点項目、合格 者決定の経過、結果等プロセスの全て <対象文書> 1 令和2年度枚方市職員募集要項(身体障害者対象分) 2 令和2年度職員採用試験の第1次試験合格者の決定及び第2次試験 の実施について 3 職員採用試験 エントリーシート評価基準 4 令和2年度職員採用試験の第2次試験合格者の決定及び第3次試験 の実施について 5 令和2年度職員採用試験の第3次試験合格者の決定及び最終試験の 実施について 6 令和2年度職員採用試験第3次試験個別面接評定表 7 令和2年度職員採用試験の最終試験合格者の決定について 8 枚方市職員採用試験小論文評価基準 9 令和2年度職員採用試験最終試験個別面接評定表	部分公開 5-1 5-7	総務部 人事課	
130	R3. 9. 30	R3. 10. 13	令和3年度枚方市職員採用試験 事務員<身体障害者対象>における成績の評価基準、採点項目、合格 者決定の経過、結果等プロセスの全て(最低でも3次試験終了(1次面 接)までの全て) <対象文書> 1 令和3年度枚方市職員募集要項(身体障害者対象分) 2 令和3年度職員採用試験の第1次試験合格者の決定及び第2次試験 の実施について 3 職員採用試験 エントリーシート評価基準 4 令和3年度職員採用試験の第2次試験合格者の決定及び第3次試験 の実施について 5 令和3年度職員採用試験の第3次試験合格者の決定及び最終試験の 実施について 6 令和3年度職員採用試験第3次試験個別面接評定表	部分公開 5-1 5-7	総務部 人事課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
131	R3. 10. 5	R3. 10. 19	市内全域にある消火栓標識柱に係る 1)直近3年以内の新規設置(道路占用申請)分の全部についてその申請(添付書類含)文書と許可 2)最新の現設置ある消火栓標識柱の総本数と各設置場所、各設置年月日が判明出来る文書 のうち、2)の各設置年月日が判明出来る文書以外のもの <対象文書> 道路占用許可書、許可条件、道路占用許可申請書、添付書類	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	
132	R3. 10. 5	R3. 10. 19	市内全域にある消火栓標識柱に係る 1)直近3年以内の新規設置(道路占用申請)分の全部についてその申請(添付書類含)文書と許可 2)最新の現設置ある消火栓標識柱の総本数と各設置場所、各設置年月日が判明出来る文書 のうち、2)の各設置年月日が判明出来る文書	不存在 ※44	土木部 道路河川管理課	
133	R3. 10. 7	R3. 10. 14	金入り設計書 ・京都守口線用地測量委託(その1) ・京都守口線用地測量委託(その2) ・牧野高槻線用地測量委託	部分公開 5-7	土木部 用地課	
134	R3. 10. 8	R3. 10. 22	枚方市立小学校、中学校の各学校教育施設の周辺フェンスに雑多な看板類が多数設置されている。これ等看板類の設置に係るルール(決裁手続等)が判明出来る文書	不存在 ※45	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
135	R3. 10. 8	R3. 10. 22	請求書添付資料(写真、地図)にある市立中宮北小学校周辺フェンスに設置されている「防犯パトロールの旗」4本はどの様な決裁で設置出来たのかその手続に係る文書(許可含)	不存在 ※46	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
136	R3. 10. 11	R3. 10. 25	1 請求書添付資料(写真、地図)にあるたて看板「事故多し・・・」の語句以外の記載分が全部判明出来る文書又看板製作時の図面、発注仕様書等 2 市内全域に現在ある枚方市、枚方警察署連名の全てのたて看板の種類(記載文)とその設置個所設置時期が判明出来る文書	不存在 ※47	土木部 交通対策課	
137	R3. 10. 12		2021年8月頃に児童扶養手当に関する書類を提出した際 住民票上の住所と現住所が異なるため添付した 民生委員がサインをした書類		市民生活部 年金児童手当課	取下げ
138	R3. 10. 13	R3. 10. 19	枚方市〇〇 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項目の規定による届出書類一式 <対象文書> 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
139	R3. 10. 14	R3. 10. 28	情報公開(決定通知書No土管第〇〇号)の不存在理由にある「枚方市が管理している道路区域でないため」の根拠となる文書「例、土地所有者と協定した文書等」 <対象文書> 枚方市駅前広場の維持管理及び運営に関する協定書	部分公開 5-3	土木部 道路河川管理課	
140	R3. 10. 18		請求書添付資料(写真・地図)No1～2にある「警告」看板について 1)警告を発するルール、警告とは・・・説明する文書 2)警告看板の取扱いルールの文書(看板の設置基準等)		環境部 環境政策室 (環境保全担当)	取下げ
141	R3. 10. 27	R3. 11. 17	請求書添付資料(写真・地図)1～2にある香里ヶ丘三丁目居住者案内図(看板)と自治会掲示板について、1、各公園(2ヶ所)に設置の使用許可(文書)2、この様な私的案内図は居住地内にするべきもの、公園を使用する申出文書(理由)。 <対象文書> 観音山公園における自治会掲示板設置にかかる公園占用許可書及び公園占用許可申請書一式	部分公開 5-1 5-3	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	決定期間 延長決定 R3. 11. 10
142	R3. 10. 27	R3. 11. 17	請求書添付資料(写真・地図)1～2にある香里ヶ丘三丁目居住者案内図(看板)と自治会掲示板について、1、各公園(2ヶ所)に設置の使用許可(文書)2、この様な私的案内図は居住地内にするべきもの、公園を使用する申出文書(理由)。 のうち、「請求書添付資料(写真・地図)1にある香里ヶ丘三丁目居住者案内図(看板)と自治会掲示板」「請求書添付資料(写真・地図)2にある香里ヶ丘三丁目居住者案内図(看板)」	不存在 ※48	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	決定期間 延長決定 R3. 11. 10

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
143	R3. 10. 29	R3. 11. 10	請求書添付資料(写真・地図)にある路面標示「シルバーゾーン」について 1)この表示する法的根拠文書及び設置工事に係る決裁文書 2)この路面標示の道路にあるシルバーゾーンはどこからどこ迄か判明出来る文書 3)シルバーゾーンを設置している市内全域のある場所位置の判明出来る文書。	不存在 ※49	土木部 交通対策課	
144	R3. 11. 2	R3. 11. 16	請求書添付資料(写真・地図)にある藤阪東遺跡の掲示板(看板)に依る内容は遺跡自体がどこにあったものか不明。 遺跡とこの看板の位置関係の判明出来る文書。 <対象文書> 枚方市文化財調査報告書 第40週 藤阪東遺跡Ⅱ 第7次発掘調査概要報告書のうち ・第1図 遺跡の付近図 ・第20図 第2次・第7次調査遺構平面図 ・図版一 調査地全景航空写真	公開	観光にぎわい部 文化財課	
145	R3. 11. 4	R3. 11. 18	請求書添付資料(写真・地図)にあるベンチの道路占用許可(申請書を含む)	不存在 ※50	土木部 道路河川管理課	
146	R3. 11. 5	R3. 11. 18	動物の委託に係る、実費報告書、実務報告書、実績報告書等、報告書(大阪府分を除く。)等、報告書すべて(初年度より令和3年度まで)	不存在 ※51	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
147	R3. 11. 8	R3. 11. 16	・枚方市の公式LINEで「非常に感染力が強いデルタ株の影響で感染者が急増しています」とあるが、その文章を作るにあたり使用した元の情報が分かる文書。 ・医療機関にインフルエンザの検査をしないようにと厚生労働省など国の機関から通知があったかどうか、その通知	不存在 ※52	健康福祉部 保健所 保健医療課	
148	R3. 11. 10	R3. 11. 22	〇〇解散に係る清算人名簿	部分公開 5-1	都市整備部 住宅まちづくり課	
149	R3. 11. 10		請求書添付資料(写真・地図)にある「注意 自転車にはカギをかけましょう!…」の看板について 1. この看板の内容は学校教育に関係ない。なぜ学校教育の施設(フェンス)に看板を設置するのか、学校のフェンスに設置する根拠となる文書 2. この看板は学校以外の場所に設置されるべきものと思ふ。学校以外の設置場所に設置されたその場所が判明出来る文書 3. 看板の現在の管理責任者は学校側か防犯協議会かその責任が判明出来る文書 4. 看板の当初配布設置等の企画計画書 防犯協議会、警察署の作成文書 5. 看板製作等の決裁書		危機管理室	取下げ
150	R3. 11. 10	R3. 11. 24	1)植栽が農園化している。植栽のレイアウト図等企画書及び特に植物名が判明出来る資料と道路占用許可、申請を含む。 2)背たけ以上になる樹木が必要ですか。この樹木は撤去するべきです。植栽の許可、植栽の申請を含む。 3)不適切な看板の道路占用許可(設置に係る申請を含む。)看板の表示内容は私的なものである。 のうち、1)に係る植栽のレイアウト図等企画書及び植物名が判明出来る資料 <対象文書> 令和3年度植栽計画書・位置図	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	
151	R3. 11. 10	R3. 11. 24	1)植栽が農園化している。植栽のレイアウト図等企画書及び特に植物名が判明出来る資料と道路占用許可、申請を含む。 2)背たけ以上になる樹木が必要ですか。この樹木は撤去するべきです。植栽の許可、植栽の申請を含む。 3)不適切な看板の道路占用許可(設置に係る申請を含む。)看板の表示内容は私的なものである。 のうち、1)～3)に係る道路占用許可書及び申請書	不存在 ※53	土木部 道路河川管理課	
152	R3. 11. 10		看板とブロックの道路占用許可(申請書添付書類含む) 請求書添付資料(写真・地図)参照のこと		環境部 環境政策室 (環境保全担当)	取下げ
153	R3. 11. 10	R3. 11. 24	請求書添付資料(写真・地図)にあるX1～X2の看板は学校教育に関係ない。 なぜ学校施設(フェンス)に設置するかその根拠文書又看板の設置後の管理責任の判明出来る文書	不存在 ※54	危機管理室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
154	R3. 11. 15	R3. 11. 29	大阪府に委託した動物の飼養管理状況及び報告書すべて <対象文書> 動物の引渡し及び引取願、動物の受領書、犬・猫引取申請書、個体管理表、犬回収・保管・処分依頼書、猫回収・保管・処分依頼書、犬処分通知書、ねこ処分通知書、猫処分通知書、犬保管等業務実績報告書、動物の保管等業務実績報告書、犬・猫所有権放棄届(犬分)、犬・猫所有権放棄届(猫分)、収容時調査票(犬分)、収容時調査票(猫分)	部分公開 5-1	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
155	R3. 11. 15	R3. 11. 29	委託契約書にある「危機管理体制の連携確保及び技術的支援」を大阪府がした文書すべて	不存在 ※55	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
156	R3. 11. 15	R3. 11. 22	請求書添付資料(写真、地図)にあるアダプトプログラムの看板について 1)この申請者(正式)が判明出来る文書(ピーコックストアはありません。) 2)このプログラムのルールが判明出来る文書 3)このプログラムが実施されている範囲が明確に判明出来る文書 <対象文書> ・枚方市アダプトプログラムについての合意書 ・アダプトプログラム(変更届) ・枚方市アダプトプログラム参加申込書 ・枚方市アダプトプログラム参加者名簿	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	
157	R3. 11. 16	R3. 11. 30	・2021年11月13日に開催された市民との意見交換会に市長が参加したこととその経緯が分かる文書 ・過去1ヶ月(令和3年10月15日～11月15日)の市長のスケジュール(副市長のスケジュールを含む)が記録されている文書すべて <対象文書> スケジュール	部分公開 5-1 5-7	市長公室 秘書課	
158	R3. 11. 16	R3. 11. 30	2021年11月13日に開催された市民との意見交換会についての記録すべて。	不存在 ※56	市長公室 秘書課	
159	R3. 11. 19	R3. 12. 3	新型コロナウイルスに関連したご意見について各意見ごとの対応が分かる文書 <対象文書> ・R1.2 【コロナ版公表用】提言管理表 ・R3 【コロナ版公表用】提言管理表	公開	市長公室 広聴相談課	
160	R3. 11. 19	R3. 12. 3	新型コロナウイルスに関連したご意見について各意見ごとの対応が分かる文書 <対象文書> ・R1.2 【コロナ版公表用】提言管理表 ・R3 【コロナ版公表用】提言管理表	公開	市長公室 広聴相談課	
161	R3. 11. 19	R3. 12. 1	新型コロナワクチンの予防接種後副反応疑い報告書	部分公開 5-1 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
162	R3. 11. 19	R3. 12. 3	新型コロナウイルスに関連したご意見について各意見ごとの対応が分かる文書 <対象文書> ・R1.2 【コロナ版公表用】提言管理表 ・R3 【コロナ版公表用】提言管理表	公開	市長公室 広聴相談課	
163	R3. 11. 19	R3. 12. 1	新型コロナワクチンの副反応疑い報告書	部分公開 5-1 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
164	R3. 11. 19	R3. 12. 1	「広報ひらかた」11月号の3ページ「正しい知識で接種の判断を」の「接種後に熱が出たら…」の内容文書をつくるにあたり、使用・参考にした元の情報がわかる文書 <対象文書> 1. 令和3年4月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について」 2. (別紙)新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について	公開	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
165	R3. 11. 19	R3. 12. 1	「広報ひらかた」11月号の3ページ「正しい知識で接種の判断を」の「接種後に熱が出たら…」の部分を書くにあたって、参考にした元の文書<対象文書> 1. 令和3年4月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について」 2. (別紙)新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について	公開	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
166	R3. 11. 19	R3. 12. 1	「広報ひらかた」11月号の3ページ「正しい知識で接種の判断を」の「接種後に熱が出たら…」の部分を書くにあたって、参考にした元の文書<対象文書> 1. 令和3年4月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について」 2. (別紙)新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について	公開	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
167	R3. 11. 22	R3. 12. 3	高陵小学校区枚方子どもいきいき広場事業、申請書、請求書、実績の報告、収支決算書及び実績の報告、収支決算書の2019年度、2020年度分の様式第5-2号、様式6号、様式8-1号、様式8-2号、様式第9号、様式第10号、領収書の写し、出納帳のうち、様式第5-2号、様式8-1号、様式8-2号以外の部分<対象文書> (1)様式第6号「補助金交付請求書」 (2)様式第9号「枚方子どもいきいき広場事業補助金実績の報告」 (3)様式第9-1号「枚方子どもいきいき広場事業実績報告書」 (4)様式第10号「枚方子どもいきいき広場事業収支決算書」 (5)領収書の写し (6)運営出納帳「枚方子どもいきいき広場事業運営出納帳」	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (放課後子ども担当)	
168	R3. 11. 22	R3. 12. 3	高陵小学校区枚方子どもいきいき広場事業、申請書、請求書、実績の報告、収支決算書及び実績の報告、収支決算書の2019年度、2020年度分の様式第5-2号、様式6号、様式8-1号、様式8-2号、様式第9号、様式第10号、領収書の写し、出納帳のうち、様式6号、様式第9号、様式第10号、領収書の写し、出納帳以外の部分	不存在 ※57	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (放課後子ども担当)	
169	R3. 11. 25	R3. 12. 3	・2020年11月に収受した現金の寄附についての紺綬褒章の上申に係る決裁文書(領収書を含み、その他の添付文書を除く。)及び当該上申の取り下げに係る決裁文書(添付文書を除く。)(個人情報を除く。) <対象文書> ・紺綬褒章に係る候補者の推薦について(領収書(受取書)を含み、その他の添付文書を除く。)(個人情報を除く。) ・紺綬褒章の上申の取り下げについて(添付文書を除く。)(個人情報を除く。)	公開	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	
170	R3. 11. 25	R3. 12. 6	・上記寄附に係る感謝状の贈呈に係る裁文書(個人情報を除く。) <対象文書> 寄附者への感謝状について	公開	観光にぎわい部 観光交流課	
171	R3. 11. 29		駅前開発に係る予算すべて		市駅周辺等まち活性化部	取下げ
172	R3. 12. 1	R3. 12. 14	枚方市全ての小・中学校における教職員の定数に対する不足の人数(長期休暇を含む)(2019年から今日2021. 12. 1まで)の月別の状況とその対処がわかる資料一式のうち、2020年4月1日以降分 <対象文書> ・各月講師欠員実数調査	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	
173	R3. 12. 1	R3. 12. 14	枚方市全ての小・中学校における教職員の定数に対する不足の人数(長期休暇を含む)(2019年から今日2021. 12. 1まで)の月別の状況とその対処がわかる資料一式のうち、2019年から2020年3月分	不存在 ※58	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
174	R3.12.1	R3.12.10	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生課が森林組合に業務確認に行った運行記録すべて(保存年限内のものに限る)(当該記録があるページのみ、表面に限る) 大阪府及び森林組合に対し変更契約手続を依頼した文書全て<対象文書> 運行日誌(保健衛生課が管理する車両分) 「犬の保管等業務契約に係る工事期間の運用について」〔相手方：大阪府〕 「犬の保管等業務契約に係る工事期間の運用について(修正)」〔相手方：大阪府〕 「契約の変更について(承認)」〔承認者：大阪府〕 「動物の飼養保管等業務委託の変更依頼について」〔相手方：大阪府森林組合〕 	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
175	R3.12.1	R3.12.15	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生課が森林組合に業務確認に行った運行記録すべて(保存年限内のものに限る)(当該記録があるページのみ、表面に限る) <対象文書> 運行日誌(保健予防課が管理する車両分) 	部分公開 5-1	健康福祉部 保健所 保健予防課	
176	R3.12.1	R3.12.15	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生課が森林組合に業務確認に行った運行記録すべて(保存年限内のものに限る)(当該記録があるページのみ、表面に限る) <対象文書> 運行日誌 	公開	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	
177	R3.12.2	R3.12.15	<ul style="list-style-type: none"> 金入り設計書 公園等春期剪定作業委託(北部地区) 公園等春期剪定作業委託(中部地区) 公園等春期剪定作業委託(南部地区) 車塚公園管理業務委託 御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 北部地区街路樹管理委託 中部地区街路樹管理委託 南部地区街路樹管理委託 公園等害虫防除作業委託(北部地区) 公園等害虫防除作業委託(中部地区) 公園等害虫防除作業委託(南部地区) 公園等夏期剪定作業委託(北部地区) 公園等夏期剪定作業委託(中部地区) 公園等夏期剪定作業委託(南部地区) 禁野第2号線他除草及び支障木伐採作業委託 公園等冬期剪定作業委託(北部地区) 公園等冬期剪定作業委託(中部地区) 公園等冬期剪定作業委託(南部地区) 中部地区街路樹管理委託(その2) 	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
178	R3.12.2	R3.12.7	<ul style="list-style-type: none"> 金入り設計書 水面廻廊樹木管理委託 	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
179	R3.12.3	R3.12.14	<p>「防犯パトロール実施中」の旗・さおの製作、配布、会計について情報公開を求めます。詳細内容は請求書別紙に依る。又参考資料(中宮北小学校の旗・さお事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> いつ、組織(発注窓口)が発注製作したか又その製作数が判明出来る文書(資料) いつ配布したか、その配布組織(担当部署名)判明出来る文書又中宮北小学校周辺フェンスに設置の4本が配布されたルートが判明出来る文書(資料) 防犯協議会に関する資料と組織図(機能)文書。 「防犯パトロール実施中」の旗・さおの会計処理が判明出来る文書(資料) <p>のうち、1及び4の旗について並びに3</p> <p><対象文書></p> <ul style="list-style-type: none"> 物品購入に関する回議書 枚方市防犯協議会会則 支出命令書 	部分公開 5-3	危機管理室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
180	R3. 12. 3	R3. 12. 14	「防犯パトロール実施中」の旗・さおの製作、配布、会計について情報公開を求めます。詳細内容は請求書別紙に依る。又参考資料(中宮北小学校の旗・さお事例) 1. いつ、組織(発注窓口)が発注製作したか又その製作数が判明出来る文書(資料) 2. いつ配布したか、その配布組織(担当部署名)判明出来る文書又中宮北小学校周辺フェンスに設置の4本が配布されたルートが判明出来る文書(資料) 3. 防犯協議会に関する資料と組織図(機能)文書。 4. 「防犯パトロール実施中」の旗・さおの会計処理が判明出来る文書(資料) のうち、1及び4のさおについて並びに2	不存在 ※59	危機管理室	
181	R3. 12. 3		許可番号 H29許可通知枚方市〇〇号 建築図面 平面図・立面図・断面図		都市整備部 開発指導室 審査指導課	取下げ
182	R3. 12. 6	R3. 12. 10	電気設備保安検査費 空調設備清掃点検費 設備変更修理費 12/3にメール回答にあった上記の森林組合が実行した領収書またはそれにかわる明細書すべて	不存在 ※60	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
183	R3. 12. 6	R3. 12. 20	請求書添付資料(写真・地図)にある自転車等は道路(歩道上)にあり、又この場所(歩道)を作業場(営業)に使用している。前述の場所の占用許可	不存在 ※61	土木部 道路河川管理課	
184	R3. 12. 6	R3. 12. 20	請求書添付資料(写真・地図)にある看板は不適切であると思われる。この道路は私道である。行政看板はなぜ掲出するのか、根拠となる法的その他理由となる文書	不存在 ※62	土木部 交通対策課	
185	R3. 12. 6	R3. 12. 13	・2021年6月25日付起案、同年6月28日決裁の総務管理課回議書「紺綬褒章の上申の取り下げについて」のもととなる観光交流課の回議「紺綬褒章の推薦取り下げについて(依頼)」(個人情報を除く。)(添付文書を除く。) ・2020年11月12日付で收受した2億円の領収証及び寄附收受の決裁文書一式。(個人情報を除く。) <対象文書> (1)紺綬褒章の推薦取り下げについて(依頼) (2)納入済通知書 (3)寄附申込書の受理について	部分公開 5-3	観光にぎわい部 観光交流課	
186	R3. 12. 8		市立小学校・中学校の校長の 1. 権限について 2. 職務分掌について判明できる文書		教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	取下げ
187	R3. 12. 10	R3. 12. 24	令和2年度観光交流課から総務管理室へ紺綬褒章に関する決裁文書一式(個人情報を除く。)(「紺綬褒章制度について(概要)」及び「紺綬褒章マニュアル」を除く) <対象文書> 紺綬褒章の授与に係る上申手続きについて(依頼)	部分公開 5-1	観光にぎわい部 観光交流課	
188	R3. 12. 13	R4. 1. 25	枚方市立やすらぎの杜指定管理者選定(H29年度公募)に関する 1-1 事業計画の概要、1-2 事業計画書、1-3 収支計画書、1-4 職員配置計画書(対象：指定管理者候補者) のうち、1-1 事業計画の概要以外の部分	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	決定期間 延長決定 R3. 12. 24
189	R3. 12. 13	R4. 1. 25	枚方市立やすらぎの杜指定管理者選定(H29年度公募)に関する 1-1 事業計画の概要、1-2 事業計画書、1-3 収支計画書、1-4 職員配置計画書(対象：指定管理者候補者) のうち、1-1 事業計画の概要	不存在 ※63	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	決定期間 延長決定 R3. 12. 24
190	R3. 12. 14	R4. 12. 24	金入り設計書 ・公共下水道樟葉朝日3丁目污水管改築工事	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	
191	R3. 12. 14	R3. 12. 27	金入り設計書 ・山田小学校雨水管工事	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
192	R3. 12. 20	R4. 1. 4	1 令和3年10月22日の組合ニュースに関するの嚴重注意文書 2 組合事務所の行政財産使用許可書 3 現在の組合専従者の専従許可書 2、3は許可の条件がわかるもの のうち、3 <対象文書> 専従休職の許可について	部分公開 5-1	総務部 人事課	
193	R3. 12. 20	R4. 1. 4	1 令和3年10月22日の組合ニュースに関するの嚴重注意文書 2 組合事務所の行政財産使用許可書 3 現在の組合専従者の専従許可書 2、3は許可の条件がわかるもの のうち、1及び2 <対象文書> 1「枚方市職員会館の目的外使用許可について(通知)」 2「枚方市職員会館目的外利用許可書」	公開	総務部 職員課	
194	R3. 12. 24		請求書添付資料(写真・地図)にある看板「警告」について、「啓発看板等配布申込書」		環境部 環境政策室 (環境保全担当)	取下げ
195	R3. 12. 24	R4. 1. 7	・「令和3年(2021年)9月3日付けで請求のあった保有情報の公開についてはその一部を公開」の保有情報部分公開決定通知書に係る請求の収受から通知までの記録すべて ・新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の現時点の申請件数がわかる文書及び提出のあった申請に関する書類すべてのうち、現時点の申請件数がわかる文書 <対象文書> (1) 供覧用紙(件名：保有情報公開請求書) (2) 保有情報公開請求書 (3) 回議書(件名：保有情報公開請求のあった「予防接種後副反応疑い報告書」の部分公開について) (4) 保有情報部分公開決定通知書 (5) 予防接種後副反応疑い報告書 (6) 健康被害救済制度進捗一覧	部分公開 5-1 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
196	R3. 12. 24	R4. 1. 7	新型コロナ予防接種副反応審議会の内容が分かる文書	不存在 ※64	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
197	R3. 12. 24	R4. 1. 27	新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の現時点の申請件数がわかる文書及び提出のあった申請に関する書類すべてのうち、提出のあった申請に関する書類すべて <対象文書> (1) 医療費・医療手当請求書 (2) 受診証明書(予防接種健康被害認定申請用) (3) 葬祭料請求書 (4) 死亡一時金請求書	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	決定期間 延長決定 R4. 1. 7
198	R3. 12. 24	R4. 1. 7	・広報11月号3ページの記述について、12月1日の回答の資料には「筋肉痛」「関節痛」が書かれていなかった。請求した文書ではなかったもので、再度求める。 ・ワクチン接種後に妊娠した人の人数、接種後の流産、死産の数	不存在 ※65	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
199	R3. 12. 24	R4. 1. 7	ワクチン接種後に妊娠した人の人数、接種後の流産、死産の数	不存在 ※66	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	
200	R3. 12. 24	R4. 1. 7	1 「公園におけるイベント利用にあたっての新型コロナウイルス感染症予防対策について」の文書をつくるにあたり元となった法令または条例 2 上記の文書をつくるにあたり法令または条例以外の根拠となる文書 のうち、2 <対象文書> (大阪府ガイドライン)感染拡大予防にかかる標準的対策(全施設)	公開	土木部 みち・みどり室 (維持緑化担当)	
201	R3. 12. 24	R4. 1. 7	1 「公園におけるイベント利用にあたっての新型コロナウイルス感染症予防対策について」の文書をつくるにあたり元となった法令または条例 2 上記の文書をつくるにあたり法令または条例以外の根拠となる文書 のうち、1	不存在 ※67	土木部 みち・みどり室 (維持緑化担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
202	R3. 12. 27	R4. 1. 11	霊源寺枚方長尾霊苑の墓地台帳 (許可年月日、許可番号、墓地面積、経営者住所、氏名、墓地地番面積の 明細)、墓地平面図 <対象文書> ・墓地台帳 ・墓地平面図	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
203	R4. 1. 4	R4. 1. 15	1H28年度、H29年度4月～7月 委託契約書 2H28年度、H29年度4月～7月 積算根拠 <対象文書> ・平成28年度(2016年度)の契約期間における動物の保管等業務委託 契約書 ・平成29年(2017年)4月1日から同年7月31日までの契約期間における 動物の飼養保管等業務委託契約書 ・平成28年度(2016年度)の契約期間における動物の保管等業務に係 る委託料の積算について(通知)及び同通知の内訳別紙 ・平成29年(2017年)4月1日から同年7月31日までの契約期間における 動物の飼養保管等業務に係る委託料の積算について(通知)及び同通 知の内訳明細	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
204	R4. 1. 6	R4. 1. 17	R3. 8. 20に提出された開発事業に伴う事前協議書(受付番号・都調第 7-021-39号)にかかる提出書類一式 R3. 9. 15に提出された標識設置届出書(受付番号・都調第10-021-39 号)にかかる提出書類一式 <対象文書> 開発事業に伴う事前協議書、委任状、老人ホーム計画書、地籍図の写 し、付近見取図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画 断面図、排水計画平面図、給水計画平面図、求積図、各階平面図、立面 図、断面図、平均地盤算定図、標識設置届出書、標識の設置を証する写 真、標識の設置位置図面	部分公開 5-1 5-3	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
205	R4. 1. 7	R4. 1. 21	請求書添付資料(写真・地図)にあるバス停留所標識について 1 道路占用許可申請書及び許可書(全ての申請書類を含む) 2 一般のバス停留所設置に係る方式基準の文書 <対象文書> ・道路占用許可書 ・枚方市道路占用許可基準	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	
206	R4. 1. 12	R4. 1. 25	枚方市内のPCR検査数がかかる文書(日別、月別など) <対象文書> 検査件数(総数)	公開	健康福祉部 保健所 保健医療課	
207	R4. 1. 17	R4. 1. 25	請求書添付資料(写真・地図)市立明倫小学校敷地内(フェンス)にあ る掲示BOX/ケースについて 1) 掲示BOX/ケースの設置者及び所有者 2) 掲示BOX/ケースの設置目的、管理者、掲示内容等 1)と2)が判明出来る文書	不存在 ※68	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
208	R4. 1. 21	R4. 2. 4	1 平成28年5月31日付け「職員会館における組合事務所使用につい て」(総務部) 2 組合専従者(退職者)の退職期間中の身分保障(昇給及び共済組合 費や年金など)についてわかるもの(退職及び復職を許可した際の市 内部の決裁等) 3 職員団体の政治的行為の制限にかかわる文書 4 職員団体が市庁舎や市の連絡便を使用して、機関誌や郵便物を配 付することを許可した文書 5 職員団体の組合専従者(退職者)の許可人数を定めた市内部規定又 は職員団体と取り交わした文書 のうち2の共済組合費、年金に係る部分 <対象文書> 覚書	部分公開 5-1 5-3	総務部 人事課	
209	R4. 1. 21	R4. 2. 4	1平成28年5月31日付け「職員会館における組合事務所使用について」 (総務部) 2組合専従者(退職者)の退職期間中の身分保障(昇給及び共済組合費 や年金など)についてわかるもの(退職及び復職を許可した際の市内 部の決裁等) 3職員団体の政治的行為の制限にかかわる文書 4職員団体が市庁舎や市の連絡便を使用して、機関誌や郵便物を配 付することを許可した文書 5職員団体の組合専従者(退職者)の許可人数を定めた市内部規定又 は職員団体と取り交わした文書 のうち2の昇給に係る部分	却下 ※1	総務部 人事課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
210	R4. 1. 21	R4. 2. 4	1 平成28年5月31日付け「職員会館における組合事務所使用について」(総務部) 2 組合専従者(退職者)の休職期間中の身分保障(昇給及び共済組合費や年金など)についてわかるもの(休職及び復職を許可した際の市内部の決裁等) 3 職員団体の政治的行為の制限にかかわる文書 4 職員団体が市庁舎や市の連絡便を使用して、機関誌や郵便物を配付することを許可した文書 5 職員団体の組合専従者(退職者)の許可人数を定めた市内部規定又は職員団体と取り交わした文書 のうち、1 <対象文書> 「職員会館における組合事務所使用について」(総務部)	公開	総務部 職員課	
211	R4. 1. 21	R4. 2. 4	1 平成28年5月31日付け「職員会館における組合事務所使用について」(総務部) 2 組合専従者(退職者)の休職期間中の身分保障(昇給及び共済組合費や年金など)についてわかるもの(休職及び復職を許可した際の市内部の決裁等) 3 職員団体の政治的行為の制限にかかわる文書 4 職員団体が市庁舎や市の連絡便を使用して、機関誌や郵便物を配付することを許可した文書 5 職員団体の組合専従者(退職者)の許可人数を定めた市内部規定又は職員団体と取り交わした文書 のうち、3、4、5	不存在 ※69	総務部 職員課	
212	R4. 1. 24	R4. 1. 28	工所用車両の通行経路、交通保安員配置場所、工所用車両の駐車場設置等を記載した計画書 開発地 枚方市〇〇、〇〇 都調第〇〇号 の分 <対象文書> 付近見取図	公開	土木部 交通対策課	
213	R4. 1. 25	R4. 2. 7	請求書添付別紙、資料1～2の看板「防犯カメラ作動中」について情報公開を求めます。 1 看板に記載されている防犯カメラとはどこにあるのでしょうか 対応するカメラの設置箇所が判明出来る文書 2 当該小学校に設置されている防犯カメラの台数が判明出来る文書 3 当該看板を校内に設置した目的、設置箇所が判明出来る文書 のうち、1及び2 <対象文書> (1)監視カメラ設置位置等一覧表 (2)監視カメラ(防犯カメラ)設置台数一覧 (3)小学校における監視カメラ用の看板の購入、設置について	公開	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進室	
214	R4. 1. 25	R4. 2. 8	請求書別紙、資料1～2の看板「防犯カメラ作動中」について情報公開を求めます。 1 看板に記載されている防犯カメラとはどこにあるのでしょうか 対応するカメラの設置箇所が判明出来る文書 2 当該小学校に設置されている防犯カメラの台数が判明出来る文書 3 当該看板を校内に設置した目的、設置箇所が判明出来る文書 のうち、3	不存在 ※70	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進室	
215	R4. 1. 28	R4. 2. 22	公立幼稚園・公立保育所などに関するアンケート結果についての内容の内、自由記入欄の記入内容全て 自由記入欄の記入内容に限ること <対象文書> 公立幼稚園・公立保育所などに関するアンケート結果における自由記入	部分公開 5-1 5-3 5-5	子ども未来部 子ども青少年政策課	決定期間 延長決定 R4. 2. 14
216	R4. 1. 31	R4. 2. 14	R3. 11. 24付「枚方市動物愛護行政改善要望書」に対する枚方市の回答1について、衛生課が検討した文書すべて	不存在 ※71	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
217	R4. 2. 1	R4. 2. 15	1 令和2年度・令和3年度において、枚方市立殿山第一小学校と殿山第一小学校PTAにおいて締結された業務委託契約内容が分かる文書 2 同校と同校PTAの間で交わされた個人情報の取り扱いについての文書 <対象文書> 業務委任契約書	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
218	R4. 2. 1	R4. 2. 10	枚方市立学校園において児童・生徒および保護者の個人情報を扱う際のマニュアル <対象文書> 枚方市情報公開事務及び個人情報保護事務の手引き(平成29年10月の情報公開・個人情報保護条例の改正に係る説明会資料)	公開	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
219	R4. 2. 1	R4. 2. 15	枚方市立〇〇小学校における学校運営協議会(コミュニティスクール)にかかる以下の資料 1 令和2年度・令和3年度の議事録 2 令和2年度・令和3年度に枚方市に対して報告された活動内容 3 令和2年度・令和3年度に保護者に対して報告された内容 <対象文書> (1)令和2年度・令和3年度の学校運営協議会要点録と付随する資料 (2)令和2年度コミュニティ・スクール推進事業における事業報告書 (3)令和2年度コミュニティ・スクールについての保護者に対する通知	公開	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	
220	R4. 2. 1	R4. 2. 15	枚方市立〇〇小学校における学校運営協議会(コミュニティスクール)にかかる以下の資料 1 令和2年度・令和3年度の議事録 2 令和2年度・令和3年度に枚方市に対して報告された活動内容 3 令和2年度・令和3年度に保護者に対して報告された内容 のうち、令和3年度コミュニティ・スクール推進事業における事業報告書及び令和3年度コミュニティ・スクールについての保護者に対する通知	不存在 ※72	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	
221	R4. 2. 1	R4. 3. 16	各枚方市立学校園において、枚方市学校園安全共済会の会費を納入するために5月1日現在の在籍児童数(保護者がPTA会員である児童数)を把握するために各単位PTAにその在籍児童数を問い合わせたことが分かる文書 令和3年度分	不存在 ※73	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	決定期間 延長決定 R4. 2. 15
222	R4. 2. 1	R4. 2. 15	枚方市職員が地方公務員法第38条にもとづいて別団体の理事等に市職員としての役職名を連ねて従事する際の許可基準	不存在 ※74	総務部 人事課	
223	R4. 2. 1		請求者が令和2年度において、〇〇小学校PTA役員の代理として、枚方市教育委員会人事課に対し、〇〇小学校校長〇〇氏について、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、学校運営協議会の不当運営などについて訴えたことに関して、枚方市長が受理した報告内容		教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	取下げ
224	R4. 2. 3	R4. 2. 17	請求書添付資料(写真・地図)にある市立開成小学校フェンスに設置されている「たれ幕」について (1)開成小学校フェンスに「たれ幕」設置した法的根拠となる文書 (2)(1)の設置に係る申請、許可の文書 (3)「たれ幕」の設置作業はだれがしたか。学校側、コミュニティ協議会側等の作業人が判明出来る文書 (4)コミュニティより「たれ幕」設置に係る活動等の説明文書のうち、(3)及び(4)	不存在 ※75	市長公室 市民活動課	
225	R4. 2. 3	R4. 2. 17	請求書添付資料(写真・地図)にある市立開成小学校フェンスに設置されている「たれ幕」について (1)開成小学校フェンスに「たれ幕」設置した法的根拠となる文書 (2)(1)の設置に係る申請、許可の文書 (3)「たれ幕」の設置作業はだれがしたか。学校側、コミュニティ協議会側等の作業人が判明出来る文書 (4)コミュニティより「たれ幕」設置に係る活動等の説明文書のうち、(1)及び(2)	不存在 ※76	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
226	R4. 2. 3	R4. 2. 17	請求書添付資料(写真・地図)にある長尾西中学校のフェンスにある(2ヶ所)「横断歩道を渡りましょう」の看板について 1. この看板A, B(写真分)学校フェンスに設置した申請・許可が判明出来る文書 2. 通学時の交通ルール(横断の仕方etc)の学習指導内容を示す文書(小中学校、教育委員会) のうち、1	不存在 ※77	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
227	R4. 2. 3	R4. 2. 17	請求書添付資料(写真・地図)にある長尾西中学校のフェンスにある(2ヶ所)「横断歩道を渡りましょう」の看板について 1. この看板A, B(写真分)学校フェンスに設置した申請・許可が判明出来る文書 2. 通学時の交通ルール(横断の仕方etc)の学習指導内容を示す文書(小中学校、教育委員会)のうち、2 ＜対象文書＞ (1)令和3年度 学校園の管理運営に関する指針 (2)「交通安全教室実施委託(歩行)」仕様書 (3)交通事故を防ごう！	公開	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	
228	R4. 2. 7	R4. 2. 21	枚方市学校園安全共済会の会則(手続書類は学校長が作成する旨)に基づき作成された枚方市立の各学校園における枚方市学校園安全共済会の手続書類で次のもの 1 入会手続に関するもの 2 個人情報提供に関するもの 3 共済金申請の手続に関するもの	不存在 ※78	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	
229	R4. 2. 7	R4. 2. 21	令和2年度及び3年度において、枚方市立学校園安全共済会に対する対応等について話し合われた内容	不存在 ※79	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	
230	R4. 2. 7	R4. 2. 15	枚方市が設置する〇〇小学校学校運営協議会において、令和2年度に学校長が不適切な運営を行っていたことに関する内容で枚方市長が受理したもの ※不適切な運営事案 ○女性比率が少ない選出○任期途中で校長の独断で一方的に唯一の女性議員を解任 ○会議に委任状などないまま部外者を参加させる	不存在 ※80	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	
231	R4. 2. 8	R4. 2. 17	PCR陽性判定の無症状者が他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等	不存在 ※81	健康福祉部 保健所 保健医療課	
232	R4. 2. 8	R4. 2. 22	マスクの着用が、新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等	不存在 ※82	危機管理室	
233	R4. 2. 8	R4. 2. 22	1. PCR陽性判定の無症状者が他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 2. マスクの着用が、新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する論文等	不存在 ※83	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	
234	R4. 2. 9		動物のカルテすべて		健康福祉部 保健所 保健衛生課	取下げ
235	R4. 2. 14	R4. 2. 28	職員会館における組合事務所使用について(回議書)(平成28年5月31日総務部) ＜対象文書＞ 「職員会館における組合事務所使用について」	公開	総務部 職員課	
236	R4. 2. 14	R4. 2. 22	令和元年10月28日付け「境界確認申請書」の鏡及び境界確定図境界を確定した土地の表示 甲の土地：宮之下耕水路(枚方市〇〇先) 乙の地：枚方市〇〇 但し、個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 1 境界確認書 2 1に添付の境界確定図 ※個人情報及び印影を除く	公開	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
237	R4. 2. 15	R4. 3. 1	請求書添付資料(写真A・B、地図)にある歩道上のもの写真A(コーン、植木ばち)写真B(物干スタンド、キャビネット/BOX、犬小屋)に係る道路占用申請文書、占用許可文書	不存在 ※84	土木部 道路河川管理課	
238	R4. 2. 17	R4. 3. 1	金入り設計書 ・北部道路除草委託 ・中部道路除草委託 ・南部道路除草委託 ・八田川他除草委託 ・急傾斜地除草委託 ・中部道路除草委託(その2) ・禁野第2号線他除草及び支障木伐採作業委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
239	R4. 2. 17	R4. 3. 1	金入設計書 ・除草作業委託(北部) ・除草作業委託(南部) ・除草作業委託(北部) ・除草作業委託(南部)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
240	R4. 2. 17	R4. 2. 22	金入り設計書 ・新安居川他除草委託 ・枚方1号水路他除草委託 ・出口排水路他除草委託 ・北谷川他除草委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
241	R4. 2. 17	R4. 3. 1	金入設計書 ・道路用地除草委託	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
242	R4. 2. 17	R4. 2. 22	金入り設計書 ・明倫小学校他5校除草作業委託 ・高陵小学校他4校除草作業委託 ・第三中学校他5校除草作業委託 ・枚方中学校他5校除草作業委託 ・第一中学校他4校除草作業委託 ・中宮中学校他5校除草作業委託 ・さだ小学校他5校除草作業委託 ・開成小学校他5校除草作業委託 ・第二中学校他5校除草作業委託 ・菅原東小学校他5校除草作業委託 ・船橋小学校他5校除草作業委託 ・中宮北小学校他5校除草作業委託 ・春日小学校他5校除草作業委託 ・香里小学校他5校除草作業委託 ・招提中学校他4校除草作業委託 ・枚方中学校他5校除草作業委託	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
243	R4. 2. 17		金入り設計書 ・第二中学校他5校除草作業委託 ・菅原東小学校他5校除草作業委託 ・船橋小学校他5校除草作業委託 ・中宮小学校他5校除草作業委託 ・春日小学校他5校除草作業委託		都市整備部 施設整備室 (管理担当)	取下げ
244	R4. 2. 17		金入り設計書 ・北部道路除草委託 ・中部道路除草委託 ・南部道路除草委託		土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	取下げ
245	R4. 2. 17		令和3年4月15日に枚方市〇〇で発生した火災の件について		危機管理室	取下げ
246	R4. 2. 18		道路明示確定図 枚方市〇〇、〇〇、〇〇番地先平面図		土木部 道路河川管理課	取下げ
247	R4. 2. 21	R4. 3. 4	R3【コロナ版公表用】提言管理表の本日時点のもの <対象文書> R3【コロナ版公表用】提言管理表	公開	市長公室 広聴相談課	
248	R4. 2. 25	R4. 3. 4	令和3年度 金入り設計書 ・公園等冬期剪定作業委託(北部地区) ・公園等冬期剪定作業委託(中部地区) ・公園等冬期剪定作業委託(南部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
249	R4. 2. 25	R4. 3. 8	令和3年度 金入り設計書 ・中部地区街路樹管理委託(その2)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	
250	R4. 2. 25	R4. 3. 8	令和3年度 金入り設計書 ・禁野第2号線他除草及び支障木伐採作業委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 (整備管理担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
251	R4. 2. 25	R4. 3. 10	<p>①市立明倫小学校敷地内にある請求書添付資料(写真・地図)の掲示BOX/ケースについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 掲示BOX/ケースの財産(財産権を含む。)は私有財産か、公有財産か判明出来る文書 2. 「掲示BOX/ケースの設置及び保有者…はいずれも当該校の校長です」と聞いていますが、この校長はいつの校長であるか判明出来る文書 3. 掲示BOX/ケース内の「掲示物の掲示者は当該校の校長」と聞いていますがこの校長の行為は正当な公務か、不正な公務(法的違反を含む。)か、その法的根拠を示す文書 <p>②市立明倫小学校敷地内にある請求書添付資料(写真・地図)の掲示BOX/ケースについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 掲示BOX/ケース内の掲示物は学校(校長)が地域住民へ情報提供するのでしょうか、現在の掲示物は大半が行政(市役所)発信、配布のものである。これ等を学校(校長)が地域住民へ提供する情報とする根拠文書 2. 添付資料にある枚方市立小学校校長会と教頭会の概要がわかる文書(例、ルール、組織図、活動、設立目的、予算等)のうち、②の2 <p><対象文書></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度枚方市小学校長会活動計画(令和3年6月) (2) 枚方市教頭会会則 (3) 枚方市教頭会 役員・会計監査選出規定 (4) 枚方市教頭会慶弔慰内規 (5) 令和3年度 枚方市教頭会役務分担表 (6) 令和3年度 枚方市公立小・中教頭会事業計画 (7) 令和3年度 枚方市教頭会 予算 	公開	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	
252	R4. 2. 25	R4. 3. 10	<p>①市立明倫小学校敷地内にある請求書添付資料(写真・地図)の掲示BOX/ケースについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 掲示BOX/ケースの財産(財産権を含む。)は私有財産か、公有財産か判明出来る文書 2. 「掲示BOX/ケースの設置及び保有者…はいずれも当該校の校長です」と聞いていますが、この校長はいつの校長であるか判明出来る文書 3. 掲示BOX/ケース内の「掲示物の掲示者は当該校の校長」と聞いていますがこの校長の行為は正当な公務か、不正な公務(法的違反を含む。)か、その法的根拠を示す文書 <p>②市立明倫小学校敷地内にある請求書添付資料(写真・地図)の掲示BOX/ケースについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 掲示BOX/ケース内の掲示物は学校(校長)が地域住民へ情報提供するのでしょうか、現在の掲示物は大半が行政(市役所)発信、配布のものである。これ等を学校(校長)が地域住民へ提供する情報とする根拠文書 2. 添付資料にある枚方市立小学校校長会と教頭会に係る全ての文書(例、ルール、組織図、活動、設立目的、予算等)のうち、②の2以外の部分 	不存在 ※85	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
253	R4. 3. 2	R4. 3. 17	<p>アライグマの処分委託費 予算 R3年度 アライグマの処分委託費実費 R2年度(及び頭数) 処分方法の記載されている文書すべて</p> <p><対象文書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出命令書(件名：令和2年度大阪府アライグマ等捕獲個体措置業務委託料)及び添付書類 ・令和3年度当初予算歳出予算要求書(野生動植物保護経費部分) ・契約申出書 ・大阪府アライグマ等捕獲個体措置業務実施要領 	公開	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	
254	R4. 3. 3	R4. 3. 17	<p>公立小中学校(枚方市立小学校)施設フェンスに設置されている「社会を明るくする運動の看板(パネル含)」について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パネル/看板を学校に持ち込む、受け入れの際、パネル/看板の費用支払金(寄付金)は公金、私金のどちらか判明できる文書又パネル/看板の所有者が判明できる文書。 2. 1のパネル/看板が学校施設(フェンスetc)に現在進行形で設置されている。パネル/看板が撤去できない理由障害となるものが判明できる文書。 3. 2の状況で社会を明るくする運動の団体、活動に特別利益権利を与える文書の存在が判明できる文書(学校の関係性)。 	不存在 ※86	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
255	R4. 3. 4	R4. 3. 8	<p>金入り設計書 ・星丘2丁目雨水管整備測量実施設計委託</p>	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
256	R4. 3. 4	R4. 3. 18	歩道上のベンチについて、詳細は請求書添付資料(写真・地図)を参照のこと ベンチの所有者・管理者が判明出来る文書 ＜対象文書＞ 権原書類(背付きベンチ構造図)	公開	土木部 道路河川管理課	
257	R4. 3. 4	R4. 3. 18	歩道上のベンチについて、詳細は請求書添付資料(写真・地図)を参照のこと ベンチの道路占用許可(申請書を含む)	不存在 ※87	土木部 道路河川管理課	
258	4. 3. 8	R4. 3. 15	住居表示地図(枚方市〇〇)	公開	市民生活部 市民室 (戸籍・住基担当)	
259	R4. 3. 9	R4. 3. 30	(所有者不明猫、外飼猫含む)猫の苦情 件数、内容文書すべて 令和2年、3年分 ＜対象文書＞ (1)令和2年度 市長への提言 (2)上記の報告書 (3)上記の提言者様からの御礼	部分公開 5-1	市長公室 広聴相談課	決定期間 延長決定 R4. 3. 22
260	R4. 3. 9	R4. 4. 8	(所有者不明猫、外飼猫含む)猫の苦情 件数、内容文書すべて 令和2年、3年分 ＜対象文書＞ ・令和元年度動物苦情相談一覧 ・令和2年度動物苦情相談一覧 ・令和3年度動物苦情相談一覧 ・苦情相談受付票(猫)	部分公開 5-1	健康福祉部 保健所 保健衛生課	決定期間 延長決定 R4. 3. 22
261	R4. 3. 9	R4. 4. 8	(所有者不明猫、外飼猫含む)猫の苦情 件数、内容文書すべて 令和2年、3年分 ＜対象文書＞ ・令和2年度道路河川補修業務 ・令和2年度公園施設等要望受付業務(11件) ・令和3年度公園施設等要望受付業務(9件)	部分公開 5-1	土木部 みち・みどり室 (維持緑化担当) (整備管理担当)	決定期間 延長決定 R4. 3. 22
262	R4. 3. 9	R4. 4. 22	(所有者不明猫、外飼猫含む)猫の苦情 件数、内容文書すべて 令和2年、3年分 ＜対象文書＞ 空き家等相談対応経過シート(5件)	部分公開 5-1	都市整備部 住宅まちづくり課	決定期間 延長決定 R4. 3. 22 原決定 (部分公開) R4. 3. 29
263	R4. 3. 11	R4. 3. 22	自治労枚方市職員関係労働組合が地方公務員法第53条に基づく登録 申請書類一式並びに公平委員会が登録を認めた通知書(平成26年度・ 平成27年度・平成28年度・平成29年度・直近)	不存在 ※88	公平委員会事務局	
264	R4. 3. 11	R4. 3. 17	水道メーター口径40、25についての基準、規定 ＜対象文書＞ 給水装置工事施行基準(改正版)	公開	上下水道局 上下水道部 上水道室 上水道管理課	
265	R4. 3. 11	R4. 3. 22	・40口径から25口径としてみなせる為の内規 ・一個建のみなし口径適用の内規、必要な要素、資料 ＜対象文書＞ ・「大口径の戸建て住宅の取扱いに関するみなし口径の適用基準」 ・「一戸建てのみなし口径の内規、必要な要素、資料」	公開	上下水道局 上下水道部 上下水道総務室 (営業料金担当)	
266	R4. 3. 11	R4. 3. 22	みなし口径の誓約書、実例について ＜対象文書＞ 「みなし口径の誓約書、実例に係る書類」	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道部 上下水道総務室 (営業料金担当)	
267	R4. 3. 16	R4. 3. 30	請求書添付資料(地図)にあるX1, X2地点の電柱(2本)について道路占 用許可(申請を含)文書 [X1電柱NoNTTイケノミヤナカ11R17 X2電柱 No星ヶ丘47北4外1] ＜対象文書＞ 道路専用許可書、許可条件、道路専用許可申請書、添付書類	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
268	R4. 3. 17	R4. 3. 24	1 各看板(請求書添付資料1~4)の啓発看板等配布申込書 2 各看板の設置に係る占用許可 申請者が保有(申請と許可の文書) 3 各看板に「警告」とは…条例に該当する「警告」なる看板の製作設置等の規定はない。条例に反する看板様式であるこの看板を製作、配布する根拠となるルールが判明する文書 のうち各看板(請求書添付資料1、2)の啓発看板等配布申込書 <対象文書> 啓発看板等 配布申込書(2件)	部分公開 5-1	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	
269	R4. 3. 17	R4. 3. 24	1 各看板(請求書添付資料1~4)の啓発看板等配布申込書 2 各看板の設置に係る占用許可 申請者が保有(申請と許可の文書) 3 各看板に「警告」とは…条例に該当する「警告」なる看板の製作設置等の規定はない。条例に反する看板様式であるこの看板を製作、配布する根拠となるルールが判明する文書 のうち各看板(請求書添付資料1、2)の啓発看板等配布申込書以外の部分	不存在 ※89	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	
270	R4. 3. 25	R4. 4. 8	請求書添付資料(写真・地図)にある看板(10枚)について情報公開を求めます。 1 枚方市立香里小学校の看板の必要性、目的が判明出来る文書 2 看板の設置に係る許可、法的根拠となる文書 3 看板の設置者、管理者が判明出来る文書	不存在 ※90	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
271	R4. 3. 28	R4. 4. 11	請求書添付資料(写真・地図)No1の看板/社会を明るくする運動 請求書添付資料(写真・地図)No2の ・看板/枚二中地域教育協議会 ・看板/社会を明るくする運動 以上の看板について情報公開を求めます。 1 看板の設置目的が判明する文書 2 看板を学校フェンス/施設に設置した許可文書 3 看板の設置に係る法的根拠文書 のうち、3 <対象文書> 学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領	公開	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
272	R4. 3. 28	R4. 4. 11	請求書添付資料(写真・地図)No1の看板/社会を明るくする運動 請求書添付資料(写真・地図)No2の ・看板/枚二中地域教育協議会 ・看板/社会を明るくする運動 以上の看板について情報公開を求めます。 1 看板の設置目的が判明する文書 2 看板を学校フェンス/施設に設置した許可文書 3 看板の設置に係る法的根拠文書 のうち、1、2	不存在 ※91	都市整備部 施設整備室 (管理担当)	
273	R4. 3. 29	R4. 4. 12	1令和3年度校務員の会計年度任用職員全員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの。 2令和3年度中に令和4年度再任用のために再試験を受けた校務員の会計年度任用職員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの のうち、1 <対象文書> 令和3年度総合評価一覧表(各課用)(通年の会計年度任用職員)	部分公開 5-1 5-7	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
274	R4. 3. 29	R4. 4. 12	1令和3年度校務員の会計年度任用職員全員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの。 2令和3年度中に令和4年度再任用のために再試験を受けた校務員の会計年度任用職員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの のうち、2	不存在 ※92	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
275	R4. 3. 29	R4. 4. 12	最新のコロナワクチン副反応疑い報告書 <対象文書> 予防接種後副反応疑い報告書	部分公開 5-1 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン 接種対策室	
276	R4. 3. 29	R4. 4. 12	2022年3月24日に行われた枚方市情報公開・個人情報保護審査会について一律非公開と説明を受けたが一律非公開と決定された会議の議事録 <対象文書> 令和3年度(2021年度)第1回枚方市情報公開・個人情報保護審査会会議録	部分公開 5-1 5-3 5-6 5-7	総務部 コンプライアンス 推進課	
277	R4. 3. 29	R4. 4. 11	2022年3月24日に行われた枚方市情報公開・個人情報保護審査会の議事録	不存在 ※93	健康福祉部 新型コロナワクチン 接種対策室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
278	R4. 3. 29	R4. 4. 12	・全園有志医師の会より、市長宛に送られたレターパックの資料(枚方市長が全資料確認しチェックしたもの1式) ・5～11才の子供へのワクチン接種券を枚方市内在宅の対象者に送付された際の送付費用がいくらかかったのか <対象文書> 1 5～11才の子供へのワクチン接種中止及び副反応情報等の周内徹底を求める要望書及びその他添付資料 2 3.2発送小児印刷物経費	部分公開 5-1 5-3 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
279	R4. 3. 29	R4. 4. 12	5～11才ワクチン接種券の一斉送付にかかった費用 「全国有志医師の会」からの小児ワクチン接種中止の要望書を含む資料がレターパックで送られたはずなので、その内容と市長からの回答 <対象文書> 1 5～11才の子供へのワクチン接種中止及び副反応情報等の周内徹底を求める要望書及びその他添付資料 2 3.2発送小児印刷物経費	部分公開 5-1 5-3 5-7	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
280	R4. 3. 29	R4. 4. 12	「全国有志医師の会」からの小児ワクチン接種中止の要望書を含む資料がレターパックで送られたはずなので、その内容と市長からの回答	不存在 ※94	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	
281	R4. 3. 29	R4. 4. 12	公園を、マスク着用を条件に貸した際に健康被害(死亡)(スタッフ及び利用者)が出た時の責任の所在がわかるもの	不存在 ※95	土木部 みち・みどり室 (維持緑化担当)	

(注)5-〇は、枚方市情報公開条例第5条各号に規定する次の非公開情報に該当するとして、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 本件請求に関する根拠文書は作成していないため。
- ※2 本請求に対応するものを作成する必要がないため。
- ※3 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※4 監査対象部署からの書類等の提出については、包括外部監査人に対して直接行われており、当事務局には包括外部監査に係る文書が存在しないため。
- ※5 枚方市学校園安全共済会の共済事業の手続きに関する文書は、枚方市学校園安全共済会で作成するものであり、枚方市教育委員会は、作成していないため。
- ※6 PTA会員名簿という名称の文書は、存在しないため。また、枚方市立の各学校園が各学校園の単位PTAに対して、PTA会員名簿の提供を求めた事実及び枚方市立の各学校園の単位PTAが各学校園に対して、自発的にPTA会員名簿を提出した事実がないため。
- ※7 枚方市立殿山第一小学校における個人情報の目的外使用を原因とする謝罪及び和解に関する文書の作成又は收受を行っていないため。
- ※8 令和2年(2020年)12月15日付け枚方市指令都査第181-55号都市計画法第35条の2第1項の開発行為の変更許可申請に係る〇〇の北側道路を含む図面は存在するが、当該道路の接道に関する協議は行っていないため。
- ※9 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号に規定する事項については、開発事業の計画を作成するに当たり、開発者が考慮しなければならない事項であり、これを踏まえ作成された図面以外は存在しないため。
- ※10 1枚方市と枚方市学校園安全共済会との間で業務委託契約を締結していないため。2枚方市立の学校園と枚方市学校園安全共済会との間で業務委託契約を締結していないため。
- ※11 枚方市学校園安全共済会の共済事業の手続きに関する文書は、枚方市学校園安全共済会で作成するものであり、枚方市教育委員会は、作成していないため。
- ※12 枚方市学校園安全共済会の共済事業の手続きに関する文書は、枚方市学校園安全共済会で作成するものであり、殿山第一小学校は、それに関連する書類を作成していないため。
- ※13 会計手続き上、支払いの完了は振込明細書で確認しており、市から領収書の発行を求めているため。
- ※14 補強工事の内容がわかる資料については、平成18年3月中宮浄水場耐震劣化調査委託報告書による耐震調査結果の一覧の施設の内、中央管理棟は当該報告書に記載の補強工事を行わず建て替えることとしたため、及び、その他の施設については、当該報告書に記載の補強工事を行っていないため。上記補強工事を行わなかった理由及び第一浄水場着水井が調査対象となっていない理由がわかる資料については、現に保有しておらず、存在したとしても、保存期間の経過により作成したかどうか不明であるため。
- ※15 本請求に係る看板の設置根拠に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※16 特定建設作業実施届出書において、令和元年(2019年度)分については、保存年限が経過して廃棄、又、令和2年(2020年)以降分については、請求に係る住所(枚方市〇〇)での提出がなかったため。建設リサイクル法届出書において、令和元年(2019年)以降に請求に係る住所(枚方市〇〇)での提出がなかったため。
- ※17 本件請求に関する根拠文書を作成していないため。
- ※18 本請求に係る旗・さおの設置理由、設置根拠、設置許可に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※19 本請求に係る掲示板の設置理由、根拠に該当する文書や、設置している(継続)根拠文書、許可に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※20 本件請求に関する文書を作成していないため。
- ※21 本請求の対象文書は、設置時に係る道路占用許可申請書の添付資料であり、保存年限が経過し、現に保有していないため。
- ※22 本件請求に関する文書を作成していないため。
- ※23 本件請求に関する文書を作成していないため。
- ※24 2021年7月8日に新型コロナワクチン接種対策室の職員が参加した会議は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(平成20年枚方市訓令第

- ※25 枚方市は、国が策定する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に示される、感染拡大を抑制するための対処や考え方にに基づき、庁舎内の感染予防対策を講じるとともに、市民へ基本的な感染対策を呼びかけるなどの取り組みを行っています。枚方市として独自に科学的検証を進めるものではないため、該当する文書は保有しておりません。
- ※26 本件請求に関する文書を作成していません。
- ※27 「校門前…」具体的に示す文書について、文書の作成を行っていないため。学校敷地、道路敷の明確な区分を示す文書について、該当する文書が発生していません。来客、業者の駐車場に関する文書について、当該中学校に駐車場がないため。
- ※28 保健所は、請求にある事象について、科学的な立証を行うことを管轄する機関ではないため。また、科学的な立証に関する文書を所持していません。
- ※29 保健所は、請求にある事象について、数を把握していません。また、数を示す文書を所持していません。
- ※30 保健所は、請求にある事象について、使い分けについて明示された文書を所持していません。
- ※31 枚方市は、国が策定する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に示される、感染拡大を抑制するための対処や考え方にに基づき、庁舎内の感染予防対策を講じるとともに、市民へ基本的な感染対策を呼びかけるなどの取り組みを行っています。枚方市として独自に科学的検証を進めるものではないため、該当する文書は保有しておりません。
- ※32 (1)9月3日に新型コロナワクチン接種対策室課長が出張した事実がないため。(2)新型コロナウイルス感染症による死者数に占めるワクチン接種者数の集計を行っていないため。
- ※33 本請求の対象文書は、設置時に係る道路占用許可申請書の添付資料であり、保存年限が経過し、現に保有していません。
- ※34 本紙と大阪府森林組合の動物の保管等業務委託契約は飼養保管等についての委託契約であり、完了報告等により仕様書通りに業務が履行されていることを確認しており、支出1件毎の確認は行っていません。
- ※35 本請求に係る道路占用許可は行っておらず、2)に該当する文書も作成していません。
- ※36 枚方市が管理している道路区域でないため。
- ※37 保健所は、請求にある事象について、明示された文書を所持していません。
- ※38 保健所は、請求にある事象について、数を示す文書を所持していません。
- ※39 保健所は、請求にある事象について、該当する文書を所持していません。
- ※40 保健所は、請求にある事象について、科学的な立証を行うことを管轄する機関でないため。また、科学的な立証に関する文書を所持していません。
- ※41 (1)新型コロナワクチン接種者に占める救急搬送者数の集計を行っていないため。(2)ワクチンの原材料に係る情報を製造業者より受け取っていないため。(3)新型コロナウイルスの感染者に占めるワクチン接種者数の集計を行っていないため。(4)市民から寄せられ対応を行った問い合わせ(電話・メール・窓口相談)の内容を記録及び分類していません。(5)新型コロナワクチン接種者に占める妊娠者数、流産件数、死産件数の集計を行っていないため。
- ※42 母子健康手帳の交付にあたり妊娠届を受理し、その件数は把握しているが妊娠届を出された人のうち、予防接種を受けられた方の人数、接種後の流産、死産の数は、把握していません。
- ※43 枚方市は、国が策定する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に示される、感染拡大を抑制するための対処や考え方にに基づき、庁舎内の感染予防対策を講じるとともに、市民へ基本的な感染対策を呼びかけるなどの取り組みを行っています。請求内容に該当する文書は保有しておりません。
- ※44 設置年月日が記載された文書の提出を求めています。
- ※46 本請求に係る文書について、「防犯パトロールの旗」の設置にあたっては、口頭による対応を学校長が行っているため、本手続きに係る文書を保有しておりません。
- ※47 (1)本件請求に関する文書は、すでに廃棄されているため。(2)本件請求に関する文書は、作成していません。
- ※48 本請求に係る書類は、現に保有していません。
- ※49 本件請求に関する文書は、作成及び取得していません。
- ※50 本請求に係る文書を作成していません。
- ※51 動物の委託に係る、実費報告書、実務報告書及び実績報告書(大阪府分を除く。)、その他実際に業務をした内容の報告書又は大阪府森林組合が運営に関する実績示す文書、これに類する文書については、契約書、契約約款および仕様書において、これらの提出を求める規定はなく、保存文書中においても、それらの名称の文書は存在しないため。
- ※52 保健所は、請求に係る内容について、該当する文書を保有していません。
- ※53 本請求に係る文書を作成していません。
- ※54 自主防犯の普及及び啓発宣伝活動を枚方市防犯協議会に委託しており、ご指摘の看板については、枚方市防犯協議会事務局として地域の効果的な場所に掲示し、管理していただくよう口頭で説明しています。具体的な掲示場所の決定、掲示や管理については、枚方市防犯協議会各支部が行っているため、事務局として請求内容に該当する文書は保有していません。
- ※55 「危機管理体制の連携確保を大阪府がした文書すべて」本市と大阪府の委託契約の仕様書に規定された「狂犬病(疑い含む)」発生時や災害等により対応が広域にまたがる場合等において、受注者と発注者と連携を図る」に該当する状況が発生しなかったため。「技術的支援を大阪府がした文書すべて」職員等の派遣や研修等は実施されなかったため。
- ※56 市主催の意見交換会でないため、記録を作成しておらず、文書が存在しないため。
- ※57 令和元年度、令和2年度とも当該補助金の交付要件に該当せず申請を受け付けていないため。
- ※58 文書保存期間が経過して廃棄しているため。
- ※59 1及び4の「さお」については、過去に購入し配布したものを枚方市防犯協議会各支部に活用してもらっており、保存年限が経過していることから、事務局として請求内容に該当する文書は保有していません。2については、自主防犯の普及及び啓発宣伝活動を枚方市防犯協議会に委託しており、ご指摘ののぼり旗については、枚方市防犯協議会事務局として地域の効果的な場所に掲示し、管理していただくよう口頭で説明しており、具体的な掲示場所の決定、掲示や管理については、枚方市防犯協議会各支部が行っているため、事務局として請求内容に該当する文書は保有していません。
- ※60 本市と大阪府森林組合の動物の保管等業務委託契約は飼養保管等についての委託契約であり、完了報告等により仕様書通りに業務が履行されていることを確認しており、支出1件毎の確認は行っていません。
- ※61 本請求に係る文書を作成していません。
- ※62 本件請求に関する文書は、作成及び取得していません。
- ※63 事業計画の概要は、作成又は取得していません。
- ※64 本市では請求に係る保有情報の内容にある名称の審議会を設置しておらず、また国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料も取得していません。
- ※65 1.広報ひらかた11月号3ページに記載した筋肉痛及び関節痛の症状については、厚生労働省のホームページ等を参考に作成したものであり、その参考資料を保有していません。2.新型コロナワクチン接種者に占める妊娠者数、流産件数、死産件数の集計を行っていないため。
- ※66 母子健康手帳の交付にあたり妊娠届を受理し、その件数は把握しているが妊娠届を出された人のうち、予防接種を受けられた方の人数、接種後の流産、死産の数は、把握していません。
- ※67 本請求に係る文書は、(大阪府ガイドライン)感染拡大予防にかかる標準的対策(全施設)を根拠に作成したため。
- ※68 請求内容に該当する文書は現に保有しておらず、そもそも作成していませんか、あるいは保存期間の満了に伴って廃棄したと見られるため。
- ※69 本件請求にかかる文書を作成していません。
- ※70 本件請求に係る文書は作成していません。
- ※71 本件請求に係る文書を作成していません。
- ※72 本請求に係る情報を作成または取得していません。

- ※73 当該文書は存在しないため。また、枚方市立の各学校園が各学校園の単位PTAに対して、「各枚方市立学校園において、枚方市学校園安全共済会の会費を納入するために5月1日現在の在籍児童数(保護者がPTA会員である児童数)」の提供を求めた事実及び枚方市立の各学校園の単位PTAが各学校園に対して、自発的に「各枚方市立学校園において、枚方市学校園安全共済会の会費を納入するために5月1日現在の在籍児童数(保護者がPTA会員である児童数)」を提出した事実がないため。
- ※74 本市職員の他の団体の役員等への就任は、本市に関連する団体、かつ、当該職員の職務内容・役職に関連する場合に限って認めるものであり、職務としての位置付けとしているため、地方公務員法第38条の規定が適用されるものではありません。よって、当該従事に係る許可基準を定める必要性がないことから当該許可基準を定めていないため。
- ※75 本件請求に係るたれ幕は開成校区コミュニティ協議会が設置したものと思われるが、当該たれ幕に係る詳細を把握しておらず、現に文書も保有していないため。
- ※76 本請求に係る「たれ幕」の設置根拠、設置申請、設置許可に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※77 本件請求に係る看板A,Bの設置申請、設置許可に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※78 本件請求に係る文書については、枚方市学校園安全共済会で作成・保存するものであり、枚方市教育委員会では作成していないため。
- ※79 本件請求に係る文書は、枚方市教育委員会では作成していないため。
- ※80 本請求に係る情報を作成又は取得していないため。
- ※81 保健所は、請求にある事象について、科学的な立証を行うことを管轄する機関でないため。また、科学的な立証に関する文書を取得しておらず、現に保有していないため。
- ※82 枚方市は、国が策定する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に示される、感染拡大を抑止するための対処や考え方にに基づき、庁舎内の感染予防対策を講じるとともに、市民へ基本的な感染対策を呼びかけるなどの取組を行っており、枚方市として独自に科学的検証を進めるものではないため。
- ※83 本件請求に係る文書は、枚方市教育委員会では作成していないため。
- ※84 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※85 (別紙1)の1に該当する文書については、現に保有しておらず、そもそも作成していないか、あるいは保存期間の満了に伴って廃棄したとみられるため。(別紙1)の2に該当する文書については、現に保有しておらず、また、掲示ボックスの設置者及び保有者としての校長とは、当該時点におけるその在任者を指し示すものであり、特定の個人を指し示すものではないため。(別紙1)の3及び(別紙2)の1に該当する文書については、現に保有しておらず、そもそも作成していないとみられるため。
- ※86 本請求に係る公金、私金のどちらか判明できる文書、パネル/看板の所有者が判明できる文書、撤去出来ない理由障害となるものが判明出来る文書、団体、活動に特別利益権利を与える文書の存在が判明出来る文書に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※87 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※88 平成26年度・平成27年度・平成28年度・平成29年度・令和3年度において、自治労枚方市職員関係労働組合から、当該申請書類の提出がなかったため。
- ※89 別紙1について、保存期間が超過し、廃棄したため。別紙2について、占用許可を行っていないため。別紙3について、「警告」と表示する看板について、製作・配布する根拠となる文書は、作成又は取得していないため。
- ※90 請求に該当する文書は、作成されなかったため。
- ※91 本請求に係る看板の設置目的、設置許可に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※92 当該総合評価3項目SAB評価が令和3年度中に令和4年度再任用のために再試験を受けた校務員(会計年度任用職員)のものであることがわかる文書については、作成していないため。
- ※93 この決定時点において、請求に係る会議録を未作成であるため。
- ※94 枚方市長からの回答を行っていないため。

存否応答拒否の理由

- ※1 請求に係る保有情報に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、殿山第一小学校の学校長による保護者に対するハラスメント行為の訴えがあったか否かを公開することとなるため。
- ※2 請求に係る保有情報に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、殿山第一小学校学校長による学校運営協議会の不適切な運営に対する処分があったか否かを公開することとなるため。
- ※3 請求に係る保有情報に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、殿山第一小学校学校長が保護者の個人情報を目的外使用したことについて処分があったか否かを公開することとなるため。
- ※4 請求に係る情報は、苦情等の対象である事業者が行政指導を受けたかどうかに関わるものであり、存在しているか否かを答えるだけで、事業を行う法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公開することになるため。
- ※5 請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、請求者による審査請求の有無(枚方市情報公開条例第5条第1号の非公開情報)を公開することとなるため。
- ※6 請求の内容は、特定の個人が居住先についての照会を受けたかどうかに関わるものであり、請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に関する情報(枚方市情報公開条例第5条第1号に該当)を公開することとなるため。

却下の理由

- ※1 本市ホームページ及び行政資料コーナーで公開しており、枚方市情報公開条例第21条第2項の規定により同条例が適用されないため。

2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
1	R3. 4. 6	R3. 4. 16	1 貴市内の土地の固定資産税・都市計画税評価額の算定について、1つの画地内に複数の容積率がある場合に適用される「所要の補正」の規定の有無及びその内容。 2 1の規定が存在する場合、当該規定の運用・適用指針 <対象文書> 令和3年基準年度 固定資産評価事務取扱要領(土地編)73ページ(26)容積率補正	市民生活部 税務室 資産税課	公開	
2	R3. 4. 6	R3. 4. 16	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
3	R3. 4. 12	R3. 4. 19	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
4	R3. 4. 21	R3. 4. 30	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
5	R3. 4. 27	R3. 5. 10	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-3	
6	R3. 4. 26	R3. 5. 10	令和2年度に提出された特定粉じん排出等作業実施届出書のうち1,吹付け石綿に該当するものの表紙と別紙(特定粉じん排出等作業の方法) <対象文書> 特定粉じん排出等作業実施届出書(25件)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
7	R3. 4. 28	R3. 5. 11	金入り設計書 ・溝谷川ポンプ場耐震診断調査業務委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	部分公開 5-7	
8	R3. 4. 28	R3. 5. 11	金入り設計書 ・公共下水道招提大谷3丁目地区污水管実施設計委託 ・公共下水道津田東町3丁目地区他污水管実施設計委託 ・下水道総合地震対策実施設計委託(污水)	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	部分公開 5-7	
9	R3. 5. 6	R3. 5. 17	金入り設計書 ・希釈放流センター脱臭塔活性炭交換委託	環境部 施設管理室 (淀川衛生事業所担当)	部分公開 5-3 5-7	
10	R3. 5. 6	R3. 5. 18	金入り設計書 ・高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	部分公開 5-7	
11	R3. 5. 7	R3. 5. 14	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
12	R3. 5. 19	R3. 5. 26	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-3	
13	R3. 5. 21	R3. 6. 3	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第一号)のうち、請求書別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。(様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のみ。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要。) <対象文書> 建設リサイクル法に基づく届出書(6件)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
14	R3. 5. 24	R3. 6. 1	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
15	R3. 5. 28	R3. 6. 8	伊加賀スポーツセンターの現指定期間の指定管理者公募時に現指定管理者が提出した、事業計画書及び収支計画書 ※会社書類等除く。提案書部分(別添、参考資料は含む。) <対象文書> 枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者事業計画及び収支予算書	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-1 5-3	
16	R3. 5. 31	R3. 6. 7	旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
17	R3. 6. 2	R3. 6. 10	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
18	R3. 6. 3	R3. 6. 9	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
19	R3. 6. 3	R3. 6. 17	・理美容業届出施設一覧 ・クリーニング業届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
20	R3. 6. 9	R3. 6. 24	枚方市香里ヶ丘図書館建設工事(建築工事) 枚方市香里ヶ丘4丁目2-1 工期 契約締結日～H32年3月26日にかかる工事記録一式 <対象文書> 施工体系図、再下請負通知書、注文書、注文請書、作業員名簿一覧表	都市整備部 施設整備室 (建築担当)	部分公開 5-1 5-3	
21	R3. 6. 23	R3. 6. 30	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
22	R3. 6. 29	R3. 7. 12	枚方市の地番が載った図面(公図、地積図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)の電磁的記録で最新のもの。 ※shapeデータの図面を優先的に対象とします。 ※地番の他、字界・字名・家屋(外形)の情報も付加可能であればお願いいたします。 ※開示頂ける図面の情報時点、最新版に更新される毎年の時期、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。 ※コード表記等を行なっている場合は、コード表等の資料もお願いします。 のうち、次界・次名・家屋(外形)に係るもの <対象文書> ・大字町丁目 shapeデータ ・建物 shapeデータ	市民生活部 市民室 (戸籍・住基担当)	公開	
23	R3. 6. 29	R3. 7. 12	枚方市の地番が載った図面(公図、地積図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)の電磁的記録で最新のもの。 ※shapeデータの図面を優先的に対象とします。 ※地番の他、字界・字名・家屋(外形)の情報も付加可能であればお願いいたします。 ※開示頂ける図面の情報時点、最新版に更新される毎年の時期、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。 ※コード表記等を行なっている場合は、コード表等の資料もお願いします。 <対象文書> ・土地参考図 shapeデータ	市民生活部 税務室 資産税課	公開	
24	R3. 6. 30	R3. 7. 8	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
25	R3. 6. 30	R3. 7. 13	・大阪地方裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決に係る判決書(当該事件に控訴審判決ないし上告審決定がある場合には、それらの判決書ないし決定書も併せて) ・大阪地方裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決及びその控訴審である大阪高等裁判所判決に係る各判決書(当該事件に上告審決定がある場合には、その決定書も併せて) <対象文書> 判決書(大阪地方裁判所)3件、判決書(大阪高等裁判所)3件、調書(最高裁判所)3件	固定資産評価審査 委員会事務局	部分公開 5-1	
26	R3. 6. 30	R3. 7. 9	・大阪地方裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決(平成〇〇年〇〇号)に係る判決書(固定資産税及び都市計画税の賦課決定に対する異議申立て棄却決定の取消し及び無効確認を求めた事案。当該事件に控訴審判決ないし上告審決定がある場合には、それらの判決書ないし決定書も併せて) ・大阪地方裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決(平成〇〇年(〇〇号)に係る判決書(固定資産税及び都市計画税の賦課決定に対する異議申立て棄却決定の取消し及び無効確認を求めた事案。当該事件に控訴審判決ないし上告審決定がある場合には、それらの判決書ないし決定書も併せて) <対象文書> 判決書(大阪地方裁判所)2件、判決書(大阪高等裁判所)2件、決定書(最高裁判所)2件	市民生活部 税務室 資産税課	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
27	R3. 6. 30	R3. 8. 6	・大阪地方裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決(滞納処分(給料差押)取消等請求事件)及びその控訴審である大阪高等裁判所判決に係る各判決書(当該事件に上告審決定がある場合には、その決定書も併せて) <対象文書> 判決文(大阪地方裁判所)、判決文(大阪高等裁判所)	市民生活部 税務室 納税課	部分公開 5-1	決定期間 延長決定 R3. 7. 14
28	R3. 7. 2	R3. 7. 9	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
29	R3. 7. 6	R3. 7. 15	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
30	R3. 7. 6	R3. 7. 20	金入り設計書 ・道路施設調査点検委託	土木部 道路河川管理課	部分公開 5-7	
31	R3. 7. 7	R3. 7. 21	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
32	R3. 7. 7	R3. 7. 20	・理美容業届出施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
33	R3. 7. 9	R3. 7. 15	金入り設計書 ・京都守口線用地測量委託(その1) ・京都守口線用地測量委託(その2)	土木部 用地課	部分公開 5-7	
34	R3. 7. 19		枚方市内の住居表示実施区域において、請求書別紙記載の変更情報関連資料(告示、図面資料。対象期間：2019年11月以降2021年6月まで)	市民生活部 市民室 (戸籍・住基担当)		取下げ
35	R3. 7. 21	R3. 8. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
36	R3. 7. 26	R3. 8. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
37	R3. 7. 30	R3. 8. 12	大気汚染防止法に基づくボイラーの設置届出に係る情報の内下記の情報を把握できる一覧資料(令和3年3月末現在) 事業場名称、事業場の住所、事業場の電話番号、設置数、使用燃料の種類及び量 <対象文書> 大気関係対象事業所基礎情報 ※大気汚染防止法に基づくボイラーの設置届出をしている事業者の情報に限る。	環境部 環境指導課	公開	
38	R3. 8. 3	R3. 8. 16	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
39	R3. 8. 6	R3. 8. 18	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
40	R3. 8. 6	R3. 8. 16	・理美容業届出施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
41	R3. 8. 6	R3. 8. 18	令和3年度 自治会等代表者名簿 郵便番号、町名、番地、電話番号は除く <対象文書> ・令和3年度自治会等代表者名簿 ・令和3年度自治会等代表者報告書(変更)	市長公室 市民活動課	公開	
42	R3. 8. 18	R3. 8. 26	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	不存在 ※1	
43	R3. 8. 19	R3. 9. 1	歯科技工所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
44	R3. 8. 23		中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課		取下げ

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
45	R3. 8. 25	R3. 9. 1	金入り設計書 ・京都守口線用地測量委託(その2)	土木部 用地課	部分公開 5-7	
46	R3. 8. 31	R3. 9. 9	2020年6月1日から2021年5月31日の間に保険契約(保険始期)がある損害保険契約の保険証券及び仕様書の写し ※特約、約款、個人情報、印影を除く <対象文書> 保険証券、仕様書 ※特約、約款、個人情報及び印影を除く ・各種保険委託(通所)に係るもの ・医師賠償責任保険に係るもの ・各種保険委託(その他)に係るもの	子ども未来部 ひらかた子ども発達支援センター	公開	
47	R3. 8. 31	R3. 9. 14	2020年6月1日から2021年5月31日の間に保険契約(保険始期)がある損害保険契約(学童に限る)の保険証券及び仕様書の写し ※特約、約款、個人情報、印影を除く <対象文書> 保険証券、仕様書 ※印影及び約款を除く ・留守家庭児童会室入室児童にかかる傷害保険	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (放課後子ども担当)	公開	
48	R3. 9. 2	R3. 9. 9	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
49	R3. 9. 6	R3. 9. 21	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
50	R3. 9. 6	R3. 9. 16	・理容所届出施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
51	R3. 9. 14	R3. 9. 28	枚方市指令都査第181-26号開発行為許可申請に係る4号地、5号地、6号地についての造成計画平面図(変更後)、造成計画断面図1(変更なし)、造成計画断面図2(変更なし)、練積擁壁構造図、擁壁断面詳細図(変更後)、擁壁展開図(変更後) ※個人情報、印影除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
52	R3. 9. 15	R3. 9. 27	施術所一覧	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
53	R3. 9. 21		中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課		取下げ
54	R3. 9. 21	R3. 10. 4	枚方市内の市立中学校における校則(生徒心得)の写し <対象文書> 令和3年度の19中学校の校則(生徒心得)に該当する文書	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	公開	
55	R3. 9. 22	R3. 10. 1	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	不存在 ※2	
56	R3. 9. 22		令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、請求書別紙(「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。	環境部 環境指導課		取下げ
57	R3. 9. 30	R3. 10. 14	平成30年から枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館・枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理者として選定されたさだ・まきの文化創造プロジェクトが申請にあたって提出された個人情報を除く申請書類一式のうち、事業計画書及び収支予算書 <対象文書> (1)平成30～35年度 枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館・枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集に係る事業計画書 (2)平成30～35年度 枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館・枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集に係る収支予算書(様式第3号) (3)平成30～35年度 枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館・枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集に係る事業計画書確認事項一覧	観光にぎわい部 文化生涯学習課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
58	R3. 9. 30	R3. 10. 14	令和2年から枚方市立香里ヶ丘図書館香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定管理者として選定された図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体が申請にあたって提出された個人情報を除く申請書類一式のうち、事業計画書及び収支予算書 <対象文書> (1)事業計画書 (2)収支予算書 ※個人情報を除く	教育委員会 総合教育部 中央図書館	部分公開 5-3	
59	R3. 10. 6		金入り設計書 ・交通安全施設整備工事(R3-04)	土木部 交通対策課		取下げ
60	R3. 10. 6	R3. 10. 14	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
61	R3. 10. 6	R3. 10. 20	令和3年度 留守家庭児童会室入室児童にかかる傷害保険について在籍人数5188人にもかかわらず、被保険者数173人と表示されている根拠	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (放課後子ども担当)	不存在 ※3	
62	R3. 10. 11	R3. 10. 21	枚方市 市民公益活動災害補償保険についての下記文書 令和3年度契約の保険証券(補償内容の記載してある面のみ) <対象文書> (1)賠償責任保険証券 (2)賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書	市長公室 市民活動課	公開	
63	R3. 10. 12	R3. 10. 22	枚方市〇〇の土地の測量境界ポイントに係る座標・引照点等の資料(中部土地区画整理事業 〇〇年〇〇月〇〇日 換地処分済の土地) <対象文書> 枚方都市計画事業中部土地区画整理事業 面積計算書(〇〇街区〇〇画地)	都市整備部 市街地整備室 (市街地開発事業担当)	公開	
64	R3. 10. 14		令和2年度提出分(令和元年度分) PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	環境部 環境指導課		取下げ
65	R3. 10. 18	R3. 11. 1	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
66	R3. 10. 18	R3. 11. 1	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
67	R3. 10. 26		中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課		取下げ
68	R3. 11. 2	R3. 11. 15	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
69	R3. 11. 5	R3. 11. 18	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
70	R3. 11. 5	R3. 11. 16	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・クリーニング所施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
71	R3. 11. 5	R3. 11. 19	地域公共交通運行継続支援事業申請の際に取得された路線バス車検証写し。(表面のみ) <対象文書> 枚方市新型コロナウイルス感染症に係る公共交通運行継続支援金交付事業における申請書添付の対象路線バスの自動車検査証	土木部 交通対策課	部分公開 5-3	
72	R3. 11. 9	R3. 11. 19	旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
73	R3. 11. 9	R3. 11. 25	1. 大気質調査結果 第二京阪局(長尾・津田)の測定機材名 2. 騒音・振動調査 環境データ集に記載のある調査結果の具体的な調査地点(調査年度：H28～R2年度) 3. 交通量調査結果 大型・小型車別交通量調査結果(調査年度：H28～R2年度) 4. 立入検査報告書(環境調査を行っている井戸が対象、調査年度：H28～R2年度 ※個人情報を除く) <対象文書> ・令和2年度第二京阪環境監視局保守点検業務委託仕様書の別表1 ・騒音振動調査マニュアル(第1版)第3章資料編【3】測定地点図 ・自動車騒音常時監視結果報告の表紙・様式2-2(5件) ・第二京阪(10件) ・立入検査報告書	環境部 環境指導課	部分公開 5-1	
74	R3. 11. 12	R3. 11. 25	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
75	R3. 11. 16	R3. 11. 29	・理容所届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧 ・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・クリーニング所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
76	R3. 11. 17	R3. 11. 24	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
77	R3. 11. 22	R3. 12. 3	総務省発行「地方公営企業年鑑」の原資料 「060-病院事業」の「40-繰入金に関する調」 平成19年度から令和2年度まで <対象文書> 地方公営企業決算状況調査 病院事業「40表 繰入金に関する調」平成19年度から令和2年度まで	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 経営企画課	公開	
78	R3. 11. 24	R3. 12. 1	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
79	R3. 12. 1	R3. 12. 9	・一般診療所台帳 ・歯科診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
80	R3. 12. 2	R3. 12. 14	鑑定業者：株式会社〇〇 鑑定書発行番号：第〇〇号 (総務管理室 財産管理担当) 上記の不動産鑑定評価書 <対象文書> 株式会社〇〇が発行した鑑定評価書	総務部 総務管理室 (財産管理担当)	部分公開 5-1 5-3	
81	R3. 12. 7	R3. 12. 13	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
82	R3. 12. 7		地籍調査(国土調査)に関連するシステム導入についての情報公開 (担当部局名：都市整備部都市計画課) 導入メーカー、導入ソフト名、落札年月(導入年月)、 落札業者、契約形態(①リース契約又は②買取)、 料金(①リース：賃貸借使用料、 ②買取：年間保守料金〔令和3年度〕)	都市整備部 都市計画課		取下げ
83	R3. 12. 7	R3. 12. 20	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
84	R3. 12. 7	R3. 12. 17	・美容所届出施設一覧 ・クリーニング所施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
85	R3. 12. 9	R3. 12. 16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18第1項に基づく指定区域台帳	環境部 環境指導課	公開	
86	R3. 12. 10	R4. 1. 24	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	決定期間 延長決定 R3. 12. 23

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
87	R3. 12. 14	R3. 12. 28	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
88	R3. 12. 22	R3. 12. 27	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
89	R3. 12. 24	R4. 1. 4	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
90	R4. 1. 5	R4. 1. 12	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
91	R4. 1. 11	R4. 1. 18	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
92	R4. 1. 11	R4. 1. 25	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
93	R4. 1. 21	R4. 2. 3	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業に係る、施行地区位置図、権利変換前の施行地区の地番が確認できる図面 <対象文書> ・枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 施行地区及び設計の概要(第1回変更) 施行地区の位置図 ・枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 施行地区及び設計の概要(第1回変更) 施行地区の区域図	市駅周辺等まち活性化部	公開	
94	R4. 1. 21	R4. 3. 14	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業に係る、権利変換後の施行地区の地番が確認できる資料 <対象文書> 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業に係る、登記原因が「都市再開発法による権利変換」の表示に関する土地登記済通知書(閉鎖分も含む)	市民生活部 税務室 資産税課	公開	原決定 (不存在) R4. 2. 4 市駅周辺等 まち活性化 部
95	R4. 1. 21	R4. 2. 4	・茄子作南土地区画整理事業 施行地区位置図 ・茄子作南土地区画整理事業 施行地区区域図 ・茄子作南土地区画整理事業 新旧地番対照表	都市整備部 市街地整備室 (市街地開発事業担当)	公開	
96	R4. 2. 2	R4. 2. 15	枚方市自動車駐車場指定管理者募集 ①事業計画書(様式第2号) ②収支予算書(様式第3号)及び収支予算内訳書(感染症対策費)、収支予算書(様式第3号の2) ③事業計画要求事項一覧(別紙)	土木部 交通対策課	部分公開 5-3	
97	R4. 2. 4	R4. 2. 17	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
98	R4. 2. 8		診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課		取下げ
99	R4. 2. 24	R4. 3. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
100	R4. 2. 24	R4. 3. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
101	R3. 2. 28	R3. 3. 9	・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
102	R4. 3. 2	R4. 3. 16	大規模小売店舗立地法 対象物件 ・京阪枚方ステーションモールCブロック ・KUZUHA MALL本館 ・KUZUHA MALL南館 上記店舗において、最新の6条1項届出書及び11条3項届出書。 もし6条1項等の提出がない場合には、5条1項届出書の該当箇所(表紙及び小売業者一覧)。 <対象文書> 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更届出書 ・京阪枚方ステーションモールCブロック ・KUZUHA MALL本館 ・KUZUHA MALL南館	観光にぎわい部 商工振興課	公開	
103	R4. 3. 1		株式会社エフエムひらかたへの放送委託廃止の決定以降、同社及び株主、総務省などで実施された関係先との打合せ議事録 打合せに際し、提出または受領した資料すべて	市長公室 広報プロモーション課		取下げ
104	R4. 3. 3	R4. 3. 8	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
105	R4. 3. 4	R4. 3. 14	①FMひらかたに関する支援の方向性に関する協議録(令和元年12月13日分) ②FMひらかたに関する支援の方向性に関する協議録(令和2年2月13日分) ③FMひらかたへの今後の関与のあり方(協議案)について(令和2年1月28日広報課作成)	市長公室 広報プロモーション課	公開	
106	R4. 3. 8		歯科技工所一覧	健康福祉部 保健所 保健医療課		取下げ
107	R4. 3. 16	R4. 3. 28	・美容所届出施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
108	R3. 3. 16	R3. 3. 24	土地参考図shapeデータ(令和3年1月1日時点、日本測地系)	市民生活部 税務室 資産税課	公開	
109	R4. 3. 17	R3. 4. 25	枚方市総合文化芸術センター指定管理募集時における選定事業者(アートシティひらかた共同事業体)が市に提出した指定管理者募集提出書類(事業計画書、文化芸術業務計画(案)、収支予算書、事業計画確認事項一覧及び共同事業体協定書に限る)	観光にぎわい部 文化生涯学習課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R3. 3. 30
110	R4. 3. 23	R4. 3. 29	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
111	R4. 3. 23	R4. 3. 29	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
112	R3. 3. 25	R4. 5. 2	2017年1月1日から現在までの期間において、〇〇から職務上請求され、交付された戸籍・住民票の件数及びその取得理由 <対象文書> 〇〇行政書士の職務上請求用紙の不正使用に関する調査について	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	公開	決定期間 延長決定 R4. 4. 7
113	R3. 3. 25	R4. 5. 2	〇〇から職務上請求があったもののうち、不正取得の有無(不正取得が判明した場合は、不正内容も含む)について	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※4	決定期間 延長決定 R4. 4. 7
114	R3. 3. 25	R4. 5. 2	2017年1月1日から現在までの期間において、〇〇から職務上請求され、交付された戸籍・住民票の件数及びその取得理由 <対象文書> 戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)等職務上請求書(5件)	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R4. 4. 7
115	R3. 3. 25	R4. 5. 2	〇〇から職務上請求があったもののうち、不正取得の有無(不正取得が判明した場合は、不正内容も含む)について	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※5	決定期間 延長決定 R4. 4. 7

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
116	R3. 3. 25	R4. 4. 8	①市役所別館横にあったJT寄贈喫煙所について、 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための閉鎖に至る経緯が分かる文書 ・撤去に至る経緯が分かる文書 ②職員会館の北側に新設された喫煙所について、 ・設置に至る経緯が分かる文書 ・JTの寄贈(覚書締結、寄付申込等)に係る文書 ③上記の他、閉鎖・撤去～新設に関してJTとの相談・協議・打ち合わせの内容が分かる文書 ④令和元年度に大阪府健康づくり課が開催した「屋外分煙所整備の促進に向けた検討会」への出席・復命に係る文書(総務管理課(当時)) <対象文書> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための喫煙所の閉鎖についての回議書一式 ・屋外分煙所の設置について(来庁者用喫煙スペースの廃止)の回議書一式 ・喫煙場所の整備に関する日本たばこ産業株式会社との覚書の締結についての回議書一式 ・覚書 ・喫煙設備の寄附の収受についての回議書一式 ・枚方市役所屋外喫煙所整備工事ご提案書一式 ・「屋外分煙所整備の基本的考え方」策定に向けた検討会への参加報告書	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	部分公開 5-1 5-3	
117	R3. 3. 25	R4. 4. 8	市役所別館横にあったJT寄贈喫煙所 職員会館の北側に新設された喫煙所 上記の2喫煙所について、市民等からの苦情・意見や市の回答が分かる文書(回答のあるものに限らない。)	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	不存在 ※6	
118	R3. 3. 25	R4. 4. 8	・平成31年度以降の中央安全衛生会議及び第一衛生委員会の資料・議事録のうち、喫煙やタバコに関する議題(受動喫煙防止、禁煙支援、喫煙率、吸殻、喫煙所におけるコロナ感染防止等)に係る部分 ・大阪府市町村職員共済組合より取得した健康度レポート(2018年度、2019年度、2020年度)及び所属所別健康度レポート経年比較(2017年度～2018年度、2017年度～2019年度、2018年度～2020年度)、左記の他、職員の喫煙率や推移が分かる文書 <対象文書> ・第1衛生委員会の資料・議事録のうち、喫煙やタバコに関する議題(受動喫煙防止、禁煙支援)に係る部分(令和元年5月22日開催分の資料・令和3年5月開催分の資料・令和3年5月26日開催分の資料・議事録) ・大阪府市町村職員共済組合より取得した健康度レポート(2020年度)及び所属所別健康度レポート経年比較(2018年度～2020年度)	総務部 職員課	公開	
119	R3. 3. 25	R4. 4. 8	平成30年11月・12月に開催した禁煙治療の専門医や禁煙補助剤を取り扱っている薬剤師を招いた職員向けの禁煙教室の内容や結果が分かる文書(日時、講師、参加者、講義内容、参加者アンケート等)、左記の以後にも同様の禁煙教室があれば、それに係る文書 <対象文書> 平成30年11月・12月に開催した禁煙治療の専門医や禁煙補助剤を取り扱っている薬剤師を招いた職員向けの禁煙教室の内容や結果が分かる文書(日時、講師、参加者アンケート)	総務部 職員課	部分公開 5-7	
120	R3. 3. 25	R4. 4. 8	①平成31年度以降の中央安全衛生会議の資料・議事録のうち、喫煙やタバコに関する議題(受動喫煙防止、禁煙支援、喫煙率、吸殻、喫煙所におけるコロナ感染防止等)に係る部分、及び第1衛生委員会の資料・議事録のうち、喫煙やタバコに関する議題(喫煙率、吸殻、喫煙所におけるコロナ感染防止等)に係る部分 ②大阪府市町村職員共済組合より取得した健康度レポート(2018年度、2019年度)及び所属所別健康度レポート経年比較(2017年度～2018年度、2017年度～2019年度)、左記の他、職員の喫煙率や推移が分かる文書 ③平成30年11月・12月に開催した禁煙治療の専門医や禁煙補助剤を取り扱っている薬剤師を招いた職員向けの禁煙教室の内容や結果が分かる文書(参加者、講義内容等)、左記の以後にも同様の禁煙教室があれば、それに係る文書	総務部 職員課	不存在 ※7	
121	R4. 3. 25	R4. 4. 8	平成31年1月からの勤務時間中禁煙及び同年4月からの敷地内禁煙の職員向け通知に係る文書(起案決裁に係る文書を含む。第一衛生委員会だより平成30年9月号のようなものではなく、通知の体裁をとるもの。) <対象文書> ・市施設における受動喫煙防止に向けた取り組みについて ・市施設の敷地内禁煙の実施について	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
122	R4. 3. 25	R4. 4. 28	ニッペパーク岡東中央公園、岡本町公園及び樟葉駅前広場(タクシー乗り場横)に設置された喫煙所について、 ・設置に至る経緯が分かる文書 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のための閉鎖、その後の再開に至る経緯が分かる文書(ニッペパーク岡東中央公園、樟葉駅前広場(タクシー乗り場横)) ・JTからの寄贈(覚書締結、寄付申込等)に係る文書 ・JTとの協議内容が分かる文書 ・平成28年度に環境総務課がJTより喫煙設備の無償譲渡を受けるにあたり、覚書についてコンプライアンス推進課と協議を行った内容が分かる文書 ・市民等からの苦情・意見や市の回答が分かる文書(回答のあるものに限らない。) 上記の他、環境政策室(環境保全担当)が保有する以下の文書： ・令和元年度に大阪府健康づくり課が開催した「屋外分煙所整備の促進に向けた検討会」への出席・復命に係る文書(環境保全課(当時)) ・JTと接触(対面、電話、FAX、手紙、メール等の一切)の際に作成・取得した文書(令和3年10月21日、28日に枚方市駅周辺および樟葉駅周辺で実施された喫煙マナーアップキャンペーンに係る文書も含む。) ・路上喫煙対策に関して他の自治体からの照会、回答に係る文書 <対象文書> 樟葉駅前広場(タクシー乗り場横)に灰皿及びベンチ柵を設置することになった経緯 他138文書	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R4. 4. 8
123	R4. 3. 25	R4. 3. 31	樟葉駅前広場(タクシー乗り場横)に設置された喫煙所について、設置に至る経緯が分かる文書 <対象文書> 道路占用許可書	土木部 道路河川管理課	公開	
124	R4. 3. 25	R4. 4. 8	ニッペパーク岡東中央公園、岡本町公園に設置された喫煙所について、設置に至る経緯が分かる文書並びに市民等からの苦情・意見や市の回答が分かる文書 <対象文書> ①公園施設設置許可書・許可申請書 岡東中央公園 ②公園施設設置許可書・許可申請書 岡本町公園 ③平成31年度公園施設等要望受付業務 ④令和3年度公園施設等要望受付業務	土木部 みち・みどり室 (維持緑化担当) (整備管理担当)	部分公開 5-1	
125	R4. 3. 25	R4. 4. 8	(1)『2019年度地域保健総合推進事業「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」アンケート調査』への回答 (2)産業医科大学産業生態科学研究所健康開発科学研究室から依頼のあった都道府県庁、県庁所在地、政令市、中核市(候補市を含む)、23特別区の受動喫煙対策の調査(2020、2021年度)への回答の作成に係る文書 (3)大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課長から照会のあった、 ・【令和2年3月30日付け健第4109号への回答「令和2年度『屋外分煙所』整備に関する意向調査(調査票)】 ・【令和元年9月9日付け健第2483号への回答「『屋外分煙所』整備に関する意向調査(調査票)】 ・【大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課長から照会のあった「平成31年4月1日付け健第3129号への回答『公衆喫煙所の設置状況等の調査』】 (4)令和元年度に大阪府健康づくり課が開催した「屋外分煙所整備の促進に向けた検討会」への出席に係る文書(保健企画課(当時)) <対象文書> ・保健所における喫煙対策の現状と課題_調査票(枚方市) ・産業医科大学生態科学研究所健康開発科学研究室依頼 受動喫煙対策調査 2020回答 ・産業医科大学生態科学研究所健康開発科学研究室依頼 受動喫煙対策調査 2021回答 ・2019「屋外分煙所」整備に関する意向調査(調査票) ・2020令和2年度「屋外分煙所」整備に関する意向調査(調査票) ・平成31年4月1日付け健第3129号への回答『公衆喫煙所の設置状況等の調査』 ・屋外分煙所整備の促進に向けた検討会【枚方市】	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
126	R4. 3. 25	R4. 4. 8	①2020年7月に保健所へ電子メールにより送信されたアンケート調査票「2020年度地域保健総合推進事業 保健所における喫煙対策の現状と課題」への回答 ②産業医科大学産業生態科学研究所健康開発科学研究室から依頼のあった都道府県庁、県庁所在地、政令市、中核市(候補市を含む)、23特別区の受動喫煙対策の調査(2019年度)への回答の作成に係る文書 ③令和元年度に大阪府健康づくり課が開催した「屋外分煙所整備の促進に向けた検討会」の復命に係る文書(保健企画課(当時))、先の機会の他にJTと接触(対面、電話、FAX、手紙、メール等の一切)の際に作成・取得した文書	健康福祉部 保健所 保健医療課	不存在 ※8	
127	R4. 3. 28	R4. 4. 8	金入り設計書 高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	部分公開 5-7	

(注)5-〇は、枚方市情報公開条例第5号各号に規定する次の非公開情報に準じて、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 申出に係る期間中に中高層建築物の建築に係る標識設置届出がなかったため。
- ※2 申出に係る期間中に中高層建築物の建築に係る標識設置届出がなかったため。
- ※3 被保険者数は、保険会社が算定し、記載した数値であるため、その算定基礎の根拠については担当課(教育支援室放課後子ども担当)では、開示できる資料を取得していないため。
- ※4 不正取得の有無がわかる公文書が特定されなかったため。
- ※5 不正取得の有無がわかる公文書が特定されなかったため。
- ※6 申出の対象とされた市民等からの苦情・意見や市の回答が分かる文書(回答のあるものに限らない。)について、作成または取得していないため。
- ※7 ①申出内容に係る議題についての話し合いが行われていないため。②③申出内容に係る文書を作成又は取得等をしていないため。
- ※8 ①保健所は、請求に係る内容について取得しておらず、該当する文書を保有していないため。②保健所は、請求に係る内容について取得しておらず、該当する文書を保有していないため。③保健所は、請求に係る内容について当保健所にて作成しておらず、該当する文書を保有していないため。

3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
1	R3. 4. 1	R3. 4. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	非開示 15-1-8	
2	R3. 4. 2	R3. 4. 15	枚方市長あて当方發文書の全て	総務部 職員課	開示	
3	R3. 4. 5	R3. 4. 15	枚方市長あて当方發文書の全て	総務部 職員課	開示	
4	R3. 4. 5	R3. 4. 15	枚方市長あて当方發文書の全て	総務部 職員課	開示	
5	R3. 4. 15	R3. 4. 30	〇〇外2名と当方間の「折衝結果記録メモ」	市長公室 広聴相談課	開示	
6	R3. 4. 26	R3. 4. 28	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	開示	
7	R3. 4. 28	R3. 6. 11	〇〇中学校における第三者委員会の報告書	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2	決定期間 延長決定 R3. 5. 11
8	R3. 5. 6	R3. 5. 11	住民票の写し等の交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
9	R3. 5. 13	R3. 5. 21	住民票の写し等の交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
10	R3. 5. 17	R3. 6. 10	保護台帳、面接記録票、開始記録票、ケース記録票	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 5. 27
11	R3. 5. 18	R3. 7. 1	〇〇中学校における第三者委員会の報告書	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2	決定期間 延長決定 R3. 5. 27
12	R3. 5. 25	R3. 6. 3	〇〇に関する苦情相談記録	健康福祉部 福祉指導監査課	部分開示 15-1-2 15-1-8	
13	R3. 5. 26	R3. 5. 28	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
14	R3. 5. 31	R3. 6. 7	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
15	R3. 5. 31	R3. 6. 14	家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳	市民生活部 税務室 資産税課	部分開示 15-1-2	
16	R3. 6. 4	R3. 7. 19	〇〇に関する資料	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 6. 18
17	R3. 6. 4	R3. 7. 16	〇〇に関する資料	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	不存在 ※1	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
18	R3. 6. 4	R3. 7. 19	〇〇に関する資料	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教育指導担当)	開示	決定期間 延長決定 R3. 6. 18
19	R3. 6. 10	R3. 6. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
20	R3. 6. 28	R3. 7. 9	印鑑登録申請書、印鑑証明交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※2	
21	R3. 7. 5	R3. 7. 13	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
22	R3. 7. 5	R3. 7. 7	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
23	R3. 7. 7	R3. 7. 21	〇〇中学校と〇〇小学校で交わされた本人と〇〇のいじめに関する書類	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2	
24	R3. 7. 13	R3. 7. 27	土地区画変更協議(17条協議)に関する事業者から提出を受けた関係書類一式	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
25	R3. 7. 14	R3. 7. 28	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
26	R3. 7. 20	R3. 7. 27	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
27	R3. 7. 20	R3. 8. 2	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
28	R3. 7. 20	R3. 7. 27	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
29	R3. 7. 27	R3. 8. 5	排水設備(新設)計画確認申請書一式(図面含む) 排水設備工事完了届一式(図面含む)	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	開示	
30	R3. 8. 3	R3. 9. 16	生活保護のケース記録	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 8. 16
31	R3. 8. 4	R3. 9. 8	医療機関による診療報酬明細書、当該医療機関が処方元である調剤報酬明細書	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	開示	決定期間 延長決定 R3. 8. 16
32	R3. 8. 4	R3. 9. 6	医療機関による診療報酬明細書、当該医療機関が処方元である調剤報酬明細書	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	不存在 ※3	決定期間 延長決定 R3. 8. 16
33	R3. 8. 11	R3. 8. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
34	R3. 8. 13	R3. 8. 25	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
35	R3. 8. 17	R3. 9. 29	生活保護の申請から却下に至るまでの意志決定に関わる書類一式	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 8. 31
36	R3. 8. 20	R3. 8. 26	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
37	R3. 8. 26	R3. 9. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
38	R3. 9. 2	R3. 9. 15	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	部分開示 15-1-2	
39	R3. 9. 10	R3. 9. 24	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
40	R3. 9. 10	R3. 9. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
41	R3. 9. 13	R3. 9. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
42	R3. 9. 13	R3. 9. 21	地域包括支援センター総合相談受付票	健康福祉部 福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	開示	
43	R3. 9. 13	R3. 9. 24	相談内容記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
44	R3. 9. 15	R3. 9. 29	家庭児童相談記録	子どもの育ち見守りセンター	部分開示 15-1-8	
45	R3. 9. 15	R3. 11. 15	〇〇に関する資料	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分訂正 ※1	決定期間 延長決定 R3. 10. 14
46	R3. 9. 17	R3. 9. 29	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
47	R3. 9. 24	R3. 9. 30	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
48	R3. 9. 24	R3. 10. 8	障害支援区分認定調査票、市町村審査会資料(事務局用)	健康福祉部 福祉事務所 (障害福祉担当)	開示	
49	R3. 9. 30	R3. 10. 4	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
50	R3. 10. 1	R3. 10. 15	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
51	R3. 10. 7	R3. 10. 18	市教委との話合いの議事録	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
52	R3. 10. 19	R3. 11. 1	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
53	R3. 10. 19	R3. 11. 2	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	不存在 ※4	
54	R3. 10. 19	R3. 10. 26	D V相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
55	R3. 10. 21	R3. 10. 26	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
56	R3. 10. 21	R3. 10. 26	枚方市〇〇の開発許可の許可申請図面、擁壁計算書及び公共公益施設の一覧表(印影は除く)	都市整備部 開発指導室 審査指導課	開示	
57	R3. 10. 22	R3. 11. 4	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
58	R3. 10. 27	R3. 11. 4	D V相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
59	R3. 10. 29	R3. 11. 10	〇〇が管理者兼サービス提供責任者の職を他の者に交代した旨の変更届出書(様式第5号)の写し	健康福祉部 福祉指導監査課	部分開示 15-1-2	
60	R3. 10. 29	R3. 11. 12	母子相談記録票	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	開示	
61	R3. 11. 8	R3. 11. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
62	R3. 11. 9	R3. 11. 15	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
63	R3. 11. 10	R3. 11. 24	医療要否意見書(歯科を除く)	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2	
64	R3. 11. 12	R3. 11. 16	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
65	R3. 11. 15	R3. 11. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
66	R3. 11. 16	R3. 11. 25	・新型コロナワクチン接種事業についての要求書 ・「新型コロナワクチンについての質問状」について収受から返答までの記録すべて	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	開示	
67	R3. 11. 16	R3. 11. 30	「子どものマスク着用についての情報開示及びデータの収集と提示を求める要求書」について収受から返答までの記録すべて	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (学校支援担当)	開示	
68	R3. 12. 2	R3. 1. 17	診療報酬明細書(歯科を除く)	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-1 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 12. 14
69	R3. 12. 3	R3. 12. 7	〇〇中学校のいじめアンケート	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
70	R3. 12. 10	R3. 12. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2	
71	R3. 12. 10	R3. 12. 22	固定資産税評価証明書及び課税証明書にかかる申請書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※5	
72	R3. 12. 14	R3. 12. 27	地域包括支援センター総合相談受付票	健康福祉部 福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	開示	
73	R3. 12. 15	R3. 12. 27	・高額医療合算介護サービス費 ・高額介護/支援サービス費支給決定通知	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
74	R3. 12. 20	R3. 12. 20	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
75	R3. 12. 24	R3. 12. 27	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
76	R3. 12. 23	R4. 2. 4	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	決定期間 延長決定 R4. 1. 6
77	R3. 12. 27	R4. 1. 7	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※6	
78	R4. 1. 12	R4. 1. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
79	R4. 1. 14	R4. 1. 28	高額介護/支援サービス費支給決定通知	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
80	R4. 1. 21	R4. 2. 3	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	開示	
81	R4. 1. 21	R4. 2. 3	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
82	R4. 1. 21	R4. 2. 4	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	非開示 15-1-8	
83	R4. 1. 27	R4. 2. 9	家庭児童相談記録	子どもの育ち見守りセンター	部分開示 15-1-2 15-1-8	
84	R4. 1. 31	R4. 2. 14	介護保険事業者事故報告書	健康福祉部 福祉指導監査課	部分開示 15-1-8	
85	R4. 2. 7	R4. 2. 14	・問い合わせへの回答 ・市長への提言への回答 ・職務の執行に対する意見、要望等記録票	教育委員会 学校教育部 学校教育室 (教職員担当)	開示	
86	R4. 2. 8	R4. 2. 22	地方税法第433条5項の規定による照会文書についての回議書部分及びその送付票	市民生活部 税務室 資産税課	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
87	R4. 2. 8	R4. 2. 21	〇〇中学校のいじめアンケート	教育委員会 学校教育部 教育支援室 (児童生徒支援担当)	部分開示 15-1-2	
88	R4. 2. 17	R4. 3. 1	・「平成〇〇年度固定資産評価審査委員会に対する弁明書の提出について」の弁明書及び回議書を含む決裁一式について(但し、請求人に関する部分に限る。)	市民生活部 税務室 資産税課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
89	R4. 2. 17	R4. 3. 1	・「平成〇〇年度固定資産評価審査申出に係る反論書の送付並びに同書に対する再弁明書及び説明について」の供覧記録及び資料一式について(但し請求人に関する部分に限る。) ・「平成〇〇年度固定資産評価審査委員会に対する再弁明書等の提出について」の再弁明書及び回議書を含む決裁一式について(但し、請求人に関する部分に限る)。 ・「平成〇〇年度固定資産評価審査申出に係る再反論書の送付並びに同書に対する再々弁明書・資料及び説明について」の供覧記録及び資料一式について(但し、請求人に関する部分に限る)。 ・「平成〇〇年度固定資産評価審査委員会に対する再々弁明書等の提出について」の再々弁明書及び回議書を含む決裁一式について(但し、請求人に関する部分に限る。)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
90	R4. 2. 18	R4. 3. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
91	R4. 2. 18	R4. 3. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4	
92	R4. 2. 24	R4. 3. 10	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
93	R4. 2. 24	R4. 3. 9	〇〇より令和3年度に提出された〇〇についての事故報告書	健康福祉部 福祉事務所 (障害福祉担当)	部分開示 15-1-2	
94	R4. 2. 25	R4. 3. 9	・障害支援区分認定調査票 ・市町村審査会資料(事務局用)	健康福祉部 福祉事務所 (障害福祉担当)	開示	
95	R4. 3. 7	R4. 3. 22	枚方市教育委員会会計年度任用職員採用試験の結果に関するプロセスの全資料	教育委員会 総合教育部 教育政策課	部分開示 15-1-2 15-1-8	
96	R4. 3. 11	R4. 3. 16	弁明書に係る回議書(送付票に限る)	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	開示	
97	R4. 3. 11	R4. 3. 25	教育委員会会計年度任用職員採用試験のテスト原本及び点数の内訳のわかるもの	教育委員会 総合教育部 教育政策課	部分開示 15-1-2 15-1-8	
98	R4. 3. 18	R4. 3. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	部分開示 15-1-4	
99	R4. 3. 24	R4. 3. 30	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 (総務・地域サービス担当)	不存在 ※7	
100	R4. 3. 25	R4. 4. 8	ケース記録 葬儀費用申請書 葬儀費用請求明細書	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-4	
101	R4. 3. 25	R4. 4. 8	葬儀費用領収書、見積書	健康福祉部 福祉事務所 (生活福祉担当)	不存在 ※8	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
102	R4. 3. 29	R4. 4. 11	内部通報に係る対応について	総務部 コンプライアンス 推進課	開示	

(注)15-1-〇は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項各号に規定する次の非開示情報に該当するとして、開示されなかった部分があることを示しています。

- 15-1-1…第15条第1項第1号 開示請求者に関する情報
- 15-1-2…第15条第1項第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
- 15-1-3…第15条第1項第3号 法令秘情報
- 15-1-4…第15条第1項第4号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 15-1-5…第15条第1項第5号 任意提供情報
- 15-1-6…第15条第1項第6号 公共の安全等に関する情報
- 15-1-7…第15条第1項第7号 審議、検討等情報
- 15-1-8…第15条第1項第8号 事務又は事業に関する情報
- 15-1-9…第15条第1項第9号 公益的非開示情報

不存在の理由

- ※1 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※2 本件請求に係る文書は、保存期間内の文書の中に存在しないため。
- ※3 システムで保存する年限を超えているため。福祉事務所において管理していないため。
- ※4 廃棄しているため。
- ※5 対象期間内に本請求に係る申請書の提出がなかったため。
- ※6 対象文書が保存年限内に存在しないため。
- ※7 対象期間内に住民票の写しの請求がなかったため。
- ※8 現に保有していないため。

部分訂正の理由

- ※1 当該請求内容の一部については、調査等を行ったが、訂正請求に係る事実関係が明らかにならなかったため。また、一部の文書については、その性質が、内容の正誤に関わらずその時点での発言を記録するものであるため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第634号

枚方市個人情報保護条例第10条第3項第6号（保有個人情報の外部提供）の規定による諮問

諮問事項	ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム商品券事業に係る保有個人情報の外部提供について		
審議日	令和3年(2021年)7月9日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域における消費を喚起・下支えすることにより、市内の感染症対策店を支援し、及び市民の経済的負担を軽減するため、プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）の販売等をする「ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券事業」（以下「本事業」といいます。）を北大阪商工会議所、枚方市商業連盟、枚方信用金庫、枚方市を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が実施します。</p> <p>本事業の実施に当たり、実行委員会が市内の全世帯に対して商品券の購入抽選券を郵送し、また、市民からの問い合わせに対応するため、枚方市が保有する住民基本台帳情報の一部が必要となります。</p> <p>また、購入抽選券の発送後に配達不能で戻ってきた場合には、住民基本台帳上の住所以外の送付先情報等の提供が必要です。</p> <p>本諮問は、枚方市が保有する住民基本台帳情報並びに国民健康保険室及び地域健康福祉室が保有する送付先情報等を実行委員会に提供することに対応するものです。</p> <p>2 保有個人情報の提供先 実行委員会</p> <p>3 提供する保有個人情報の項目 別紙のとおり</p>			

諮問第635号

枚方市個人情報保護条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものから収集）の規定による諮問

諮問事項	ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム商品券事業に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について		
審議日	令和3年(2021年)7月9日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域における消費を喚起・下支えすることにより、市内の感染症対策店を支援し、及び市民の経済的負担を軽減するため、プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）の販売等をする「ひらかたコロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券事業」（以下「本事業」といいます。）を北大阪商工会議所、枚方市商業連盟、枚方信用金庫、枚方市を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が実施します。</p> <p>本事業の実施に当たり、実行委員会が市内の全世帯に対して商品券の購入抽選券を郵送しますが、配達不能で戻ってくる場合が発生することが見込まれるため、住民基本台帳上の住所以外の送付先情報等の提供が必要となります。実行委員会に当該情報を提供するため、実行委員会から配達不能になった世帯の情報を収集します。</p> <p>本諮問は、本人又はその法定代理人以外のもの（実行委員会）から個人情報を収集することに対応するものです。</p> <p>2 本人又はその法定代理人以外のものから収集する本人の個人情報 別紙のとおり</p>			

諮問第636号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について		
審議日	令和3年(2021年)7月9日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、令和3年(2021年)8月以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しようとしていることから、規則第7条第1項の規定に基づき、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民の意見を求めるとともに、規則第7条第4項の規定に基づき、得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しの検討を終えましたので、同項の規定により、当該見直しの検討後の評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。</p> <p>① 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。</p> <p>② 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。</p> <p>2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書別添のとおり</p> <p>3 関係規定の条文別紙のとおり</p>			

諮問第637号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書(電子計算機の電気通信回線による接続)の規定による諮問

諮問事項	療養者情報システムの電気通信回線による接続について		
審議日	令和3年(2021年)7月20日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により入院患者の増加が見られた場合、重症者に対する医療資源の確保が重要となることから、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年(2020年)4月2日付け事務連絡)において、軽症者等については民間の宿泊施設等での宿泊療養を実施する旨の方針が示され、大阪府の区域においては大阪府が宿泊療養施設や搬送手段等の確保・調整を行っています。しかし、感染者が爆発的に増加した時期には、宿泊療養を要すると判断された患者の療養先や搬送手段の調整に時間を要し、宿泊療養施設に空室があるにもかかわらず宿泊の案内に数日を要するといった事案が発生しました。</p> <p>こうした状況を受け、円滑な療養開始につなげることを目的に、市町村が直接療養先等と調整を行うことができる「療養者情報システム」を大阪府が構築したことから、枚方市においても感染者への迅速かつ適切な対応と業務効率の向上を図るため、これを利用するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、大阪府等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得ることとなることに対応するものです。</p> <p>2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時取得し得る保有個人情報の項目別紙のとおり</p> <p>3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得しうる者 大阪府、宿泊療養施設に常駐する医療従事者、宿泊療養施設、搬送事業者</p> <p>4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり</p>			

諮問第638号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	食品等に係る輸出証明書発給システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について		
審議日	令和4年（2022年）2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条に基づく輸出証明書の申請・発行については、農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から紙媒体の申請書の提出を保健所で受け、輸出証明書の発行を行っています。</p> <p>今般、農林水産省が、手続をワンストップで行うための輸出証明書発給システム（以下「本システム」といいます。）を整備し、令和4年（2022年）4月から運用を開始する予定です。これにより、事業者は、オンラインで証明書の申請を行うことが可能となり、利便性が向上します。</p> <p>本市においても、従来の紙媒体の申請と並行して、本システムを用いてオンラインで申請を受け、証明書の発行業務を行うことが可能となります。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p> <p>2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目別紙のとおり（自己の申請に係る情報に限る。）</p> <p>3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 輸出証明書の発行の申請を行った者</p> <p>4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり</p>			

諮問639号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について		
審議日	令和4年（2022年）2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しています。</p> <p>今般、国のワクチン接種記録システム（以下「VRS」といいます。）による新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の利用、VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始に伴い、当該特定個人情報ファイルに規則第11条に規定する重要な変更を加えることとしました。</p> <p>つきましては、規則第7条第1項の規定に基づき、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民の意見を求めるとともに、規則第7条第4項の規定により、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。</p> <p>① 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。</p> <p>② 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。</p> <p>2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書別紙のとおり</p> <p>3 関係規定の条文別紙のとおり</p>			

諮問第640号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種記録システム（VRS）の電気通信回線による接続について		
審議日	令和4年（2022年）2月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種においては、国のワクチン接種記録システム（以下「VRS」といいます。）を利用し、予防接種履歴の管理等を行うに当たりVRSと医療機関が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することについては、既に令和3年（2021年）3月25日付け諮問第633号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>今般、国が提供するアプリケーションを通じて、市民に対する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付が可能となりました。当該電子交付は、被接種者がアプリケーションから、本市に接種記録の照会を行うことで、VRS上の接種記録を被接種者が使用する端末上に表示するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と被接種者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、これらの者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p> <p>2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 被接種者の漢字氏名、生年月日、接種履歴（接種年月日、ワクチンの種類、メーカー名、製品名、製造番号、接種国）</p> <p>3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 被接種者（接種日時時点で、本市に住所を有していた者に限る。）</p> <p>4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり</p>			

情 個 審 答 申 第 6 4 号
令和3年（2021年）12月22日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年（2021年）9月21日付け総コ推第35—9号により諮問のあった保有情報不存在決定（令和3年（2021年）3月19日付け都調第234号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部開発指導室開発調整課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）3月8日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇新築工事に係る、①開発者に係る行政文書目録全て、②〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇～住民説明会に係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第11条第2項に基づき枚方市長へ届出た資料一式（以下「本件請求情報②」という。）、③開発者等と枚方市が同条例第5条第1項に基づき取り交わした文書（覚書）、④同条例第5条第2項「当該紛争が生じた場合、誠意をもってこれを解決しなければならない」に関して「紛争」の定義を定めた文書及びこの条例に違反すれば開発者等への罰則規定が置かれているが「罰則規定」が適用される定義を定めた文書。なお、それが市の裁量やケースバイケースであった場合は、その旨で判断すると意思決定された文書（以下「本件請求情報④」という。）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）3月19日、実施機関は、本件請求のうち本件請求情報②及び本件請求情報④に係る部分に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

本件請求情報②については、当該対象とされる届出がないため。

本件請求情報④については、これを作成していないため。

なお、本件請求のうち、その他の部分に対しては、別途保有情報部分公開決定が行われている。

3 審査請求

令和3年（2021年）4月6日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求情報②及び本件請求情報④の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応

答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号。以下「開発手続条例」という。）11条1項では、開発者は、開発事業に伴う事前協議（以下「事前協議」という。）に係る届出を行ったときは速やかに、開発区域の周辺住民（以下「周辺住民」という。）に対し、当該開発事業の計画の内容について具体的かつ平易に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない旨が規定されており、同条2項では、前項の規定により説明を行ったときはその旨を市長に届け出なければならないとされている。また、枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則（平成17年枚方市規則第53号。以下「開発手続条例施行規則」という。）7条2項により、その届出は説明結果届出書により行うものとし、届出の時期は公共・公益施設の整備等に係る協議書の提出の際とされている。
- 2 審査請求人は、本件請求情報②の公開を求めて情報公開請求を行ったが、実施機関は対象とされる届出がないことを理由に本件処分を行った。
- 3 確かに、当該住民説明会は、開発者が事前協議に係る届出に伴う説明結果届出書を実施機関に提出した後に開催されたものであるが、当初の工事の内容を大きく変更するという内容であり、その理由の説明を開発者に求めても、不誠実な対応しかしないこと、また、現に開発者と周辺住民の間で紛争が発生しており、開発手続条例5条2項に定める開発者等の責務が果たしていない状態であり、実施機関もそれを認識していることから、開発手続条例を形式的に解釈運用するのではなく、開発手続条例の趣旨に鑑みて、実施機関は当該住民説明会についても開発者に開発手続条例に基づく届出を求めるべきである。
- 4 また、開発手続条例5条2項では、「開発者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じないように努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってこれを解決しなければならない。」と規定しているが、当該紛争は開発者が積極的に生じさせたものであり、条例違反であることから開発者に罰則規定を適用するべきであるが、その適用基準が存在しないことは不合理である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存決定通知書、弁明書及び再弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に係る開発者は、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に事前協議に係る届出を行い、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に公共・公益施設の整備協議を完了している。その後、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に公共・公益施設の整備協議についての変更協議を完了したが、新たな変更箇所が発生したため、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日に当該開発区域の周辺住民に開発手続条例11条1項の規定による説明を行い、同年9月8日に2回目の

変更協議である公共・公益施設整備協議書を提出する際に、同条2項の規定に基づき、当該説明の結果を説明結果届出書により実施機関に届け出た。

- 2 実施機関は、説明結果届出書と添付の計画説明概要報告書により、開発者において開発手続条例11条1項の規定に基づく説明が行われたものと判断したことから、開発者に対し、同項の規定に基づき、当該開発地域の周辺住民に対する更なる説明を求めなかったため、その後、実施機関は、開発者から新たに説明結果届出書の提出を受けおらず、本件請求情報②に係る文書は保有していない。なお、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日の説明会については、その内容から、開発手続条例に基づいて行われたものとは判断していない。
- 3 また、開発手続条例5条2項において規定する紛争とは、一般的にその用語が持っている意味で用いているものであり、当該用語に関し特段の定義を定めていない。
- 4 開発手続条例29条の規定（「市長は、この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又はこの条例に基づき市長が定める基準を遵守しない開発者等に対し、必要な措置をとることを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。」）を指して罰則規定というが、当該規定は、枚方市行政手続条例（平成9年枚方市条例第10号）2条5号に規定する不利益処分又は同条7号に規定する行政指導である。
- 5 本件請求情報④は、開発手続条例29条に規定する指導、勧告及び命令を適用する場合における判断基準を指すと思われるが、同条の規定の適用に関しては、実施機関に一定の判断の余地（裁量）があるところであり、実施機関において、現に具体的な判断基準を定めていないことから、本件請求情報④に係る文書は保有していない。
- 6 以上のことから、本件請求に係る文書を保有していないため、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、開発者が開発手続条例11条2項の規定に基づき届け出た〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に開催された住民説明会に係る文書（本件請求情報②）並びに開発手続条例5条2項に規定する紛争の定義に係る文書及び開発手続条例29条の規定による指導、勧告及び命令を行う場合の判断基準を定めた文書（本件請求情報④）の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求情報②に関しては、上記①における「対象とされた保有情報を取得していない」旨を、また、本件請求情報④に関しては、上記①における「対象とされた保有情報を作成していない」旨を主張しているので、実施機関の事務処理において、本件請求情報②が取得されるものであるか、また、本件請求情報④が作成されるものであるか、さらには、それらの実施機関の主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

3 本件請求情報②について

- (1) 開発者は、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に実施機関に対して事前協議に係る届出を行い、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に公共・公益施設の整備協議を完了している。その後、〇〇年（〇〇年）〇〇月から〇〇月にかけて変更に関する開発手続条例 1 1 条 1 項の規定による説明を行い、これに関しても、同年〇〇月〇〇日に開発手続条例 1 1 条 2 項の規定に基づき説明結果届出書が提出されている。
- (2) 審査請求人は、その後、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に開発者が行った説明会についても、開発手続条例 1 1 条 2 項に規定する開発者の届出義務ないし開発手続条例 5 条 2 項に規定する開発者の責務によって、実施機関に説明結果報告書を提出させるべきである旨主張する。
- (3) 確かに、開発事業を巡り、開発者と周辺住民との間において問題が生じている中で、市として、開発者に対して積極的に情報提供を求めるべきであるという審査請求人の主張は一定理解することができるが、本件審査請求に関して当審査会が判断することができるのは、上記 2 で述べている事項についてである。
- (4) 開発手続条例 1 1 条 1 項において、「開発者は、開発事業に伴う事前協議に係る届出を行ったときは速やかに、開発区域の周辺住民に対し、当該開発事業の計画の内容について具体的かつ平易に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。」と規定しており、同条 2 項において、「開発者は、前項の規定により開発区域の周辺住民に対する説明を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。」と規定している。そして、この市長への届出に関し、開発手続条例施行規則 7 条 2 項では、「条例第 1 1 条第 2 項の規定による届出は、説明結果届出書により行うものとし、当該届出の時期は、公共・公益施設の整備協議書の提出の際とする。」と規定しているが、開発者が公共・公益施設の整備協議書の提出に際して説明結果届出書を提出した後に、自主的に開発区域の周辺住民に対する説明を追加的に行った場合、開発手続条例 1 1 条 1 項に規定する手続を要するような変更に関するものである場合を除き、実施機関において開発者に対し当該説明の結果の届出を求め、又は開発者自らが実施機関に対し当該説明の結果を届け出なければならない規定は設けられていない。
- (5) そして、実施機関は、〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日に開発者から提出された説明結果届出書と添付の計画説明概要報告書により、開発者において開発手続条例 1 1 条

1 項の規定に基づく説明が行われたものと判断したことから、開発者に対し、同項の規定に基づき、開発区域の周辺住民に対する更なる説明を求めなかったため、開発者から本件請求情報②に係る届出を受けていないとする実施機関の主張は、上記(4)の開発手続条例及び開発手続条例施行規則の規定内容と合致している。

- (6) そうすると、本件請求情報②を取得していないとする実施機関の主張には何ら不自然な点はなく、他に本件請求情報②の存在を推認させる事情も認められないことから、実施機関の主張に、特段、不合理な点があるとは言えない。

4 本件請求情報④について

(1) 開発手続条例 5 条 2 項に規定する紛争の定義に係る文書

① 審査請求人は、開発手続条例 5 条 2 項において、開発事業等に伴って紛争が生じた場合における解決を開発者の責務としているにもかかわらず、実施機関において当該「紛争」についての定義がされていないのは不合理であると主張する。

② これに対して、実施機関は、開発手続条例 5 条 2 項において規定する「紛争」とは、一般的にその用語が持っている意味で用いているものであり、当該用語に関し特段の定義を定めていないと主張する。

③ 一般に、法令等の中で用いる用語の意義は、国語的あるいは社会通念により定まるものであるが、当該用語自体に広狭の幅があったり、多義的に使われる場合もあり、さらには、立法目的から当該用語の意義を一定拡張し、あるいは一定縮小して用いなければならない場合もあり、このような場合には、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすために、法令等の中に、当該用語の意義を定めるための定義規定が置かれることがある。これを踏まえて開発手続条例を読むと、「紛争」という用語に特に定義がされておらず、また定義をしなければならない特段の事情も見当たらないことから、「紛争」の定義を定めていないとする実施機関の主張には一定の合理性が認められる。

④ そうすると、開発手続条例 5 条 2 項に規定する紛争の定義に係る文書を作成していないとする実施機関の主張には何ら不自然な点はなく、他に当該文書の存在を推認させる事情も認められないことから、実施機関の主張に、特段、不合理な点があるとは言えない。

(2) 開発手続条例 29 条の規定による指導、勧告及び命令を行う場合の判断基準を定めた文書

① 審査請求人は、開発手続条例 29 条の規定（「市長は、この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又はこの条例に基づき市長が定める基準を遵守しない開発者等に対し、必要な措置をとることを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。」）を罰則規定であるとし、その適用基準がないことは不合理であると主張する。

② これに対して、実施機関は、開発手続条例 29 条に規定する指導、勧告及び命令

(以下「指導等」という。)は、審査請求人が言うところの罰則ではなく、枚方市行政手続条例(平成9年枚方市条例第10号)2条5号に規定する不利益処分又は同条7号に規定する行政指導に該当し、不利益処分や行政指導を行うに際しては、実施機関に一定の判断の余地(裁量)があり、実施機関においては、現に具体的な判断基準を定めていない旨主張する。

- ③ 開発手続条例29条に規定する指導等については、実施機関が主張するとおり、罰則ではなく、枚方市行政手続条例2条5号に規定する不利益処分又は同条7号に規定する行政指導と考えられるところであり、少なくとも、開発手続条例29条に規定する命令は、当該不利益処分に当たると考えられる。そして、審査請求人が言うところの「適用基準」、実施機関が言うところの「判断基準」はいずれも、枚方市行政手続条例12条1項に規定する「処分基準」を意味するものと思われる。
- ④ この「処分基準」に関し、枚方市行政手続条例では、同条例12条1項において、「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定しており、この規定が設けられた趣旨は、不利益処分の相手方においては、どのような場合にどのような不利益処分がされるのかについて一定の予見可能性が得られ、行政庁においては、その判断過程の透明性の向上が図られるというものである。一方で、一般的に、処分に関する行政庁の裁量は比較的広くあり、また、不利益処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといったこともあり、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難なものもあることから、処分基準の設定については努力義務にとどめられていることを踏まえると、処分基準を定めていないとする実施機関の主張は、枚方市行政手続条例12条1項の規定に違反しているとは言えない。
- ⑤ そうすると、開発手続条例29条の規定による指導、勧告及び命令を行う場合の判断基準を定めた文書を作成していないとする実施機関の主張に何ら不自然な点はなく、他に当該文書の存在を推認させる事情も認められないことから、実施機関の主張に、特段、不合理な点があるとは言えない。

5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年(2021年) 9月22日	諮問書の收受
令和3年(2021年) 9月30日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会か

	ら審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和3年(2021年) 11月26日	審査
令和3年(2021年) 12月22日	答申

情 個 審 答 申 第 6 5 号
令和3年（2021年）12月27日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年（2021年）9月21日付け総コ推第129—9号により諮問のあった保有
情報不存在決定（令和3年（2021年）5月21日付け都査第236号）に対する審査
請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部開発指導室審査指導課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）4月30日付けの保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇の北側道路（枚方市〇〇付近）の接道に関しての枚方市と事業者との協議文書や図面の一切、②枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項各号における事業者側の文書や図面の一切、③枚方市開発事業等の手続等に関する条例第11条第2項に基づく届出文書一切」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）5月21日、実施機関は、本件請求のうち①に関する保有情報であって、枚方市と事業者の協議文書に対応するもの（以下「本件請求情報」という。）について、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

〇〇年（〇〇年）〇〇月〇〇日付け枚方市指令都査第〇〇号都市計画法第35条の2第1項の開発行為の変更許可申請に係る〇〇の北側道路を含む図面は存在するが、当該道路の接道に関しての協議は行っていないため。

なお、本件請求のうちその他の部分に対しては、別途保有情報部分公開決定又は保有情報不存在決定が行われている。

3 審査請求

令和3年（2021年）6月3日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号。以下「開発手続条例」という。）において、1条では「良好な都市環境の保全及び形成を図り、

もって秩序ある調和のとれたまちづくりに資することを目的とする」と、4条では「本市は、第1条に規定する目的を達成するため、開発事業等が行われる場合においては適切な指導及び調整を行い」と謳っている。

- 2 ○○の北側道路（以下「本件道路」という。）の接道に関する図面を保有し、良好な都市環境等に影響のある開発事業が行われようとしていることを把握しておきながら開発者に協議させていないのは、適切な指導及び調整を行っていないことになり、これらの規定の趣旨に反している。
- 3 したがって、協議文書が不存在とする決定は、本来協議をする必要があるにも関わらず、協議をしていない瑕疵ある行政行為に当たるため、開発者と協議の上、協議文書を作成し、情報公開請求の対象にするべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書、弁明書、再弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）において、開発行為（同法4条12項に規定する開発行為をいう。）を行おうとする場合は、同法29条の規定に基づく許可を受ける必要がある。この場合、道路については、同法33条1項2号に定める基準に基づき、接道要件を満たしているか等について協議を行うこととなる。また、開発手続条例12条において、開発許可の申請を行う前に、開発事業において整備等を行う公共・公益施設についての協議（以下「条例協議」という。）をすることが定められている。
- 2 本件請求情報は、本件道路の接道に関しての枚方市と事業者の協議文書であるが、本件道路は、○○の建設に係る条例協議及び当該開発行為に係る当初の許可申請時（○○年（○○年）○○月○○日）においては計画上存在していなかったことから、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）25条2号の基準に基づく接道としての協議対象となる道路ではなかった。
- 3 その後、実施機関は、開発者が○○年（○○年）○○月○○日に行った当該開発行為に係る変更許可申請により、本件道路が計画されていることを把握したが、申請図面により、本件道路が○○の敷地内に造られるものであること、災害の発生等により緊急に使う必要性が生じたとき以外は通行できないような措置を講じ一般通行の用に供するものでないと同○○から説明を受けたことから、都市計画法施行令25条2号の基準に基づく接道としての協議の対象となる道路ではないと判断した。
- 4 以上のことから、本件請求情報に係る文書を保有していないため、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討

した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、本件道路の接道に関して枚方市と事業者が行った協議文書の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求情報について、上記①の「対象とされた保有情報を作成していない」旨を主張しているので、実施機関の事務処理において、本件請求情報が作成されるものであるか、さらには、その実施機関の主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。
- 3 枚方市では、開発手続条例において、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可、指定等の申請については、開発手続条例7条1項に基づいて行われる開発事業の計画についての市長との事前協議及びその後に開発手続条例12条の規定に基づいて行われる市長等の条例協議（公共・公益施設の整備等に係る協議）を経た上で、それらの協議の結果に基づいて行わなければならないことが定まっている。
- 4 本件道路は当初の条例協議の段階で計画上存在していなかったが、その後の開発行為の変更許可申請の段階において、実施機関は、本件道路が〇〇の敷地内に造られること、災害の発生等により緊急に使う必要性が生じたとき以外は通行できないような措置を講じ一般通行の用に供するものではないと説明を受けた。このことから、本件の接道は協議の対象となる道路ではないと判断したため開発者との協議を行っておらず、本件請求情報を作成していないとする実施機関の説明については、合理性を欠くものとは認められず、何ら不自然な点はない。他に当該情報の存在を推認させる事情も認められないことから、実施機関の主張に、特段、不合理な点があるとは言えない。
- 5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。
- 6 なお、審査請求人の主張は、本件請求情報が不存在であることを認めた上で、実施機関に対して開発者と新たに協議を行い、当該協議の結果を文書化し、これを公開するよう求めているものであるが、この行政不服審査制度は情報公開請求に対する決定に係る妥当性を判断する制度であるから、審査請求人の主張に応えることは困難であると言わざるを得ない。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年（2021年）	諮問書の收受

9月22日	
令和3年(2021年) 9月30日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和3年(2021年) 12月27日	審査
令和3年(2021年) 12月27日	答申

情 個 審 答 申 第 6 6 号
令和3年（2021年）12月27日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年（2021年）9月21日付け総コ推第144—9号により諮問のあった保有
情報不存在決定（令和3年（2021年）6月8日付け保衛食第1040号）に対する審
査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は健康福祉部保健所保健衛生課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）5月28日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「保健衛生課が委託している大阪府及び森林センターに支払いをした委託料について、大阪府及び森林センターによる領収書全て」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）6月8日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

会計手続上、支払の完了は振込明細書で確認しており、市から領収書の発行を求めているため。

3 審査請求

令和3年（2021年）6月15日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 民法（明治29年法律第89号）486条では、弁済をした者は弁済を受領した者に対して受取証書（領収書）の交付を請求することができる旨が規定されているところ、実施機関は、同条の規定による領収書の交付を大阪府及び森林センターから受けていないのは、法人としての透明性を確保するという観点から不適當である。
- 2 本件請求の際、実施機関に対しては、公開を求める保有情報は、「大阪府および森林組合による実費の餌代、砂代等の明細が記載された領収書」と説明しているにもかかわらず、実施機関は、弁明書の内容から判断して、そのことを正しく認識していない。
- 3 令和3年（2021年）7月初旬、実施機関に対して、「大阪府および森林組合によ

る実費の餌代、砂代等の明細が記載された領収書」に関する問合せをしたところ、委託先からそのような領収書の提出は求めていないため不存在であるとの回答を得たが、領収書を求めていないことが問題である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書及び弁明書の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が本件請求において公開を求めている保有情報は、大阪府及び大阪府森林組合（以下「大阪府等」という。）から実施機関に提出されている「領収書」そのものである。
- 2 大阪府等に対する委託料の支払は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）165条の2及び枚方市会計規則（平成11年枚方市規則第6号）80条の規定により口座振替の方法により行われている。
- 3 口座振替の方法によって支払を行う場合は、枚方市会計規則80条1項後段の規定により、指定金融機関から振込資金に係る受取書を徴することとされており、同条2項の規定により、当該受取書が領収書とみなされていることから、別途、大阪府等から「領収書」を徴する必要はない。
- 4 よって、本件請求に係る保有情報を保有しておらず、公開することができない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、実施機関が大阪府等に支払った委託料について、大阪府等が実施機関に交付した領収書の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求に係る情報について上記①の「対象とされた保有情報を取得していない」旨を主張しているので、実施機関の事務処理において、本件請求に係る情報が取得されるものであるか、さらには、実施機関の当該主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

- 3 実施機関は、大阪府等に対する委託料の支払を、地方自治法施行令165条の2及び枚方市会計規則80条の規定による口座振替の方法（以下「口座振替の方法」とい

う。)により行っており、この点に争いはない。

- 4 枚方市会計規則80条1項後段の規定において、口座振替の方法により支払手続をした場合は、指定金融機関から振込資金に係る受取書を徴することとされていることから、実施機関は振込資金に係る受取書を徴している。また、同条2項の規定により、当該受取書が領収書とみなされることとされている。
- 5 そうすると、本件請求に係る情報を取得していないとする実施機関の主張には何ら不自然な点はなく、他に当該情報の存在を推認させる事情も認められないことから、実施機関の主張に、特段、不合理な点があるとは言えない。
- 6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。
- 7 なお、審査請求人は、本件請求に係る情報について、実施機関に対して「大阪府および森林組合による実費の餌代、砂代等の明細が記載された領収書」と説明したにもかかわらず、審査請求人の説明の内容を実施機関が正しく認識していなかった旨主張しているところであり、本件請求において特定した情報に齟齬があったことをうかがい知るところである。仮に、本件請求に係る情報が審査請求人がいうところの実費の餌代、砂代等の明細が記載された領収書と特定されていたとしても、不存在という結果には何ら変わりはないものと考えられるものの、情報公開請求があった場合における対象情報（文書）の特定は、適正な制度運用の根幹であり、今後は、情報公開請求をした者との確認を十分に行うことにより、情報公開請求の対象情報の特定に遺漏が生じないように留意されたい。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年（2021年） 9月22日	諮問書の收受
令和3年（2021年） 9月30日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和3年（2021年） 12月27日	審査
令和3年（2021年） 12月27日	答申

情 個 審 答 申 第 6 7 号
令和4年（2022年）3月24日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年（2021年）9月21日付け総コ推第84—9号により諮問のあった保有情報不存在決定（令和3年（2021年）4月20日付け都調第94号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部開発指導室開発調整課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）4月7日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①令和3年3月29日の開発調整課〇〇氏【電話録音済】によると、条例第5条の開発者の責務として規定されている第2項において「開発者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じないように努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってこれを解決しなければならない。」とあるが、条例を制定してきながら「紛争の定義はない」、「しなければならないと義務を課しているが、それは開発者姿勢の話だ」と発言され、それは開発調整課の意思決定であると主張をしている。意思決定された以上は当然に意思決定に至る文書が存在するはずである（枚方市文書管理規定第3条（4）に規定する保存すべき文書（市における経緯も含めた意思決定に至る過程））ので、市としての意思決定文書（稟議文書だけでなく、組織的に共用する文書全て）について、情報公開請求を行う。②開発調整課〇〇氏と〇〇との交渉記録（令和3月中全て）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）4月20日、実施機関は、本件請求のうち①に関する保有情報（以下「本件請求情報」という。）に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

本請求に対応するものを作成する必要がないため。

なお、本件請求のうち、その他の部分に対しては、別途保有情報不存在決定が行われている。

3 審査請求

令和3年（2021年）4月30日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号。以下「開発手続条例」という。）5条2項「開発者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じないように努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってこれを解決しなければならない。」について、実施機関の職員から、「紛争の定義はない」、「しなければならぬと義務を課しているが、それは開発者姿勢の中だ」と説明を受け、これら条例解釈は実施機関の意思決定であるとの発言があった。
- 2 市としての意思決定である以上、当然に意思決定に至る文書が存在し、さらにそれは枚方市文書取扱規程（平成31年枚方市訓令第5号）3条1項4号に規定する保存すべき公文書に該当し、保存されてしかるべきである。
- 3 そもそも「作成する必要がない」という実施機関の説明は、公開条例3条に規定する「実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。」という実施機関の責務を放棄しているものである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書、弁明書及び再弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求情報は、開発手続条例5条2項に規定する「紛争」の定義及び「開発者等の責務」の解釈に関して実施機関が行った意思決定に係る文書であると考えられる。
- 2 市が条例や規則等に用いる用語は、その用語が持っている一般的な意味で用いることを通例としており、当該用語に特別な意味を持たせる場合は、条例や規則等において定義規定を設けることとなる。開発手続条例5条2項に規定する「紛争」という用語については、特段の定義規定は設けられておらず、このことは、条例の制定当時、当該用語については一般的な意味で用いることで足りるとの判断がなされたことを意味するところであり、また、条例の制定以降現在に至るまで、当該用語の定義について、特段の決裁又は意思決定が行われた事実はない。
- 3 同様に、条例や規則等に規定されている内容が一般的な意味で書かれているような場合には、当該規定の解釈に疑義を生じないことから、特段の解釈規定が設けられないこととなるが、開発手続条例5条2項に規定する「開発者の責務」については、開発者等の一般的な責務として規定されているものであり、条例の制定以降現在に至るまで、当該規定の解釈について、特段の決裁又は意思決定が行われた事実はない。
- 4 実施機関は、開発手続条例の制定当時の判断に基づき条例運用を行っており、現時点において「紛争」の定義及び「開発者等の責務」の解釈に関し何らかの意思決定を行った事実はないところ、本件請求に先立って行われた実施機関の職員による審査請求人へ

の説明において誤解を生む点があったことは否定できないが、以上のことから、本件請求に係る文書を保有していないため、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件審査請求は、開発手続条例5条2項に規定する「紛争」の定義及び「開発者等の責務」の解釈に関して実施機関が行った意思決定に係る文書の不存在決定について提起されたものである。

2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求情報について上記①の「作成していない」旨を主張しており、本審査会では、実施機関の事務処理において、紛争の定義及び開発者等の責務の解釈に係る文書が作成されるものであるか、さらには、実施機関の当該主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

3 開発手続条例の規定を確認したところ、「紛争」という用語について、意義に広狭の幅があったり、多義的に用いられているなどの事情は認められず、また同様に、「開発者等の責務」についても、一般的な内容として規定されているものであり、実施機関として、定義、解釈基準等を定めておくべき特段の事情も見当たらないことから、実施機関の主張には合理性が認められる。

4 以上のことから、これらに関して特段の決裁又は意思決定を行わなければならない事情はなく、本件請求情報を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。その他に本件請求情報の存在を推認させる事情も認めることができない。

5 なお、審査請求人は、実施機関から、開発手続条例5条2項に規定する「紛争」の定義がないこと及び「開発者等の責務」は開発者の姿勢であることについて、実施機関の意思決定であるとの説明を受けており、意思決定である以上、当然に意思決定に至る文書が存在するはずであると主張している。この点について、実施機関は、本件請求に先立って行われた実施機関の職員による審査請求人への説明において、誤解を生む点があったことを認めており、当該誤解を生むような説明をしたことの適否の問題はあるものの、上記審査請求人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年(2021年) 9月22日	諮問書の収受
令和3年(2021年) 9月30日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和3年(2021年) 12月27日	審査
令和4年(2022年) 3月24日	審査、答申

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和3年度(2021年度)

令和4年(2022年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

Eメール complan@city.hirakata.osaka.jp

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>